

2025年度 通常総代会 議案書

【議案】

- 第1号議案 2024年度事業報告書および決算関係書類等承認の件
- 第2号議案 2025年度事業計画及び予算決定の件
- 第3号議案 役員報酬限度額決定の件
- 第4号議案 議案決議効力発生の件
役員選挙

2025年5月22日（木）

18：00 受付開始 18：30 議事開始

北海道大学構内 工学部オープンホール

北海道大学生生活協同組合

設立趣意書

北海道大学生生活協同組合

敗戦後、新たな意志と目標とを持って再び学校に戻って来た学生を迎えたのは不完全経済の波であり、荒狂うインフレの波であった。その混乱のさなかに北海道大学協同組合は生まれた。「学園の自治」「学問の自由」を守るためには学生も教職員ともに、まず自らの生活を自らの手で守らねばならなかったのである。爾来十年、幾多の曲折はあったが北大協同組合は常に組合員相互の信頼をもとに組合員の総意によって運営され、学園の福利厚生施設の改善整備に、組合員の文化的、経済的生活の向上に大きな役割をはしてきた。

近来「戦後は終わった」ということが各方面で叫ばれ、特に昨年は経済界が、それこそ「神武以来の好景気」に湧いたといわれたが、私たちの生活は決して楽なものではない。むしろ国鉄運賃、消費者米価の値上げは直接間接を問わず、私たちの生活に大きな影響を与えている。しかも、よりよい学園生活の建設を目指す私たちの運動に対する圧迫は最近ますます激しさを加え、私たちの正当な権利を否定しさろうとしている。この時にあたり、私たちは協同組合の使命の重大さを改めて痛感するとともに、この組合の社会的な信用を一層高め、その基礎をより強固なものにしなければならないと考える。以上の理由から北海道大学協同組合は消費生活協同組合法に則り「北海道大学生生活協同組合」として新たに発足しようとするものである。

北大生協は、1947年（昭和22年）6月13日に、当時の大学厚生部が中心になり、「北海道大学協同組合」として、伊藤誠哉学長（当時）を初代理事長に設立された。このときに設立趣意書も作成されたのではないかと思われるが、史料が残っていない。

北海道大学協同組合は1957年（昭和32年）11月1日に法人化のための総会を行い、ここで名称を「北海道大学生生活協同組合」に改めこの設立趣意書を採択した。

1957年版の設立趣意書については何種類かの版が今日に伝わっている。（句読点や改行の位置、「とき」とするか「時」とするか、などの違いがある。）これは、1975年9月発行の「北大生協創立二十五年史」に掲載されている設立趣意書である。

（2006.06.23 専務理事 柳田記）

2025 年度通常総代会 議事次第

1. 開会宣言
2. 議長選出
3. 理事長挨拶
4. 書記・議事運営委員指名
5. 議事
 - 第 1 号議案 2024 年度事業報告書および決算関係書類等承認の件
 - 第 2 号議案 2025 年度事業計画及び予算決定の件
 - 第 3 号議案 役員報酬限度額決定の件
 - 第 4 号議案 議案決議効力発生の件
 - 役員選挙
6. 閉会宣言

以上の議案に関し、活発なご審議のうえご承認いただきますようお願い致します。

代表理事 理事長 坂爪 浩史
代表理事 専務理事 齋藤 真廣
他理事一同

第1号議案

2024年度事業報告書および決算関係書類等承認の件

I 事業報告書

【1】組合の事業活動の概況に関する事項

1. 事業年度の末日における重要な事業活動の内容

供給及び 利用事業	物品	書籍、文具、教育機器、衣料白衣、電気製品、家具、その他組合員の日常生活に必要な物資を供給する事業
	サービス 提供	組合員に食事を提供する事業、アパートや学生会館の斡旋及び管理する事業、国内旅行・海外留学等の旅行業務を取り扱う事業、公務員講座や業界セミナーなど就職活動にかかわる事業、その他日常生活に必要なサービスを提供する事業
その他		組合員の生命と財産を守る学生総合共済、学生賠償責任保険等の共済・保険の業務委託事業

2. 事業の経過及びその成果並びに対処すべき重要な課題

2-1 事業の経過及びその成果

<はじめに>

2024年度は再生三ヶ年計画の2年目として、1年目に準備してきた取り組みを本格的に開始した年となりました。

店舗利用者を中心に「北部店ミーティング」や「ポプラミーティング」を開催し、年間を通じて「総代のつどい」にて総代と直接コミュニケーションを図りました。「ポプラミーティング」では、ハラルメニューの実現を契機として生協加入が進みました。それぞれの対話から寄せられた要望を一つずつ実現しています。また、組合員加入を促進するため、「食堂メニュー非組合員割増料金」を設定しました。これにより多くの方に加入いただくことが出来ました。

下期には、学部店ごとに事務長や学科長と懇談を行い、利用が少ない時間帯や期間における営業時間の短縮や無人営業による延長営業について意見交換（対話）を実施し、ご理解を頂きました。この取り組みは、効率化とサービス向上の両面から、最適な提案を進めるための足掛かりとしています。組合員とも大学とも直接対話をすることで、取り組みが進み広がっています。

店舗事業では、食を支える取り組みとして「セントラルキッチン店の設置」や「コップパンの工場化」により内製商品、すなわちミールプラン対象商品の拡大を行いました。購買部では本部機能を設置し、店舗規模にかかわらず効率化と標準化を進めています。書籍部でも営業活動の見直しを行い、効率化を行いました。

一方で、夕方以降の生協利用の減少が構造化し回復が進みにくい状況や、大学公費や教科書利用の大幅な減少に加え、物価高騰による物件費や人件費の増加により、事業環境は依然として厳しい状況が続いています。

<主な取り組み>

- ・ 食堂メニューで「非組合員割増料金（2割増し）」を導入しました。
- ・ 2024年度に続きアイヌ推進機構と共にアイヌ料理フェアを行いました。
- ・ 北部食堂内に「セントラルキッチン店」を設置し、内製弁当やクックフリーズメニュー（他店舗で使用する冷凍メニュー）の製造を開始しました。
- ・ コップパンを工場化（製造のみ）しました。
- ・ 校友会エルムと協力し「100円朝食」、企業協賛を募り「100円夕食」を開催しました。
- ・ 北海道大学創基150周年記念事業と連携し、食堂で寄付付きの特別メニューを8月・12月に提供しました。
- ・ 防災企画「#今日から防災」を行い62名の参加があり、防災意識の向上を進めました。
- ・ 北大SDGs事業推進部門と協力し、北部食堂にウォータースタンドを2台設置しました。

2-2 事業計画による振り返り

【1】組織課題の4つの再生ポイント

1、組合員同士、組合員と生協のつながりを深める活動を進めます。

通番	具体的政策	遂行状況・評価
1-1	エリア別の店舗ミーティングを引き続き開催します。 生活背景が似ているの組合員が集まることで、意見を店舗運営に反映させやすくし、学部特性の生活に沿った店舗づくりを進めます。重点エリアは工学部店、薬学部店、農学部店とします。	当初重点にしていたエリアではなく、利用者から意見を多くいただいていた、北部エリア、ポプラ店で店舗ミーティングを開催しました。 北部エリアミーティングでは出た要望を叶える「要望実現フェア」を開催しました。 ポプラミーティングではメンバーと共にハラル基準を策定し、メニューとして提供を開始しました。
1-2	留学生委員会の活動が継続できるように進めます。	昨年度復活した留学生委員会では、年に2回のガイダンス、ウェルカムパーティーを行うことができました。
1-3	組合員の集う場づくり、コミュニケーションの場所としての食堂活用を進めます。	北部食堂にSDGs事業推進部門と協力してウォータースタンドを設置し、滞在しやすい環境に整備しました。
1-4	共済活動を推進することで、組合員同士のたすけあいの輪を広げます。	学生委員会作成の共済ボードを毎月更新しました。また、6月には「#今日から防災」という防災企画を実施し、防災グッズを実際



		に触ってもらい、防災への意識を高めるきっかけづくりができました。
--	--	----------------------------------

2、組合員加入を推進する取り組み

通番	具体的政策	遂行状況・評価
2-1	新入生加入率 95%を目指します。	2024 年度新入生加入率は 91%でした。
2-2	教職員加入率 50%を目指します。加入の機会を作るため、学部店を中心に特設加入窓口を設置します。	毎月、学部店で特設加入窓口を設置しました。非組合員割増価格導入決定後に、加入数が大幅に増え 11 月～2 月の新規加入は前年差異 +598 名で組織率は約 15%増加し約 45%となりました。
2-3	留学生は加入手続きがスムーズに行うことが出来るよう、整備を進めます。	留学生ガイダンスでの加入ブース設置、アプリ相談会、特設加入窓口でも留学生委員会が中心となって、手続きのサポートを行いました。

3、大学との関係強化

通番	具体的政策	遂行状況・評価
3-1	総長会談を継続します。	総長、副学長と学生支援に関して、定期的に意見交換を行いました。 また、学部店ごとに学科長・事務長とも懇談を行い今後の店舗運営方針について意見交換を行いました。
3-2	学生支援課長ミーティングを継続し、情報共有・意見交換を進めます。	継続したミーティングを開催しています。特に施設に関して意見交換や要望を伝え、北部の空調等、少しずつですが改善しています。
3-3	保健センター、学生相談室への定期訪問を行い、大学各所と共に共済活動を進めます。	保健センターへ毎月、学生委員とともに給付事例の報告に訪問し共済ボードも掲示いただいています。 学生相談室へも季節の変わり目を目途に報告に伺い、北大生の状況を共有しています。

- 北大創基 150 周年記念の機運醸成として、食堂メニューで 10 円寄付が出来る、特別メニューの提供を行いました。北海道大学創基 150 周年記念事業企画運営委員会にも広報の協力をいただき、毎回好評の企画となっています。「北大短角牛の竜田井」は 1472 杯、「ジャンボかき揚げ丼」は 3823 杯を提供しました。



4、生協職員が働き甲斐のある北大生協作り

通番	具体的政策	遂行状況・評価
4-1	組合員との交流の機会を増やします。引き続き、所属店舗で開催される店舗ミーティングへの参加を位置づけます。	組合員ミーティングや総代のつどいには、関係する職員の参加を位置づけ、組合員・総代と交流を進めました。
4-2	生協職員が自身の課題や役割発揮を主体的に取り組めるよう、研修・視察を充実させます。	全国の大学生協への視察出張を進めました。今年は購買・書籍の一体運営をしている店舗（東京地区、関西地区）の視察、及び新学期学生アドバイザーが活躍している店舗（東京大）、内製商品を大々的に展開している店舗（広島大）の視察を行いました。

【2】事業課題の5つの再生ポイント

1. 新学期事業の再生 新入生の北大生活の基盤を整え、北大生活の可能性を広げる提案を行います。

通番	具体的政策	遂行状況・評価
1-1	シェア率「生協 95%、共済 75%、住まい 45%、ミール 40%、PC40%」を目指し、北大生の生活を基にした商品・サービス提案を進めます。	シェア率は「生協 91%、共済 66%、住まい 40%、ミール 33%、PC33%」で目標は未達成ですが、前年からは微増でした。
1-2	入学後の生活も支える新学期提案を行います。PC プレミアムサポート加入者へ、北大生協からのアプローチを強化します。ミールプラン利用者へ 1 日の上限額でバランスの良い食事が出来る提案を強化します。	システム活用により、取得したメールアドレスでのメルマガ配信を進め、新学期に利用した組合員とつながり続けました。 特に、ミールプラン利用者には毎月のおすすめメニューや組み合わせ提案を行いました。ミールプランが活用しやすい組み合わせの利用提案は食堂全体としては、フルーツの提供等、実施しました。

2. フードサービス事業の再生 北大生の食生活を支える北大生協となります。

通番	具体的政策	遂行状況・評価
2-1	セントラルキッチンを稼働しコップパンを製造に特化させメニューの強化を進めます。 「食堂の提供メニュー増（特に夕食時間帯）」と「購買の内製弁当、内製パンの強化」を行います。食堂部門では「温かい、豊富なメニュー、等」満足度の高い食を提供し、購買部門では内製弁当と内製パンにより「スピード、手軽さ」を重視した食の提供をセントラルキッチンで実現させます。	購買で内製弁当とベーグルサンドの販売を開始しました。内製弁当は毎日利用する組合員が飽きないよう日替わりで提供しました。食堂ではセントラルキッチンを活用することで、小規模店でも調理工程数が多いメニュー（オハウ、短角牛の竜田丼、大学芋など）の提供が可能になり、全店でアイヌフェアを展開できました。
2-2	ミールプランの対応商品拡大を進めます。 ミールプランは「バランスの良い食事のための	4月から購買で販売している内製弁当、ベーグルサンドをミール対象メニューとしました。

	食費確保」を目的としています。食堂で利用することを前提としていますが、購買の内製商品及びサラダ商品を対象商品に拡大することで、忙しい日や食堂を利用できない日でも、バランスの良い食事をお持ち帰りすることが出来るようになります。	10 月からは内製サラダ、デザートを展開を開始し、対象商品の拡大を行いました。購買でもバランスの良い食事を取れる環境を整備しています。 
--	---	---

- 原材料等の高騰により厳しい生活環境の厳しい学生への支援の企画として、上期は校友会エルム様と協力しての 100 円朝食、下期は企業タイアップでの 100 円朝食、100 円夕食、朝食コラボ企画を行いました。



3. 書籍損益構造の改善 北大生の学びを支える北大生協となります。

通番	具体的政策	遂行状況・評価
3-1	赤字構造の解消のため、書籍利用を校費、教科書、店舗に分けて、効率的な運営体制を目指します 校費：教員組合員からの多様な要望に応え続け、学内配達を維持するために、割引率と運営体制を見直します。 教科書：教科書特設店ではセルフレジ増設とペイスポット設置で電子マネーでのスムーズな決済を広めます。 店舗：組合員の利用に合わせて運営体制を見直します。	校費は、割引率変更のリスクが大きいと判断し維持しました。業務の標準化と人件費の圧縮を進めています。 教科書はセミセルフでの販売方法への変更、ペイスポットの設置により、レジスピードの改善を行い投下労働時間の削減を進めました。 北部店は作業の効率化を図るため 2025 年 3 月の購買書籍統合に向け、準備を進めました。クラーク店は 2025 年度課題として引き続き取り組みます。
3-2	新学期 PC 学修スタイル習得講座や公務員講座の拡大で、書籍以外でも北大生の学びを広く支えます。 「PC を使いこなす北大生になるための学修スタイル」を先輩から後輩へ経験を伝える講座として広げます。キャリアセンター様と共催で公務員ガイダンスを実施し、公務員として活躍したい全ての方に北大生協の公務員講座を広げます。	新入学時の PC 講座は従来の Office アプリの使い方に加え、ELMS や履修登録の方法や先輩学生のレポート、行動特性検査 SEQ を活用し大学生活での目標を持ち、行動を変えることをテーマにした「北大生になるための学修スタイル講座」として提案し、431 名（前年+119 名）に申込みが広がりました。公務員講座はキャリアセンター様と共催でのガイダンスを初めて実施することができました。しかし、民間就職優勢の情勢により講座申込数は 120 名（前年▲11）と減少しました。

4. 購買部損益構造の改善

通番	具体的政策	遂行状況・評価
4-1	セルフレジを活かした無人店舗化を進め、営業時間の拡大を進めます。引き続き薬学部店、ポプラ店を重点とします。また、立地によっては食品自販機の設置を検討し効率化を行います。	営業時間縮小や長期休業期間中の閑散期間店にご理解をいただき、効率化を進めました。 また、無人営業についてご理解をいただき、準備を開始しました。
4-2	購買本部機能設置による一元管理を行うことで、効率化を進め、店舗の標準化を進め全ての学部店で同等のサービスレベルを維持します。	購買本部を設置し、これまで各学部店で行っていた発注作業やトラブル報告処理の一元管理を開始しました。 複数店舗の発注を本部で管理することで、適正数量の発注コントロールや、発注単位の関係からこれまで取り組めていなかった企画を店舗の規模を問わず実施できるようになってきています。
4-3	校費対応の強化を進めます。単価契約商品への入札参加、営業体制の見直しを行います。	単価契約入札参加はしましたが、案件へ繋げることはできませんでした。営業体制の見直しはまだ着手できていません。

5. 施設設備整備計画の構築

通番	具体的政策	遂行状況・評価
5-1	2024 年 10 月オープン予定の水産学部新施設のショップ準備を進めます。	2024 年 10 月に新規オープンし移転前から客数が倍となっています。
5-2	中央厚生会館 2F の活用を進めます。	中央購買跡を中央食堂の座席拡大を実施し、中央食堂の課題であった席不足の課題改善に繋がりました。
5-3	北海道大学（札幌）ナレッジコンプレックス（案）の議論に参加し、18 条エリアに関する福利厚生の在り方を検討し大学へ提案します。	福利厚生施設を食提供の場としてだけではなく、学生の勉学研究に寄与する施設の在り方について意見交換を進めています。

2-3 組織活動の振り返り

1) 学生組織委員会

2024 年度（第 78 代）学生組織委員会方針は、「組合員を広く巻き込んで作る大学生協」でした。以下、各項目についての振り返りです。

1. 組合員の現状に寄り添った活動

2024 年 6 月には、災害に備えている学生が少ないという現状を踏まえ、防災に関するポスター掲示や小ブースをまとめた防災企画「# 今日から防災」を行いました。本企画は NHK 札幌放送局と連携し企画内容の幅・質ともに向上させることができましたが、多くの組合員に本企画を周知することが出来ませんでした。2024 年 10 月には、夏休み後は自転車に不具合がある学生が多いという組合員の現状から「自転車点検会」を行いました。自転車点検会は上級生が参加しにくい体育館前での実施でしたが、クラーク会館や中央食堂での宣伝により、上級生の参加率を 4 割に上げることができました。



未来の組合員である受験生に向けた活動としては、8 月のオープンキャンパスにて「北大生と話そう」「北大生と歩こう」といった対面企画や夏の受験生応援冊子『NITOVE2024』の配布を行いました。前期試験直前には、受験生応援冊子『いな蔵 2025』を作成し、札幌をはじめとする高校や予備校及びホテルに配架しました。また中央食堂や北大近辺の 3 ホテルにて「北大生と話そう」という企画を前期試験 2 日前から実施し、多くの受験生の試験直前の不安を解消しました。

また、2024 年 7 月から翌年 3 月まで受験生に向けて配信していた受験生応援メルマガでは 600 名を超える方にご愛読いただき、多くの受験生に北海道や北大の魅力を発信することができました。

新入生向けの活動としては大学生活に明確なイメージを持ってもらえるよう合格者向け冊子『北大生の生活 2025』の作成、履修登録を自力で行えるようサポートする「履修相談会 MANAVI」、友達作り応援企画「春友祭」を実施しました。

全体を通して組合員の現状に合わせた企画を実施できましたが、より具体的に組合員から意見を拾い上げられる環境を整えていきます。

2. 組合員が積極的に運営に参加する北大生協

2024 年度では組合員に学生委員会や生協の活動について、より広く知ってもらえるよう企画の周知にも力を入れることができました。具体的には公式 LINE の運営や HP の更新、各種 SNS での配信を活発に行い、普段から多くの組合員に生協の情報に触れてもらえるような働きかけができました。特に公式 LINE での情宣効果は大きく、企画への参加率向上にも繋がりました。



組合員の企画参加は促進できましたが、組合員の意見を組合員とともに実現していく点においては課題が残る結果となりました。今後は組合員自身に大学生協は組合員が運営していくものだという認識を持ってもらえるような働きかけを行っていきます。

3. 日常的に利用したいと思ってもらえる店舗・企画づくり

店舗企画では 2024 年 7~8 月に食堂・購買・書籍の企画を行いました。食堂ではパンケーキを提供して好きなパンケーキに投票してもらう「やる気！元気！パンケーキ！」企画、購買では見て・食べて・使って涼しい商品を販売する「涼しいフェア」、書籍では学生委員が本をおすすめする「GI おすすめ本フェア」を行いました。



昨年度はできなかった 3 部門での企画実施を通して、生協店舗を盛り上げる活動ができました。しかし、夏以降の組織活動としては店舗企画を行うことができなかったため、今後は定期的な店舗企画の実施を目指していきます。

その他にも、先述した「# 今日から防災」「自転車点検会」の実施や、2025 年 1 月には北部購買にて野菜の摂取状況を測定できる「ベジチェック」企画を行いました。

各企画で集めた参加者からのフィードバックを、今後の企画に活用していきます。また、NHK 札幌放送局や保健センターなど学内外の団体と連携ができたことから引き続き他団体との連携も意識して企画を行っていきます。

4. 総代との連携・意識強化



2024 年度は総代自身に組合員の代表であるという意識を持ってもらえるよう定期的な働きかけを行いました。2024 年 5 月、7 月、10 月に院生委員会と連携しながら「総代のつどい」を実施し、総代公式 LINE にて「総代マガジン」(p50~)を毎月配信しました。

10 月の総代のつどいでは、「組声返答会ブース」を設け組合員の代表である総代に「組合員の声」を知ってもらい、生協職員と一緒に交流することで総代としての意識や役割を感じられる企画にできました。その他にも、新メニューの試食や総代に向けた学生総合共済の紹介、

生協職員との交流など、総代が生協の運営に参加してもらおう企画を行うことができました。

総代マガジンでは生協の情報を発信するだけでなく、質問回答コーナーにて生協の運営体制や設備について総代から意見をもらい、実際に指差し注文方法の POP 作成や北部食堂のウォータースタンド設置など、組合員や総代の意見が実現されました。また、院生委員会や専務理事と協力し、学部生総代だけでなく、院生総代や教職員総代、理事会及び監事会、生協職員など幅広い方に見ていただくことができました。

2024 年度は総代としての意識を持ってもらうための活動を行うことができ、総代との連携強化及び意識向上を図ることができました。こうした総代に組合員の代表であるという自覚を持ってもらえる働きかけは継続します。そして、その自覚を持ってもらうことで、総代と一体感を持った活動を行うことができるよう、総代に対して一方向的な活動で終わらせないようにしていきます。

2) 院生組織委員会

2024 年度の院生委員会活動方針は以下の通りでした。

- 組合員同士の交流を重視する昨年度の方向性を引き継ぎつつ、よりの確に組合員のニーズに応えるため、これまでの活動を抜本的に見直し、継続・改善・廃止等の判断を行いながら活動していきます。
- まずは、重点的に対象とする組合員の範囲（学部上級生、修士課程、博士課程など）について議論したうえで、その組合員が何を求めている／いないのか、何に困っている／いないのか、といった顕在的・潜在的なニーズを把握します。すなわち、どのような活動ができるかではなく、どのような活動が求められているかを優先的に考えます。
- 具体的には、学生生活実態調査・院生生活実態調査などの既存のデータの分析を行うほか、組合員に対して生活・研究・就活・人間関係などについて幅広く調査を行います。
- これらを通して、院生委員会として誰の、どのようなニーズに応える活動を行っていくかを決定します。その後の段階において、具体的にどのような活動を行う必要があるか／ないかを議論し、判断していきます。
- なお、これらの活動を行う前提として、院生委員・院生総代など、院生委員会の活動に積極的に携わってくれる関係者を増やします。

以下では、2024 年度に行った活動の振り返りと、上記の方針についての総括を行います。

各活動の振り返り

新入院生歓迎会

新しく北大大学院に入学した院生同士の交流を深めることを目的に、4 月に中央食堂で開催しました。文学院から 6 名の参加があり、自己紹介やミニゲームを通して交流を深めました。

参加者アンケートでは、「会は楽しかった」「今後、今日会った人たちと交流が起こるかは分からない」「大学院のオリエンなどで早めに広く周知してもらえるとなお良かった」などの声が挙がりました。



総代のつどい

7 月に中央食堂で開催しました。学部 1 年生総代 13 名、院生総代 1 名のほか、生協職員 2 名にも参加いただきました。

企画目的は以下の 2 点でした。

- ① 生協が行っている(または行えそうな)事業や活動と、総代(組合員)のニーズの擦り合わせを行い、その接点を見出す
- ② つどいに参加した総代が、今後総代として活動していくためのモチベーションを持てるようにする



当日は生協の事業や活動を紹介した後、参加者に「普段の生活で困っていること」「大学生活でやってみたいこと」を挙げてもらいました。それらをもとに生協を絡めた具体的な提案へと繋げたことで、自由な発想を引き出すことができました。

(実際に出了意見)

- ✧ 昼食時間帯のみ営業の店舗を、営業終了後に勉強ができるカフェとして利用できるようにしてほしい
- ✧ 早起きして生協店舗を利用するとお得になる企画
- ✧ プレゼンやレポートの書き方をテーマとしたブックフェア・コーナー



北部食堂エリア命名企画

7月の総代のつどいで出た「北部食堂で友達と合流する際に座席の位置を伝えるのが大変なので、エリアごとに名前をつけてほしい」という意見をもとに、エリア名の命名と表示イラストの作成を行いました。エリア名は北大や北海道・アイヌ文化に関わりの深い動植物のアイヌ語名とし、**アイヌ共生推進本部**にご協力いただいて以下の通り決定しました。利便性の向上だけではなく、アイヌ民族にルーツを持つ学生・教職員にとって安心できる環境づくりに貢献することを目指しています。

分類	アイヌ語名（日本語名）		
陸の動物	ウンマ（ウマ）	サロルンカムイ（タンチョウ）	
木	ハシカプ（ハスカップ）	キキンニ（ナナカマド）	
草・花	アンラコロ（クロユリ）	マウニ（ハマナス）	
海の動物	ピサシ（カキ）	アンパヤヤ（カニ）	スサム（シシャモ）

また、エリア名を示すイラストは北大美術部 黒百合会さんに制作いただいています。

いんでないかいの作成

北大大学院の新入生のうち、北大生協への資料請求があった方向けに送付する情報誌「いんでないかい」の作成を行いました。

内容は北大生協・北大での生活・院生生活・北海道での生活の4パートで、一昨年度までの内容ももとにしながらA4版・24ページで作成しました。



活動方針の振り返り

2024年度第1回目の委員会では、**院生のニーズ**は「人との関わりが少ないこと」

ではないかという前提をもとに、どうすれば委員会がコミュニティとしての機能を果たせるのかについて議論を行いました。具体的な活動につなげることはできなかったものの、院生生活の向上を目指すうえで重要な視点を見出すことができました。また、総代のつどいで出た意見の反映に向けた議論を通して、組合員のニーズを起点とした「北部食堂のエリア命名企画」を始動させることができました。一方で、既存の統計データの分析や新たな調査の実施といった取り組みには踏み込むことができませんでした。その大きな要因として、委員会の開催は月1回程度、委員数は7名(うち修士2年が5名)と、限られた範囲での活動に留まったことが挙げられます。

3) 教職員組織委員会

2024 年度教職員組織委員会方針は下記の通りでした。それぞれについての振り返りです。

1. 「教職員総代会議」を毎月開催し、意見交換で出された声を理事会に伝え、ひとつでも実現できるようにとりくみます。

教職員総代会議を毎月開催し、生協店舗への意見交換を行いました。また、出された意見については教職員委員会で議論の上、理事会へ報告しています。

2. 機関誌「きぼうの虹」を、引き続き定期的に発行し、学内の教職員からさまざまな寄稿をいただいて発信できる冊子にしていきます。

3 か月に一度の発行を、予定通り継続しました。巻頭の opinion では学内の幅広い先生方から、執筆いただきました。

3. 「フォトコンテスト 2025」を、6 月から広報を開始して募集し、組合員の作品の発表の場を作ります。

フォトコンテストを無事開催でき、応募数は 29 件（前年 31 点）となりました。広報宣伝に課題があり、広く知らせることが必要です。。

4. 教職員の加入率アップのために何ができるか議論します。

2025 年 3 月に非組合員価格導入にあたり、総代会議でも意見交換を進めました。以前の総代会議でも、他大学から異動されてきた先生方に対し生協に加入するメリットの説明が必要だ、という意見もいただいております、非組合員価格の導入に関してはスムーズに進めることが出来ました。

4) 留学生組織委員会

1. 学期初めに新入留学生を主に対象としたウェルカムパーティーを開催しました

新入留学生に対して、留学生との交流の機会、日本人学生との交流の機会、北大および生協についてより広く知ってもらえるための場として、毎学期開催しているウェルカムパーティーを 2024 年度も 2 度開催することができました。参加人数は、平均して 80 名ほどと目標を上回る結果を残せています。今年度は、新入留学生オリエンテーションでのウェルカムパーティー参加呼びかけが功を奏し、多くの参加者を獲得できたものと考えられます。

2. 新入留学生オリエンテーションにて、留学生の生協加入を促しました

毎学期初めに開催される、新入留学生オリエンテーションにてブースを設置し、留学生の生協加入を促進するための英語での加入申請支援の体制と英語での記入見本の作成を行い、新たな留学生の加入チャネルの開拓と構造化を行いました。結果として、毎学期 10-15 名程度の新規加入者を獲得できるチャネルとなっています。

3. 新イベントを開催しました

北海道大学ならではの積雪の多い特性をいかし、留学生に雪とふれあい、楽しんでもらう「雪像制作大会」を開催しました。チームでお題に即した雪像を作ってもらい、その出来栄を委員会メンバー並びに参加者の間で評価して、点数を競う形式のイベントを開催しました。留学生間の交流と北海道大学の魅力をより知ってもらう機会を作ることができました。今後は、毎年開催す

るイベントに成長させて行きたいと考えています。

4. 今後の課題

2023 年度総括に記載した、2024 年度目標であった新たなイベントの企画と実施を達成することができた一方で、2024 年度をもって卒業するメンバーがいたため、依然として人手不足の状態が続いています。人手不足を解消の上、留学生の快適で豊かな学習環境整備のために、新規イベントの企画及び、食堂でのベジタリアン対応メニューやハラル対応メニューの拡大に向けた取り組みを行なっていきたいと考えております。

5) 環境委員会

環境委員会（旧 環境課題推進委員会）は、生協の環境マネジメントや活動について監査と提言を行う理事会委員会として、2008 年に設立されました。以降、今年度まで継続して委員会を設置してきました。

今年度は、2022 年 2 月に開始した食堂テイクアウト容器（リ・リパック）の回収の取り組みを、12 月より生協に業務委託しました。また、2024 年度に開始したごみ分別促進活動を継続して行いました。

2-4 2024 年度の業績

1) 2024 年度 北大生協損益（単位：千円）

科目名	前年実績	本年予算	本年実績	前年差	予算差
供給高	2,937,391	3,050,449	2,915,167	-22,224	-135,282
供給値引	34,835	32,778	27,100	-7,735	-5,678
供給剰余金	600,470	665,100	608,761	8,291	-56,339
その他事業収入	329,110	294,089	307,908	-21,202	13,819
事業総剰余金	929,601	959,189	916,698	-12,903	-42,491
役員報酬	8,138	8,184	8,204	66	20
職員給与	99,844	90,563	84,669	-15,175	-5,894
定時職員給与	359,923	360,969	364,929	5,006	3,960
退職給付費用	6,748	6,027	6,296	-452	269
法定福利費	46,422	47,717	48,241	1,819	524
厚生費	4,925	3,555	5,632	707	2,077
賞与引当金繰入額	24,062	19,815	23,450	-612	3,635
派遣人件費	1,386	0	198	-1,188	198
人件費合計	551,450	536,830	541,622	-9,828	4,792
教育文化費	3,909	5,730	4,329	420	-1,401
車両運搬費	25,822	12,957	13,801	-12,021	844
施設維持管理費	31,929	30,700	33,285	1,356	2,585
減価償却費	45,621	41,212	55,168	9,547	13,956
賃借料	4,473	10,133	8,922	4,449	-1,211
水道光熱費	68,335	68,700	66,616	-1,719	-2,084
委託料	97,920	77,011	80,961	-16,959	3,950
研修採用費	4,795	3,595	5,603	808	2,008
会議費	1,235	1,255	1,212	-23	-43
諸会費	10,346	12,772	12,873	2,527	101
通信交通費	11,043	18,946	18,866	7,823	-80
事業連合委託費	58,405	78,240	72,535	14,130	-5,705
その他物件費	11,863	11,022	12,112	249	1,090
物件費合計	445,474	441,663	459,410	13,936	17,747
事業経費合計	996,924	978,493	1,001,033	4,109	22,540
事業剰余金	-67,323	-19,304	-84,334	-17,011	-65,030
事業外収益	56,525	24,455	57,898	1,373	33,443
事業外費用	3,484	0	1,410	-2,074	1,410
経常剰余金	-14,282	5,151	-27,846	-13,564	-32,997

2) 2024 年度 北大生協部門別客数動向

	2019年	2022年	2023年	2024年	前年増減	前年差異	19年回復率
購買	1,525,247	619,589	527,382	536,791	1.8%	9,409	35.2%
書籍	75,097	47,492	44,545	40,746	▲8.5%	-3,799	54.3%
サービス	7,802	3,050	2,070	1,644	▲20.6%	-426	21.1%
食堂	2,172,986	1,130,719	1,229,268	1,252,200	1.9%	22,932	57.6%
合計	3,781,132	1,800,850	1,803,265	1,831,381	1.6%	28,116	48.4%

3) 数値概要

1. 組合員数及び出資金

組合員数は 25,906 人で前年と比較して 791 人増加、出資金額は 4 億 245 万円で前年と比較して 947 万円増加しました。

2. 客数

2024 年度は 1,831,381 人ご利用いただき前年差異+22,932 人でした。部門別では食堂部門、購買部門が前年増でしたが、書籍部門、サービス部門前年から減少しました。購買部門は前年差異+9,409 人と増加はしていますが、2022 年度からは減少しており、コンビニ店の影響を受けています。

月別では 8、9 月の長期休暇で客数減少率が大きくなっています。

3. 供給事業

供給高（売上高）は 29 億 1,516 万円となり、予算差▲1 億 3,528 万円（前年差▲2,222 万円）、供給剰余金（粗利益）は同▲5,633 万円（同+829 万円）となりました。

食堂部門、購買部門は昨年度以上にご利用いただきましたが、予算未達成でした。書籍部門（同▲14.7%）と大きく減少しています。教科書・校費共に大きく減少しています。

4. その他の事業収入

その他事業収入（手数料収入）は 3 億 790 万円となり、予算差+1,382 万円（前年▲2,120 万円）となりました。北大から委託を受けていた留学生宿舍管理が入札で落札できなかったこともあり、前年から大きく減少しました。

CO-OP 学生総合共済の加入者数は 8,659 名で前年から 71 名増加しました。新入生の加入も微増しています。また北大生協の組合員に対し 2024 年度は 860 件、5,097 万円の共済金をお支払いし、多くの組合員のお役に立つことができました。

5. 事業経費

人件費は 5 億 4,162 万円となり、予算差+479 万円（前年差▲983 万円）となりました。職員給与は効率的な運営を進めることで節約することが出来ました。定時職員給与は最低時給上昇によるフレンドリー職員（時給職員）の支給を引き上げたことにより超過執行となりました。

物件費は 4 億 5,941 万円となり、同+1,774 万円（同+1,393 万円）となりました。セントラルキッチン店、水産 SB 店の期中リニューアルにより減価償却費が予算差+1,395 万円、消耗品が同+411 万円と超過執行となっています。また、電子マネークレジットチャージ及び、クレジット決済増により

委託費が同+395万と超過執行となっています。

供給値引きは2,710万となり、予算差▲567万（前年差▲773万円）となりました。ポイント付与は増加しましたが、前年度発生したミールプランによる供給値引きがなくなり節約となりました。

6. 事業外損益

雑収入は、CSS 満室対策費として1,127万円、出資金整理益として1,015万円、ミールプラン残高処理益として2,254万円（前年実績▲800万円）などがありました。

全国大学生協連合会から経営支援の3年目（最終年）として経営支援金1,000万円を受けています。

7. 特別利益

特にありません。

8. 当期剰余金

累積債務を抱えるため、法人事業所税72万円のみを計上し、当期剰余金は▲2,856万円で終了しました。当期首繰越剰余金▲1億4,032万円から、当期未処分剰余金は▲1億6,889万円となります。

※参考資料1 部門別損益（単位：千円）

	供給	事業総剰余	人件費	物件費	経常剰余
購買	1,753,847	216,439	116,636	69,932	29,873
書籍	327,316	82,278	63,659	16,067	2,552
サービス	186,413	31,029	20,477	4,464	6,088
食堂	647,591	346,207	213,651	101,385	31,171
ルーム・住居	0	182,555	50,152	24,112	108,136
本部系	0	58,191	77,046	243,450	-205,665
合計	2,915,167	916,698	541,622	459,410	-278,847

※参考資料 2 店舗別損益（単位：千円）

	供給	事業総剰余	人件費	物件費	経常剰余
会館 S	315,616	50,350	32,490	10,923	6,938
北部S	377,225	32,155	12,603	10,216	9,337
工学購買	70,139	10,775	9,133	4,555	-2,913
コパン	0	12,943	8,986	1,691	2,266
薬学購買	14,929	2,758	3,106	1,469	-1,816
保健購買	16,560	3,020	2,837	1,494	-1,311
獣医購買	6,167	1,068	0	578	490
歯学購買	5,894	744	1,272	935	-1,463
水産店	18,007	2,037	3,155	2,776	-3,893
特設店	206,138	34,426	3,123	20,479	10,825
文系売店	3,888	606	1,035	65	-494
理学売店	6,104	1,055	1,392	114	-449
自販機店	0	5,798	0	2,677	3,121
北部B	121,980	25,835	15,848	6,179	3,809
クラ B	145,941	24,574	26,950	5,378	-7,754
キャリア	59,396	31,868	20,862	4,509	6,497
クラ旅行	56,041	16,064	199	2,271	13,594
北部旅行	130,372	14,965	20,278	2,193	-7,506
住居管理	0	65,266	21,522	4,228	39,361
ルーム G	0	117,289	28,630	19,885	68,774
北部食堂	248,143	131,456	73,541	36,521	21,393
C K 店	14,917	12,561	11,123	4,691	-3,254
工学食堂	49,619	27,527	19,178	10,483	-2,130
中央食堂	157,997	83,554	48,268	20,523	14,764
クラ食堂	35,979	19,382	10,840	6,131	2,411
農学部店	34,607	13,237	11,183	4,105	-2,051
医学部店	34,740	15,363	10,328	7,439	-2,404
ポプラ店	62,629	25,596	15,994	7,480	2,123
水産食堂	8,960	4,587	4,210	2,321	-1,944
共済 C	0	27,905	11,637	4,720	11,836
水産総務	0	1,790	0	3,980	-2,567
外S	713,179	71,645	46,491	13,652	11,502
本部	0	28,497	65,408	234,750	-214,934
合計	2,915,167	916,698	541,622	459,410	-27,847

3 対処すべき重要な課題

●「北大生協三ヶ年再生計画」を進めました。

2023 年度通常総代会で議決を頂いた「北大生協三ヶ年再生計画」の 2 年目として、セントラルキッチンでの内製弁当製造、購買部門の効率化のための本部機能などを開始しました。引き続き「食」のサポートを優先して強化することが必要と考えます。

組合員の利用回復につながるよう、食事業を中心として事業再生を図っています。

また、引き続き総代会議や店舗ミーティング等、組合員が意思決定に参加できる場を拡大し三ヶ年再生計画を進めていきます。

(1) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
(1) 組合員数 (人)	24,740	25,234	25,115	25,906
(2) 出資金額	383,651	393,788	392,986	402,452
(3) 供給高	2,872,322	2,989,513	2,937,391	2,915,167
(4) 共済受託手数料収入	19,829	20,908	18,663	17,790
(5) 供給事業手数料収入	13,056	14,499	18,463	5,496
(6) その他手数料収入	160,029	175,542	179,446	188,911
(7) 経常剰余金	△ 38,177	11,917	△ 14,282	△ 27,847
(8) 総資産	1,230,815	1,176,159	1,172,538	1,033,045
(9) 純資産	110,592	268,829	252,660	233,557

(2) 供給事業の状況表

(単位：千円)

①部門別供給高状況

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①物販部門	1,916,840	1,831,668	1,707,057	1,753,844
②サービス部門	131,587	208,985	268,201	245,957
③書籍部門	395,657	354,781	313,912	267,920
④食堂部門	340,515	522,668	611,371	647,446
⑤その他部門（印刷部）	87,723	71,411	36,850	0
合 計	2,872,322	2,989,513	2,937,391	2,915,167

②事業所別供給高状況

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
生協会館S（新学期含む）	476,843	427,196	449,218	521,754
北部購買店	226,567	344,497	325,786	377,225
工学部購買店	52,913	72,905	73,177	70,139
コップパン店	休業	店舗販売休止	4,034	店舗販売休止
薬学部店	10,657	16,734	16,281	14,929
保健学科店	4,603	16,968	17,981	16,559
獣医学部店	4,553	6,331	6,247	6,166
歯学部店	2,500	7,063	7,754	5,893
水産店	25,256	30,029	18,671	18,007
購買外売店	1,107,303	899,763	777,055	713,178
文系ミニショップ	1,431	3,754	4,015	3,887
理学部ミニショップ	4,213	6,428	6,836	6,104
自販機店	—	—	—	—
北部書籍店	165,855	151,172	147,833	121,979
クラーク書籍店	89,904	80,515	80,570	145,941
書籍外売店	139,899	123,094	85,509	クラーク書籍に統合
キャリアサポート	86,524	76,722	69,689	59,395
会館店旅行	7,414	40,831	83,672	56,041
北部トラベル店	37,649	91,431	114,839	130,371
印刷情報サービス部	87,723	71,412	36,850	閉店
北部食堂店	113,933	197,171	242,778	248,143
セントラルキッチン店				14,917
工学部食堂店	30,507	54,348	52,438	49,618
中央食堂店	79,516	117,163	147,989	157,996
クラーク食堂店	30,386	33,438	36,892	35,978
農学部店	24,042	31,711	32,842	34,606
医学部店	25,348	33,299	34,388	34,740
ポプラ店	32,628	46,078	55,003	62,628
水産食堂店	4,155	9,460	9,043	8,973
合 計	2,872,322	2,989,513	2,937,391	2,915,167

(3) 受託共済事業の状況表

①加入者数の状況

(単位： 件)

共済事業の種類		加入者数（または契約件数）		
	元受団体名	本年度	前年度	前年比
学生総合共済 (生命共済)	コープ共済連	8,659	8,588	0.8
合 計		8,659	8,588	0.8

②元受団体共済掛金及び共済金支払の状況

(単位：千円)

共済事業の種類		元受団体共済掛金			共済金支払件数			共済金支払額		
	元受団体名	本年度	前年度	前年比	本年度	前年度	前年比	本年度	前年度	前年比
学生総合共済 (生命共済)	コープ共済連	121,546	122,231	-0.6	860	887	-3.0	50,972	64,199	-20.6
合 計		121,546	122,231	-0.6	860	887	-3.0	50,972	64,199	-20.6

※「コープ共済連」は日本コープ共済生活協同組合連合会の略称です。

3 増資及び資金の借入その他の資金調達状況

該当はありません。

4 組合が所有する施設の建設または改修その他の設備投資状況

設備投資状況表

当期取得等主要設備名	所在地・内容	完成、取得、減失等の年月日
セントラルキッチンリニューアル工事	札幌市北区北17条西8丁目 北部食堂内	2024年3月設置
水産SB店移転リニューアル工事	函館市港町3丁目	2024年9月設置

5 他の法人との業務上の提携

他の法人との業務提携

業務提携先	所在地・内容	内容	契約等の特記
大学生協事業連合	東京都杉並区和田3-30-22	業務委託	継続

6 他の会社を子法人等及び関連法人等とすることとなる場合における

当該他の会社の株式又は持分の取得

法人名	資本金 (円)	当期出資額 (円)	累積出資額 (千円)	出資比率	業務内容
(株) エルムプロジェクト	10,000	0	9,900	99.0%	大学グッズの企画制作等
キャンパスライフサポート (株)	3,000	0	2,000	66.7%	損保代理店業 他

7 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受を受け、合併（存続組合）その他の組織の再編成該当はありません。

8 教育事業等の状況

当年度の組合員、役職員に対する教育事業等に要した費用

(単位：千円)

教育文化費	組合員の教育・文化活動に要した費用、連帯活動に要した費用含む	4,330
広報費	生協を広く知らせる・加入促進のための費用	29,665
調査研究費	市場調査・学生生活実態調査・保護者に聞く新入生調査等	499
会議費	内部会議・機関会議・総（代）会・理事会・連合会等会議出席などの費用	1,212
その他	その他教育事業等に要した費用	0
合 計		35,705

9 員外利用の状況

大学校費の利用1億9,768万円、その他、来訪者の店舗利用などがあります。

II 組合の運営組織の状況に関する事項

1 前事業年度における総代会の開催状況

総代会開催日	2024年 5月 22日（水曜）		
総代会日現在 総代数	総代：219名		
出席した総代数	本人：59名、代理人（委任）：1名、書面：104名、計164名		
議決状況			
第一号議案	2023年度事業報告書及び決算関係書類承認の件	承認可決	
第二号議案	2024年度事業計画及び予算決定の件	承認可決	
第三号議案	役員報酬決定の件	承認可決	
第四号議案	議案決議効力発生の件	承認可決	
	役員選挙の件	全員信任	

2 組合員の状況

(単位：円)

区分	人数	口数	組合員出資金総額	一人当組合員出資金額	備考
前期末現在	25,115	393,500	392,986,301	15,647	出資 一口の 金額
当期増加分	6,434	108,688	108,714,800	16,897	
当期減少分	5,643	107,012	99,249,200	17,588	
当期末現在	25,906	395,176	402,451,901	15,535	
					1,018

3 役員に関する事項

(1) 役員一覧表

役 名	氏 名	担 当	略歴など
理事長(代表理事)	坂爪 浩史	院生委員長	21年～理事長
専務理事(代表理事)	齋藤 真廣		23年～専務理事
常務理事	金川 眞行		20年～理事
常務理事	小川 美香子		22年～理事
常務理事	石本 万象		22年～理事
常務理事	野呂 香綸		22年～理事
常務理事	奥山 莉子		19年～理事
常務理事	渡邊 稀羅		23年～理事
常務理事	櫛井 太智		24年～理事
理 事	林 忠一	学生委員長	21年～理事
理 事	今村 央		21年～理事
理 事	コリー 紀代		22年～理事
理 事	佐々木 好美		23年～理事
理 事	小田切 和博		24年～理事
理 事	渡部 典大		24年～理事
理 事	田代 直也		22年～理事
理 事	羽木 康祐		22年～理事
理 事	石田 きなり		23年～理事
理 事	長野 優輝	留学生委員会代表	24年～理事
理 事	荒金 晋太郎		24年～理事
理 事	寺垣 穂香		24年～理事
理 事	松田 和歩		24年～理事
理 事	山下 匡隆		24年～理事
理 事	栗栖 櫻蓮		24年～理事
理 事	杉山 雄介		24年～理事
監事会議長	芳賀 永		21年～監事（大学推薦）
監 事	岡野 泰樹		21年～監事
監 事	中村 拓也		23年～監事
監 事	山崎 瞳子		23年～監事

(2) 辞任した役員

理事	奥山 莉子	2025年3月理事会にて辞任報告承認
理事	羽木 康祐	2025年3月理事会にて辞任報告承認
監事	中村 拓也	2025年3月理事会にて辞任報告承認

(3) 役員賠償責任保険契約

当生協が2023年12月の理事会決議にて加入した役員賠償責任保険契約の内容の概要は以下のとおり。

①保険名称：日本生協連の生協役員賠償責任保険（会社役員賠償責任保険）

②保険契約者：日本生活協同組合連合会

③保険期間：2024年4月1日～2025年4月1日

④被保険者の範囲

当生協のすべての理事および監事

⑤保険契約の内容の概要

被保険者が役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するもの。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている。保険料は全額当生協が負担する。

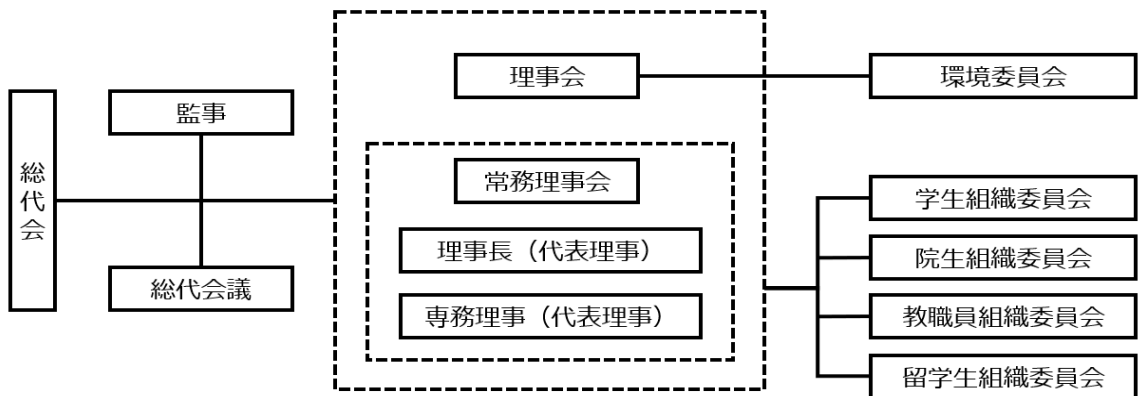
4 職員数及びその増減その他の職員の状況

区 分		前期末数	当期末数	平均年齢	平均勤続
正規職員		23 人	19 人	37.47歳	13.64年
定時職員	総 数	272 人	268 人		
	正規換算数	142.0 人	131.0 人		

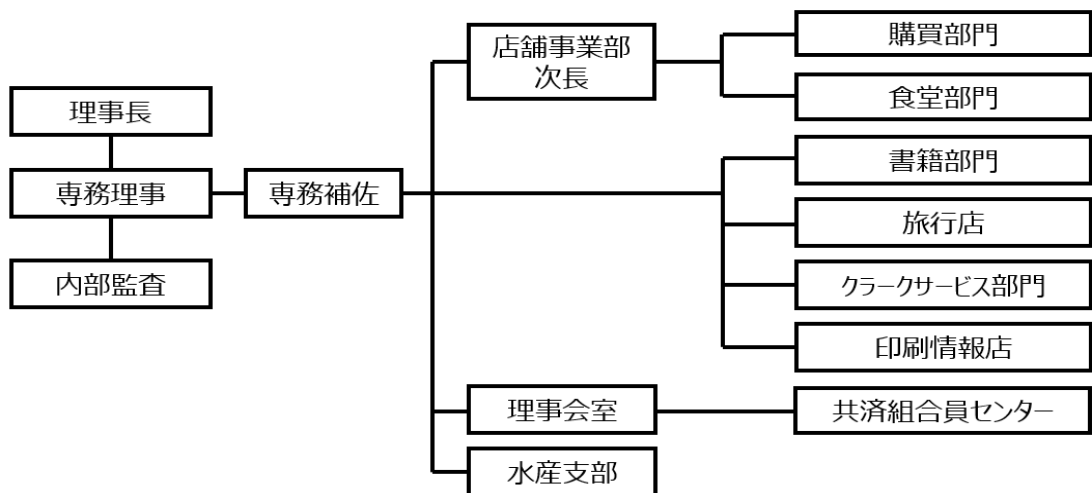
注) 定時職員「正規換算数」は前年同様基準の年間実労働時間2000時間で1.0名と表示しています。

5 業務運営組織の状況

(1) 運営組織図



(2) 経営組織図



6 施設の設置状況に関する事項

施設名称	所在地	建物 (㎡)		概要
		延床面積	店舗面積	
(1) 総務	札幌市北区北 8 条西 7 丁目			
(2) 店舗				
生協会館・MS棟	札幌市北区北 8 条西 7 丁目	4074.5	1328.5	
福利厚生会館（北部食堂）	札幌市北区北17条西 8 丁目	4011.0	1569.6	借用
工学部店	札幌市北区北13条西 8 丁目	962.0	485.3	借用
中央食堂（中央店）	札幌市北区北11条西 8 丁目	1190.0	472.9	借用
クラーク会館	札幌市北区北 8 条西 8 丁目	737.0	615.1	借用
農学部店	札幌市北区北 9 条西 9 丁目	268.0	109.2	借用
医学部店	札幌市北区北15条西 7 丁目	321.0	156.2	借用
獣医学部店	札幌市北区北18条西 9 丁目	3.1	3.1	借用
歯学部店	札幌市北区北13条西 6 丁目	44.0	44.0	借用
薬学部店	札幌市北区北12条西 6 丁目	112.0	112.0	借用
保健学科店	札幌市北区北12条西 5 丁目	63.0	63.0	借用
ポプラ店	札幌市北区北21条西10丁目	423.0	188.4	借用
文系棟スモールショップ	札幌市北区北10条西 7 丁目	3.5	3.5	借用
理学部スモールショップ	札幌市北区北10条西 8 丁目	6.5	6.5	借用
水産厚生会館（水産店）	函館市港町 3 丁目	519.0	297.2	借用

7 子法人等及び関連法人等の状況

区分		子法人等	子法人等
会社名		(株) エルムプロジェクト	キャンパスライフサポート (株)
代表者氏名		齋藤 真廣	齋藤 真廣
設立年月日		2006年4月28日	1969年12月17日
事業内容		大学グッズの企画制作等	損害保険代理店業他
設立の理由		北海道大学の広報活動を行う上で、大学・生協・他の民間企業等では担うことが難しい役割等をおこなうため。	全道大学生協組合員を対象に損害保険代理店業その他を通じ各種サービスを提供し、組合員の利便性を増す。
資本金	資本金	1,000万円	300万円
	生協の出資額	990万円	200万円
株式の状況	発行済株式(出資)の総数	1,000口	60口
	生協の持株(出資)数	990口	40口
	生協の持株(出資)比率(%)	99%	66.7%
決算月日		3月31日	9月30日
主たる事務所の所在地		札幌市北区北 8 条西 7 丁目	札幌市北区北 8 条西 7 丁目
株主名		北大生協、(有)工作創庫	北大生協、大学生協事業連合
当組合の関係役員（全て無給）		代表取締役社長 齋藤真廣	代表取締役社長 齋藤真廣
		取締役 寺澤一彦	取締役 寺澤一彦

資産・負債・純資産の状況

単位:円

区 分	子法人等	子法人等
会社名	(株) エルムプロジェクト	キャンパスライフサポート (株)
科目\決算期	2024年3月31日	2023年9月30日
流動資産	23,712,904	9,986,052
固定資産	0	0
資産合計	23,712,904	9,986,052
流動負債	8,251,388	1,105,523
固定負債	0	0
負債合計	8,251,388	1,105,523
資本金	10,000,000	3,000,000
剰余金	5,461,516	5,880,529
評価・換算差額等	0	0
純資産合計	15,461,516	8,880,529
負債及び純資産合計	23,712,904	9,986,052

損益の状況

科目\決算期	自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	自 2023年10月 1日 至 2024年 9月30日
売上高	42,832,962	17,475,633
売上総利益	12,494,742	17,475,633
営業利益	2,729,378	60,052
経常利益	2,883,627	749,382
当期純利益	2,179,527	534,882

株主資本等変動計算書

株主資本	前期末残高	13,281,989	8,345,647
	当期変動額	2,179,527	534,882
	当期末残高	15,461,516	8,880,529
評価・換算差額等	前期末残高	0	0
	当期変動額	0	0
	当期末残高	0	0
純資産合計	前期末残高	13,281,989	8,345,647
	当期変動額	2,179,527	534,882
	当期末残高	15,461,516	8,880,529

8 事業連合の状況に関する事項

(1) 事業連合の概要

区分	関連法人等
会社名	生活協同組合連合会大学生協事業連合
所在地	東京都杉並区和田3-30-22
代表者氏名	理事長 井内 善臣
設立年月日	1969年10月1日創立、同年12月19日都知事認可
事業内容	(1) 会員の事業に必要な物資を購入し、これに加工もしくは加工しないで、又は生産して会員に供給する事業 (2) 会員の組合員の生活に有用な協同施設を設置し、会員及び会員の組合員に利用させる事業 (3) 会員の組合員の生活の改善及び文化の向上を図るために必要な行事等の企画及び実施又はこれらに関連する情報を提供する事業 (4) 会員、会員の組合員及び役職員並びにこの会の役職員の組合事業に関する知識の向上を図るために必要な教育を行い、及び情報を提供する事業 (5) 会員の組合員のための宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業に関する事業 (6) 会員の組合員のための旅行業法に基づく旅行業に関する事業 (7) 会員の組合員のための古物営業法に基づく古物営業に関する事業 (8) 会員の利用に供する計算、運搬に関する事業 (9) 会員の事業の支援、連絡並びに調整に関する事業 (10) 前各号の事業に附帯する事業
設立の理由	協同互助の精神に基づき、全国大学生生活協同組合連合会と提携し大学生生活協同組合の協同事業の中心として事業活動ならびに各種活動を行って会員事業の発展をはかり会員組合員の生活の経済的文化的向上をはかることを目的として設立されました。
出資金及び総口数	出資金 4,871,140 千円 総口数 487,114 口
当組合の出資額及び口数	出資金 67,510千円 総口数 6,751口
決算月日	2025年2月28日
主な出資生協	全国大学生生活協同組合連合会 800,000千円 早稲田大学生生活協同組合 209,810千円 東京大学消費生活協同組合 187,180千円 立命館生活協同組合 185,720千円 慶應義塾生活協同組合 156,560千円 その他186大学生生活協同組合 3,409,240千円
当組合の関係役員	理事 齋藤 真廣

(2) 事業連合の決算概況

(単位：千円)

資産・負債・純資産の状況		
法 人 名	生活協同組合連合会大学生協事業連合	
科 目 \ 決 算 期	2025年2月28日 (58期)	
資 産 の 部	流 動 資 産	30,637,534
	固 定 資 産	8,001,321
	資 産 合 計	38,638,855
負 債 の 部	流 動 負 債	34,282,803
	固 定 負 債	1,823,939
	負 債 合 計	36,106,743
純 資 産 の 部	出 資 金	4,871,140
	剰 余 金	△ 2,339,027
	評 価 ・ 換 算 差 額 等	—
	純 資 産 合 計	2,532,112
負 債 及 び 純 資 産 合 計		38,638,855

(注) 上記貸借対照表は、当事業報告書作成時点では大学生協事業連合は総会の議決を経ていませんので確定していませんが、事業連合代表理事から示された決算関係書類に基づいて記載しています

(3) 事業連合の損益状況 (決算期：2025年2月28日)

(単位：千円)

損益の状況	
科 目 \ 決 算 期 間	2024年3月1日～2025年2月28日
供 給 高	91,351,532
供 給 剰 余 金	2,102,603
事 業 剰 余 金	315,690
経 常 剰 余 金	421,656
当 期 剰 余 金	394,432
当 期 未 処 分 剰 余 金	△ 2,339,027

(注) 上記損益計算書は、当事業報告書作成時点では大学生協事業連合は総会の議決を経ていませんので確定していませんが、事業連合代表理事から示された決算関係書類に基づいて記載しています

(4) 事業連合との取引等の状況

取引の内容	物販及びサービス商品等の仕入れ
取引高	2,040,475,310 円
総仕入高対比取引率 (%)	92.2 %

9 その他組合の運営組織の状況に関する重要な事項

2013年度第4回理事会において、組合員と大学の負託に応え、「北大生協の使命とビジョン」を達成するために必要な内部統制の整備に関する基本方針（以下「基本方針」）を次のとおり定めました。

- 1 理事・委員及び職員の職務の執行が、法令・定款などに適合することを確保します
- 2 理事・委員及び職員の職務執行に関わる情報の保存及び管理を適正に行います
- 3 損失の危険の管理を行います
- 4 財務報告を適正に作成します
- 5 理事・委員及び職員の職務の執行が、効率的に行われるようにします
- 6 子会社等における業務の適性を確保します
- 7 監事監査がいつそう有効に行われるための環境を整備します

これを受けて専務理事が2019年6月の理事会において「2019年度の内部統制課題」を定め、課題や実施状況等を理事会に報告し、これを理事が監督しています。「2019年度の内部統制課題」の細目では2019年度中に実施できなかったものもありましたが、基本方針に沿って実施されました。

2023年度は、この方針に沿って、検証を行っています。

Ⅲ その他組合の状況に関する重要な事項

【3ヶ年再生計画】を2023年総代会で議決し、事業再生を進めてきました。
また、この再生計画の提出をもって、全国大学生協連より、経営支援を受けています。

Ⅱ 事業報告書の附属明細書

I 役員報酬等の状況

報酬等明細				(単位：千円)
区分	定款上の定員	支払人員	報酬等支払額	摘要
理 事	16人～25人	25人	7,928	報酬限度額16,000千円
監 事	3人～5人	4人	276	報酬限度額600千円
合 計		29人	8,204	

II 役員その他の法人等における兼職の状況

区分	常勤・非常勤	代表権の有無	氏 名	兼職先名	兼務先での役職名
理事	非常勤	有	坂爪 浩史	該当ありません	-
理事	常勤	有	齋藤 真廣	大学生協事業連合	理事
理事	常勤	有	齋藤 真廣	全国大学生協連合会	理事
理事	常勤	有	齋藤 真廣	大学生協事業連合北海道地区	運営委員長
理事	常勤	有	齋藤 真廣	キャンパスライフサポート (株)	取締役社長
理事	常勤	有	齋藤 真廣	(株) エルムプロジェクト	取締役社長
理事	常勤	有	齋藤 真廣	(株) コープ総合サービス	取締役
監事	非常勤	無	芳賀 永	全国大学生協連合会	理事

Ⅲ 組合と役員との間の利益が相反する取引の明細

ありません。

IV 事業連合に関する事項

1 事業連合に対する債権・債務明細書

(1) 債権明細書

(単位：円)

内 訳	短 期 債 権		
	期首残高	期末残高	当期増減額
事業連合前渡金	0	0	0
事業連合未収金	24,342,117	41,227,068	16,884,951
合 計	24,342,117	41,227,068	16,884,951

(2) 債務明細書

(単位：円)

内 訳	債 務		
	期首残高	期末残高	当期増減額
買掛金（大学生協事業連合）	205,043,312	174,553,382	△ 30,489,930
長期借入金（大学生協事業連合）	0	0	0
未払金（大学生協事業連合）	30,732,235	39,328,971	8,596,736
合 計	235,775,547	213,882,353	△ 21,893,194

V その他事業報告書の内容を補足する重要な事項

上記以外に補足する重要該当事項はありません。

Ⅲ 決算関係書類

I 貸借対照表

貸借対照表

2025年 2月 28日 現在

北海道大学生協同組合

(単位：円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	423,476,107	流動負債	651,582,440
現金預金	72,543,247	買掛金	220,772,340
供給未収金	174,105,677	未払金	43,813,052
商品及び原材料	140,151,805	未払法人税等	722,000
立替金	1,132,107	未払消費税等	20,539,100
前払費用	6,491,232	未払費用	36,004,872
未収金	30,752,039	前受金	219,534,348
貸倒引当金（短期）	△ 1,700,000	預り金	105,024,831
固定資産	609,568,470	賞与引当金	3,635,000
有形固定資産	471,293,011	ポイント引当金	971,897
建物及び附属設備	710,509,722	仮受金	565,000
同減価償却累計額	△ 351,581,619	固定負債	147,905,244
	358,928,103	退職給付引当金	119,235,244
器具備品	415,006,341	長期未払金	28,670,000
同減価償却累計額	△ 362,124,415	負債合計	799,487,684
	52,881,926	(純資産の部)	
土地	59,482,982	組合員資本	233,556,893
無形固定資産	297,800	出資金	402,451,901
ソフトウェア	297,800	剰余金	△ 168,895,008
その他固定資産	137,977,659	当期末処理損失金	168,895,008
関係団体出資金	102,821,000	(うち当期損失金)	(28,568,929)
子会社等株式	11,900,000		
差入保証金	22,190,000		
その他固定資産	1,066,659		
		純資産合計	233,556,893
資産合計	1,033,044,577	負債・純資産合計	1,033,044,577

損益計算書

損益計算書

自 2024年 3月 1日 至 2025年 2月 28日

北海道大学生協同組合

(単位：円)

科 目	金	額
供給事業		
供給高	2,915,167,225	
供給値引	27,100,950	2,888,066,275
供給原価		
期首商品棚卸高	206,908,726	
仕入高	2,212,547,559	
期末商品棚卸高	140,151,805	2,279,304,480
供給剰余金		608,761,795
利用事業		
利用事業収入		28,000
利用剰余金		28,000
その他事業収入		
共済受託手数料収入	17,789,593	
教育文化事業収入	41,364	
供給事業手数料収入	5,495,860	
不動産賃貸収入	95,670,718	
その他手数料収入	188,911,027	307,908,562
事業総剰余金		916,698,357
事業経費		
人件費	541,622,367	
物件費	459,410,819	1,001,033,186
事業損失金		84,334,829
事業外収益		
受取利息	24,759	
受取配当金	326,944	
雑収入	47,396,380	
出資金整理益	10,150,000	57,898,083
事業外費用		
支払利息	39,231	
雑損失	1,370,924	1,410,155
経常損失金		27,846,901
特別損失		
固定資産除却損	28	28
税引前当期損失金		27,846,929
法人税等		722,000
当期損失金		28,568,929
当期首繰越損失金		140,326,079
当期未処理損失金		168,895,008

Ⅲ 注記事項

この決算書類は、「消費生活協同組合法」「消費生活協同組合施行令」「消費生活協同組合法施行規則」および「中小企業の会計に関する指針」によって作成しています。

1 重要な会計方針にかかる事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

一般商品…売価還元法による原価法

食 材…最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

税法に規定する方法と同一の基準によっています。

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年3月31日以前に取得した建物は定率法、それ以降の取得について

は定額法。また、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備・構築物は定額

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	20 年 ～ 47 年
----	-------------

建物附属設備	3 年 ～ 20 年
--------	------------

器具備品	4 年 ～ 15 年
------	------------

② 無形固定資産

定額法（なお、ソフトウェアは利用可能期間（5年）にもとづく定額法）

③ リース資産

ありません。

④ その他の固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

大学寄贈施設等

パソコン

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、法人税法の規定による繰入限度相当額を計算し協同組合の特例を採用して計上しています。（差額繰入方式）。

② ポイント引当金

供給促進をはかるために生協電子マネーシステムにて付与したポイントの期末における未使用残高を計上しています。

③ 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額による当期負担額を計上しています。

④ 退職給付引当金

退職給付に関する注記に記載しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当組合の収益の主な内訳は、供給高、その他事業収入です。供給高は、組合員に対する商品またはサービスの引渡時点で計上しています。その他事業収入は、組合員に対する役務提供完了時点で収益を計上しています。

(5) その他決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理には税抜方式を採用しています。

- 2 会計方針の変更に関する注記
会計方針の変更はありません。
- 3 表示方法の変更に関する注記
表示方法の変更はありません。
- 4 貸借対照表に関する注記
- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は以下のとおりです。
該当事項はありません。
 - (2) 役員に対する金銭債権または金銭債務は以下のとおりです。
該当事項はありません。
- 5 損益計算書に関する注記
- (1) 子法人等及び関連法人等との取引高
子法人等及び関連法人等はありません。
大学生協事業連合との取引高については「関連当事者等との取引に関する注記」に
 - (2) 事業外損益
 - ① 雑損失の内訳
 - ① 水産SB店リニューアルに伴い供給不能商品の廃棄による廃棄損377,148円を計上した。
 - ② 北部店リニューアルに伴い供給不能商品の廃棄による廃棄損279,842円を計上した。
 - ② 雑収入の内訳
 - ① 出資金整理益を10,150,000円を計上した。
 - ② 大学生協連経営支援金を10,000,000円を計上した。
 - ③ ミールプラン残高を22,544,296円を計上した。
 - ③ CSS満室対策費として11,270,000円を計上した。
 - (3) 特別損益
ありません。
 - (4) 法人税等には、法人税、法人住民税、法人事業税が含まれています。
 - (5) 教育事業等繰越金
当期首繰越損失金には、剰余金処分により繰越する消費生活協同組合法第51条の4第4項に規定する教育事業等繰越金は含まれておりません。
- 6 損失処理案に関する注記
- (1) 法定準備金は生協法第51条の4第1項に規定する準備金です。
 - (2) 積立金について、施設設備積立金は、設備整備のため自己投資・大学への寄付等として活用することを目的とし、1億円を目標に積み立てを16年度より開始しました。20年度損失処理で取り崩しました。
- 7 退職給付会計に関する注記
- (1) 退職給付債務の計上基準
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法による期末自己都合退職要支給額を採用）を退職給付引当金として計上しています。また、会計基準変更時差異の費用処理方法は、その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により、費用処理することとしていましたが、2022
 - (2) 採用する退職給付制度
職員の退職により支給する退職給付にあてるため、退職一時金制度を採用しています。

(3) 職員の退職一時金制度の退職給付債務などの内容

①退職給付債務およびその内訳

退職給付債務	119,235,244円
会計基準変更時際の未処理額	0円

②退職給付費用の内訳

当期発生費用処理額	38,522,700円
-----------	-------------

③会計基準変更時差異の処理年数

14年間で定額法により処理しています。2022年度で処理が完了しました。

④退職給付引当金の退職債務に対する引当率は、100%となります。

8 企業年金基金制度について

この他に、職員については日生協企業年金基金に加入していますが、複数の事業主により設立された企業年金である総合設立型基金のため退職給付債務等は計上していません。なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりです。

(1) 要拠出額を費用として処理している複数事業主制度に関する事項

年金資産の額（2025年2月28日）	47,703,229,482 円
年金財政計算上の給付債務の額（2024年3月31日）	34,777,008,000 円
差引額	12,926,221,482 円

(2) 制度全体に占める当組合の拠出割合

* 加入者割合の場合（2025年2月28日）

104,455,762 円
0.21897 %

(3) 補足説明

- ① 基準日時点の数理債務は年金時価資産額の基準日時点まで増加し、差引額は減少するものと予想されます。
- ② 2023年度の繰越剰余金は12,569,270,479円です。内訳は別途積立金7,282,728,878円と責任準備金のうち、新財政運営基準により積み立照られた実質的な剰余金剰余金相当額の累計額5,286,541,601円の合計額となります。
- ③ 過去勤務債務残高はありません。

9 税効果会計に関する注記

短期の繰延税金資産については、対象金額の重要性に鑑み、また、長期の繰延税金試算については、将来の経営環境と大学生協の性格に鑑み、計上しないこととしています。

10 リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) オペレーティング・リースにより使用する固定資産

該当事項はありません

(2) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、および期末残高相当額

資産の種類	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	3,612,000	2,276,100	1,335,900
車両運搬具	25,929,600	17,905,800	8,023,800
合 計	29,541,600	20,181,900	9,359,700

② 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	4,998,200 円
1年超	4,361,500 円
合計	9,359,700 円

③ 支払リース料および減価償却費相当額

支払リース料	5,394,100 円
減価償却費相当額	5,394,100 円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

11 関連当事者との取引に関する注記

(1) 会社等

(単位：円)

種 類	法人等の 名称	資本金又は 出資金	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	(株) エルムプロ ジェクト	9,900,000	直接99.0%	役員兼任2名	経費立替	5,774,071	買掛金	105,624
子会社	キャンパスライフサ ポート (株)	2,000,000	直接66.7%	役員兼任2名	業務委託・ 経費立替	7,313,183	買掛金	0

(2) 組合

(単位：円)

種 類	法人等の 名称	資本金又は 出資金	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科 目	期末残高
連合会	大学生協 事業連合	4,871,140,000	直接0.52%	仕入先	商品仕入	2,040,475,310	買掛金	174,553,382
					業務委託	72,535,000	未払金	39,328,971

(取引条件および取引条件の決定方針等)

商品の仕入については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しています。なお、上記金額のうち、取引金額については消費税等が含まれていませんが、期末残高には含まれています。

(2) 役員およびその近親者

事業連合理事 齋藤 真廣

IV 決算関係書類の附属明細書

I 組合員資本の状況

組合員資本の明細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
出資金	392,986,301	108,714,800	99,249,200	402,451,901
法定準備金	0	0	0	0
任意積立金	0	0	0	0
任意積立金小計	0	0	0	0
当期末処分剰余金	△ 140,326,079	△ 168,895,008	△ 140,326,079	△ 168,895,008
純資産合計	252,660,222	57,415,000	76,518,329	233,556,893

II 借入金の明細

1 長期借入金明細表

該当はありません

2 短期借入金明細表

(単位：円)

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
大学生協事業連合	100,000,000	120,000,000	220,000,000	0
合計	100,000,000	120,000,000	220,000,000	0

(注) 借入金平均利率は0.060%です。

Ⅲ 有形固定資産及び無形固定資産の明細

有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	当期末 償却累計額	償却率 (%)
有形 固定 資産	建物及び附属 設備	387,407,274	0	17	28,479,154	358,928,103	351,581,619	49.4
	器具備品	32,240,066	45,899,228	11	25,257,357	52,881,926	362,124,415	87.2
	土地	59,482,982	0			59,482,982		
	小計	479,130,322	45,899,228	28	53,736,511	471,293,011	713,706,034	
無形 固定 資産	ソフトウェア	1,022,634	0	0	724,834	297,800		
	小計	1,022,634	0	0	724,834	297,800		
合計		480,152,956	45,899,228	28	54,461,345	471,590,811		

(注) 主な増減の内容は以下のとおりです。

北部食堂内セントラルキッチン増設（増設工事、機器購入）、コップパン機器更新
水産SB店移転リニューアル（工事一式、機器購入）、
クランク食堂厨房機器購入、工学部食堂厨房機器購入

Ⅳ 関係団体出資金等の明細

(単位：円)

出資先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
大学生協事業連合	67,510,000	0	0	67,510,000
全国大学生協同組合連合会	24,351,000	0	0	24,351,000
日本コープ共済生協連合会	100,000	0	0	100,000
北海道生協連合会	10,000	0	0	10,000
北海道書店組合	10,000	0	0	10,000
北海道労働金庫	10,840,000	0	0	10,840,000
小計	102,821,000	0	0	102,821,000
子会社等株式	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
(株) エルムプロジェクト	9,900,000	0	0	9,900,000
キャンパスライフサポート (株)	2,000,000	0	0	2,000,000
小計	11,900,000	0	0	11,900,000
合計	114,721,000	0	0	114,721,000

Ⅴ 引当金の明細

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	1,600,000	1,700,000	1,600,000	1,700,000
ポイント引当金	737,201	971,897	737,201	971,897
賞与引当金	3,452,000	3,635,000	3,452,000	3,635,000
退職給付引当金	147,510,444	10,247,500	38,522,700	119,235,244
合計	153,299,645	16,554,397	44,311,901	125,542,141

(注) 貸倒引当金の当期減少額は、対象額の減少によるものです

VI 事業経費の明細

事業経費明細表

自 2024年 3月 1日 至 2025年 2月 28日

北海道大学生生活協同組合

(単位：円)

科 目	金 額
1. 人件費	
役員報酬	8,204,000
職員給与	84,669,702
定時職員給与	364,929,621
退職給付費用	6,296,000
法定福利費	48,241,411
厚生費	5,632,716
賞与引当金繰入額	23,450,000
派遣人件費	198,917
人件費合計	541,622,367
2. 物件費	
教育文化費	4,329,614
広報費	29,664,791
消耗品費	37,919,522
物流費	5,544,208
車両運搬費	13,801,844
貸倒引当金繰入額	100,000
ポイント引当金繰入額	234,696
施設維持管理費	33,285,128
減価償却費	55,168,962
賃借料	8,922,858
水道光熱費	66,616,609
保険料	1,840,387
委託料	80,961,569
研修採用費	5,603,838
調査研究費	498,532
会議費	1,212,321
諸会費	12,873,200
渉外費	34,845
租税公課	9,167,891
通信交通費	18,866,838
雑費	228,166
事業連合委託費	72,535,000
物件費合計	459,410,819
事業経費合計	1,001,033,186

Ⅷ その他の決算関係書類の内容を補足する重要な事項

1 主要な資産の内容

(1) 現金預金の明細

(単位：円)

科 目	内 訳		期首残高	期末残高	当期増減額
現金預金	現 金	現金	4,668,592	4,484,179	△ 184,413
		札幌出納現金	3,977,113	4,173,859	196,746
		水産総務現金	288,724	388,978	100,254
		小口現金	5,686,500	5,137,200	△ 549,300
	当座預金	ゆうちょ銀行口座	37,515,576	26,480,924	△ 11,034,652
	普通預金	北洋銀行北七条支店	95,627,142	22,352,038	△ 73,275,104
	普通預金	北海道銀行札幌駅北口	6,621,562	4,442,320	△ 2,179,242
	普通預金	北海道銀行函館支店	689,255	658,916	△ 30,339
	普通預金	労働金庫札幌北支店	3,328,169	3,424,833	96,664
定期預金	北洋銀行北七条支店	1,000,000	1,000,000	0	
合 計			159,402,633	72,543,247	△ 86,859,386

(2) 供給未収金の明細

① 内訳

(単位：円)

内 訳	金 額
供給未収金	133,297,560
クレジット未収金	10,750,117
電子マネー未収金	29,970,000
ECサイト未収金	68,000
そ の 他	20,000
合 計	174,105,677

② 回収状況

(単位：円、%)

期首残高	当期発生高	当期回収高	期末残高	回収率
155,697,013	2,391,294,479	2,372,885,815	174,105,677	93.16

(3) 商品および貯蔵品の明細

(単位：円)

科 目	内 訳	金 額
商 品	一般商品（物販）	45,539,309
	書 籍	88,215,412
	食 材	6,397,084
合 計		140,151,805
貯 蔵 品	新学期配布物 他	0
合 計		0

(4) 立替金の明細

(単位：円)

内 訳	金 額
エルムプロジェクト	105,624
仮カード電子マネーチャージ	148,155
そ の 他	878,328
合 計	1,132,107

(5) 未収金の明細

(単位：円)

内 訳	金 額
大学生協事業連合	28,810,014
北海道大学（留学生宿舎・入構証・文献複写）	383,840
加入We b決済未収金	1,162,270
日本出版販売（図書カード・図書券）	35,111
その他	360,804
合 計	30,752,039

(6) その他の流動資産の明細

(単位：円)

内 訳		期首残高	期末残高	当期増減額
前 渡 金	ありません	0	0	0
	小 計	0	0	0
前 払 費 用	労働保険料	597,561	617,875	20,314
	動産総合保険料	482,653	432,904	△ 49,749
	施設賠償責任保険料	36,467	36,470	3
	自動車保険料	311,508	255,084	△ 56,424
	北大備品賃借料	189,465	170,889	△ 18,576
	書籍在庫管理保守料	0	0	0
	総合警備保障	550,000	550,000	0
	北部S改修工事一式	0	4,377,010	4,377,010
小 計		2,218,654	6,491,232	4,272,578
合 計		2,218,654	6,491,232	4,272,578

(7) 差入保証金の明細

(単位：円)

内 訳	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備 考
日本図書普及株式会社	60,000	0	0	60,000	
図書カード端末保証金	30,000	0	0	30,000	
JTB旅ネット端末保証金	500,000	0	0	500,000	
全旅協クーポン会	200,000	0	0	200,000	
総合警備(株)(店舗両替用預託)	15,000,000	0	0	15,000,000	
全国旅行業協会保証金	2,800,000	0	0	2,800,000	
宅建取引業営業保証金	600,000	0	0	600,000	
全国大学生協連旅行保証金	3,000,000	0	0	3,000,000	
合 計	22,190,000	0	0	22,190,000	

(8) 長期前払費用の明細

(単位：円)

内 訳	期首残高	期末残高	当期増減額
該当ありません	0	0	0
合 計	0	0	0

(11) その他固定資産の明細

(単位：円)

科 目	期首残高	期末残高	当期増減額
一括償却資産(23年度)	697,152	348,576	△ 348,576
一括償却資産(24年度)	0	718,083	718,083
合 計	697,152	1,066,659	369,507

2 主要な負債の内容

(1) 買掛金の明細

(単位：円)

内 訳	金額
大学生協事業連合	174,553,382
そ の 他	46,218,958
合 計	220,772,340

(2) 未払金の明細

(単位：円)

内 訳	金額
大学生協事業連合未払金	39,328,971
北海道大学水光熱費	3,573,653
そ の 他	910,428
合 計	43,813,052

(3) 未払法人税等の明細

(単位：円)

内 訳	金額
法人住民税	722,000
合 計	722,000

(4) 未払費用の明細

(単位：円)

内 訳	金額
職員給与未払費用	36,004,872
合 計	36,004,872

(5) 前受金の明細

(単位：円)

内 訳	金額
組合員（購買部）	20,000
組合員（卒業アルバム代金）	15,033,260
組合員（PCプレミアムサポート）	20,710,000
組合員（受験宿泊）	45,502,030
組合員（卒業衣装レンタル金）	26,424,534
組合員（公務員講座代金）	6,839,101
組合員（ICプリペイド代金）	83,796,223
組合員（ミールプラン3月前受金）	7,600,000
組合員（ミールプラン23年度代金）	13,609,200
合 計	219,534,348

(6) 預り金の明細

(単位：円)

内 訳	金額
未返還組合員出資金	305,000
預り共済掛金	535,980
組合員（ルームガイド預り金）	5,542,562
組合員（一般MS管理預り金）	8,683,426
組合員（管理マンション敷金）	6,665,000
組合員（管理マンション清掃料）	3,265,270
組合員（MS管理預り金 サンタの館）	4,020,990
組合員（マンション敷金 サンタの館）	13,578,000
組合員（清掃料 サンタの館）	6,801,952
組合員（町内会費 サンタの館）	500,500
組合員（駐車場保証金 サンタの館）	69,390
組合員（リフォームプール金 サンタの館）	599,191
組合員（エルムテラス敷金）	2,929,770
組合員（エルムテラス清掃料）	1,841,593
組合員（エルムテラス管理預り金）	1,400,439
組合員（ユニフラテ賃料）	76,700
組合員（ユニフラテ契約金）	3,084,160
組合員（保険料預り）	755,963
組合員（レジ袋預り金）	420,745
組合員（学生生活110番）	212,090
北海道大学（自販機ロケフィー）	20,754,862
北海道大学（自販機設置賃料電気料）	158,400
北海道大学（学研災等掛金預り金）	2,652,422
北海道大学（入構IC・手続料）	170,980
北海道大学（教職員証再発行料金）	87,100
北海道大学（学生証再発行料金）	860,200
北海道大学（アドビ学生ライセンス）	3,388,000
北海道大学（留学生寄宿料預り金）	1,164,721
北海道大学（練習船収納代金）	153,560
未返還組合員出資金	1,561,000
社内団体預り金	10,164,845
その他	2,620,020
合 計	105,024,831

(7) 仮受金の明細

(単位：円)

内 訳	金額
仮受金（仮受出資金）	565,000
合 計	565,000

キャッシュ・フロー計算書

北海道大学生生活協同組合

自 2024年 3月 1日 至 2025年 2月 28日

間接法

(単位：円)

I 事業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期剰余金 (+)	△ 27,846,929
減価償却費 (+)	55,168,962
貸倒引当金の増加 (+) ・減少 (-) 額	100,000
賞与引当金の増加 (+) ・減少 (-) 額	183,000
退職給付引当金の増加 (+) ・減少 (-) 額	△ 28,275,200
受取利息及び受取配当金 (-)	△ 351,703
支払利息 (+)	39,231
固定資産除却損 (+)	28
供給債権の増加 (-) ・減少 (+) 額	△ 18,408,664
棚卸資産の増加 (-) ・減少 (+) 額	66,756,921
その他流動資産の増加 (-) ・減少 (+) 額	△ 4,007,154
仕入債務の増加 (+) ・減少 (-) 額	4,334,657
未払消費税等の増加 (+) ・減少 (-) 額	11,465,500
未払金・未払費用の増加 (+) ・減少 (-) 額	11,140,683
前受金・預り金等の増加 (+) ・減少 (-) 額	2,697,866
ポイント引当金の増加 (+) ・減少 (-) 額	234,696
その他流動負債の増加 (+) ・減少 (-) 額	△ 2,000,000
小 計	71,231,894
利息及び配当金の受取額 (+)	351,703
利息の支払額 (-)	△ 39,231
法人税等の支払額 (-)	△ 722,000
事業活動によるキャッシュ・フロー	70,822,366
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
固定資産の増加 (-) ・減少 (+) 額	△ 46,606,845
その他の固定資産の増加 (-) ・減少 (+) 額	△ 369,507
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 46,976,352
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の増加 (+) ・減少 (-) 額	△ 100,000,000
長期借入金の増加 (+) ・減少 (-) 額	△ 20,000,000
出資金仮受金の増加 (+) ・減少 (-) 額	△ 171,000
組合員出資金の増加 (+) ・減少 (-) 額	9,465,600
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 110,705,400
IV 現金及び現金同等物の増減額	△ 86,859,386
V 現金及び現金同等物の期首残高	158,402,633
VI 現金及び現金同等物の期末残高	71,543,247

(注) 現金及び現金同等物の範囲

項目	期首	期末
----	----	----

V 損失処理案

損失処理案

(単位：円)

		金額
I	当期末処理損失金	<u>168,895,008</u>
II	損失金処理額	
1	任意積立金取崩額	<u>0</u>
(1)	施設整備積立金取崩額	
2	法定準備金取崩額	<u>0</u>
III	次期繰越損失金	<u>0</u>
		<u>168,895,008</u>

2025年5月22日
北海道大学生生活協同組合

監査報告書

2024年度（2024年3月1日から2025年2月28日まで）における理事の職務執行について監査を行った。その方法及び結果について、以下のとおり報告する。

1. 監査の方法及びその内容

- ・監事会は、監査の方針を定め、各監事から監査の実施状況及び結果について報告を受けた他、理事等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。
- ・各監事は、監査方針に従い、他の監事と意思疎通及び情報交換を図るほか、理事、その他の職員等との意思疎通を図り、情報収集及び監査の環境の整備に努めた。
- ・各監事は理事会その他の重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び幾つかの事業所において業務及び財産の状況を調査した。
- ・理事の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他組合業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する理事会決議の内容、及び当該決議に基づいて整備されている体制（内部統制システム）の構築・運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。
- ・子会社等については、子会社等の取締役・監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、定例理事会等を通じて子会社等における事業の報告を受けた。
- ・さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、損失処理案）及びその附属明細書について検討を行った。

2. 監査の結果

（1）事業報告書等の監査結果

- 一、事業報告書及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認める。
- 二、理事の職務執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められなかった。

（2）決算関係書類（損失処理案を除く）及びその附属明細書の監査結果

- 一、決算関係書類（損失処理案を除く）及びその附属明細書は、組合の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

（3）損失処理案

- 一、損失処理案は法令及び定款に適合し、かつ、組合財産の状況その他の事情に照らして指摘すべき事項は認められなかった。

3. 追記事項

なし

2025年4月7日

北海道大学生協同組合

監事会議長 芳賀 永

監 事 岡野 泰樹

監 事 山崎 瞳子

比較貸借対照表

(2025年 2月 28日 現在)

北海道大学生生活協同組合

(単位：円)

科目	2023年度	2024年度	科目	2023年度	2024年度
(資産の部)			(負債の部)		
I. 流動資産	554,776,596	423,476,107	I. 流動負債	724,697,038	651,582,440
現金預金	159,402,633	72,543,247	買掛金	216,437,683	220,772,340
供給未収金	155,697,013	174,105,677	短期借入金	100,000,000	0
商品及び原材料	206,908,726	140,151,805	未払金	36,200,340	43,813,052
立替金	212,474	1,132,107	未払法人税等	722,000	722,000
前払費用	2,218,654	6,491,232	未払消費税等	9,073,600	20,539,100
未収金	31,937,096	30,752,039	未払費用	35,476,901	36,004,872
貸倒引当金(短期)	△ 1,600,000	△ 1,700,000	前受金	214,004,872	219,534,348
II. 固定資産	617,761,108	609,568,470	預り金	107,856,441	105,024,831
1. 有形固定資産	479,130,322	471,293,011	賞与引当金	3,452,000	3,635,000
建物及び附属設備	730,183,047	710,509,722	ポイント引当金	737,201	971,897
同減価償却累計額	△ 342,775,773	△ 351,581,619	仮受金	736,000	565,000
	387,407,274	358,928,103	II. 固定負債	195,180,444	147,905,244
器具備品	376,308,386	415,006,341	長期借入金	20,000,000	0
同減価償却累計額	△ 344,068,320	△ 362,124,415	退職給付引当金	147,510,444	119,235,244
	32,240,066	52,881,926	預り保証金	2,000,000	0
土地	59,482,982	59,482,982	長期未払金	25,670,000	28,670,000
2. 無形固定資産	1,022,634	297,800	負債合計	919,877,482	799,487,684
ソフトウェア	1,022,634	297,800	(純資産の部)		
3. その他固定資産	137,608,152	137,977,659	I. 組合員資本	252,660,222	233,556,893
関係団体出資金	102,821,000	102,821,000	1. 出資金	392,986,301	402,451,901
子会社等株式	11,900,000	11,900,000	出資金	392,986,301	402,451,901
差入保証金	22,190,000	22,190,000	2. 剰余金	△ 140,326,079	△ 168,895,008
その他固定資産	697,152	1,066,659	当期末処分剰余金	△ 140,326,079	△ 168,895,008
			(うち当期剰余金)	(△ 15,365,813)	(△ 28,568,929)
			純資産合計	252,660,222	233,556,893
資産合計	1,172,537,704	1,033,044,577	負債・純資産合計	1,172,537,704	1,033,044,577

比較損益計算書

北海道大学生生活協同組合

(単位：円)

科目	2023年度実績	2024年度予算	2024年度実績	対前年増減額	対予算差異額
供給高	2,937,391,323	3,050,449,000	2,915,167,225	△ 22,224,098	△ 135,281,775
供給値引	34,835,426	32,778,000	27,100,950	△ 7,734,476	△ 5,677,050
純供給高	2,902,555,897	3,017,671,000	2,888,066,275	△ 14,489,622	△ 129,604,725
期首商品棚卸高	163,652,554		206,908,726	43,256,172	
仕入高	2,345,341,240		2,212,547,559	△ 132,793,681	
期末商品棚卸高	206,908,726		140,151,805	△ 66,756,921	
供給剰余金	600,470,829	665,100,000	608,761,795	8,290,966	△ 56,338,205
利用事業収入	20,000	0	28,000	8,000	28,000
利用剰余金	20,000	0	28,000	8,000	28,000
共済受託手数料収入	18,663,343	18,631,000	17,789,593	△ 873,750	△ 841,407
教育文化事業収入	0	0	41,364	41,364	41,364
供給事業手数料収入	18,462,792	16,963,000	5,495,860	△ 12,966,932	△ 11,467,140
不動産賃貸収入	112,538,001	86,567,000	95,670,718	△ 16,867,283	9,103,718
その他手数料収入	179,446,072	171,928,000	188,911,027	9,464,955	16,983,027
事業総剰余金	929,601,037	959,189,000	916,698,357	△ 12,902,680	△ 42,490,643
役員報酬	8,138,000	8,184,000	8,204,000	66,000	20,000
職員給与	99,844,684	90,563,000	84,669,702	△ 15,174,982	△ 5,893,298
定時職員給与	359,923,083	360,969,000	364,929,621	5,006,538	3,960,621
退職給付費用	6,748,280	6,027,000	6,296,000	△ 452,280	269,000
法定福利費	46,422,231	47,717,000	48,241,411	1,819,180	524,411
厚生費	4,925,499	3,555,000	5,632,716	707,217	2,077,716
賞与引当金繰入額	24,062,000	19,815,000	23,450,000	△ 612,000	3,635,000
派遣人件費	1,386,486	0	198,917	△ 1,187,569	198,917
人件費	551,450,263	536,830,000	541,622,367	△ 9,827,896	4,792,367
教育文化費	3,909,910	5,730,000	4,329,614	419,704	△ 1,400,386
広報費	35,064,954	28,913,000	29,664,791	△ 5,400,163	751,791
消耗品費	33,054,496	33,807,000	37,919,522	4,865,026	4,112,522
物流費	1,660,249	6,670,000	5,544,208	3,883,959	△ 1,125,792
車両運搬費	25,822,297	12,957,000	13,801,844	△ 12,020,453	844,844
貸倒引当金繰入額	△ 400,000	0	100,000	500,000	100,000
ポイント引当金繰入額	603,957	0	234,696	△ 369,261	234,696
施設維持管理費	31,929,829	30,700,000	33,285,128	1,355,299	2,585,128
減価償却費	45,621,323	41,212,000	55,168,962	9,547,639	13,956,962
賃借料	4,473,943	10,133,000	8,922,858	4,448,915	△ 1,210,142
水道光熱費	68,335,929	68,700,000	66,616,609	△ 1,719,320	△ 2,083,391
保険料	1,883,052	1,836,000	1,840,387	△ 42,665	4,387
委託料	97,920,892	77,011,000	80,961,569	△ 16,959,323	3,950,569
研修採用費	4,795,648	3,595,000	5,603,838	808,190	2,008,838
調査研究費	633,229	891,000	498,532	△ 134,697	△ 392,468
会議費	1,235,623	1,255,000	1,212,321	△ 23,302	△ 42,679
諸会費	10,346,900	12,772,000	12,873,200	2,526,300	101,200
渉外費	22,728	0	34,845	12,117	34,845
租税公課	8,851,083	8,266,000	9,167,891	316,808	901,891
通信交通費	11,043,821	18,946,000	18,866,838	7,823,017	△ 79,162
雑費	259,037	29,000	228,166	△ 30,871	199,166
事業連合委託費	58,405,545	78,240,000	72,535,000	14,129,455	△ 5,705,000
物件費	445,474,445	441,663,000	459,410,819	13,936,374	17,747,819
事業経費	996,924,708	978,493,000	1,001,033,186	4,108,478	22,540,186
事業剰余金	△ 67,323,671	△ 19,304,000	△ 84,334,829	△ 17,011,158	△ 65,030,829
受取利息	565	0	24,759	24,194	24,759
受取配当金	379,901	380,000	326,944	△ 52,957	△ 53,056
雑収入	44,932,100	20,275,000	47,396,380	2,464,280	27,121,380
出資金整理益	11,213,000	3,800,000	10,150,000	△ 1,063,000	6,350,000
事業外収益	56,525,566	24,455,000	57,898,083	1,372,517	33,443,083
支払利息	0	0	39,231	39,231	39,231
雑損失	3,484,252	0	1,370,924	△ 2,113,328	1,370,924
事業外費用	3,484,252	0	1,410,155	△ 2,074,097	1,410,155
経常剰余金	△ 14,282,357	5,151,000	△ 27,846,901	△ 13,564,544	△ 32,997,901
特別損失	361,456		28	△ 361,428	
税引前当期剰余金	△ 14,643,813	5,151,000	△ 27,846,929	△ 13,203,116	△ 32,997,929
法人税等	722,000		722,000	0	
当期剰余金	△ 15,365,813	5,151,000	△ 28,568,929	△ 13,203,116	△ 33,719,929
当期首繰越剰余金	△ 124,960,266		△ 140,326,079	△ 15,365,813	
当期末処分剰余金	△ 140,326,079	5,151,000	△ 168,895,008	△ 28,568,929	△ 174,046,008

2024年度 C00P学生総合共済の給付状況

累計2024年4月～2025年2月		
共済事由	件数	金額
病気入院	145	11,840,000
病気長期入院	0	0
病気手術	77	3,850,000
病気重度障害	0	0
病気高度先進医療	0	0
事故入院	53	4,675,000
事故長期入院	0	0
事故手術	55	2,750,000
事故通院	366	9,915,000
事故後遺障害	0	0
事故重度障害	0	0
事故先進医療共済金	0	0
学業復帰	0	0
こころの早期保障	56	560,000
ストーカー被害	0	0
死亡	1	1,000,000
事故死亡	0	0
小 計（本人）	753	34,590,000
親扶養者死亡	11	5,500,000
親扶養者重度障害	0	0
扶養者事故死亡	1	5,000,000
扶養者事故重度障害	0	0
小 計（父母）	12	10,500,000
合 計	765	45,090,000
異常災害見舞金	1	40,000

総代マガジン6月号

Presented by 北大生協学生組織委員会



2024年度総代会終了！

5/22(水)に通常総代会が、全議案賛成多数による可決で終了しました。その後の懇親会では、90名の方のご参加があり、総代と生協職員が親睦を深めました！参加された総代の皆さま、ありがとうございました！

オープンキャンパス「北大生と話をしよう」当スタ募集！！

学生委員会では8/4(日)・5(月)の9:00～17:00に、クラーク会館にて、受験生や保護者との個別相談企画「北大生と話をしよう」を行います。その当日スタッフを北大生から募集します！詳細は後日発表するので、乞うご期待！



井今日から防災

日時：6/19(水)・6/20(木)
両日 10:30～16:30

場所：福利厚生会館
(北部食堂) 2F



主催：北大生協学生組織委員会
協力：NHK札幌放送局

防災企画「#今日から防災」ぜひご参加を！

6/19(水)・20(木)に防災企画「#今日から防災」を北部トラベルセンター奥で開催！体験型ブースも設置予定！参加賞あり！北部購買で非常食の販売も！みんなので防災への意識を高めましょう！

生協の活動に関する意見などがございましたら、ご意見募集フォームよりお寄せください。
お問い合わせ先 北大生協学生組織委員会 総代担当
メールアドレス：gispro2024@gmail.com

総代マガジン7月号 質問回答コーナー

Presented by
北大生協学生組織委員会

Q. 飲み物の販売を復活させてほしいです。ミールプランを利用していますが、あまり食べられないので100円程度余るのですが、よくあります。最近のコップパンで埋め合わせていますが、飲み物のほうが3、4限のとき嬉しいいです。(理学部3年)

A. ミールプランでの飲料利用は

① 食事の際1本のみというルールが徹底できなかったこと

② 飲料利用が増えたとミールプランの価格を上げなければならぬこと

により4月から対象外といたしました。ご了承ください。また、少食の方もミールプランを活用できるようにデザートや副菜などのメニューの充実を進めます。

Q. 中央食堂2階で食事と合わせてコップパンをよく買うのですが、現在、レジに行かないと種類がわからず、並んでいる時間帯だと買いにくいです。メニュー表にパンの種類が貼ってあったり、レジより手前にパンがあったりしたら嬉しいいです。(理学部3年)

A. ご利用ありがとうございます。6/24(月)から、2階に上がる前のお客様入口メニューボードに「コップパンメニュー表」を掲示しました！総代の声から実現しました！



Q. 野菜も取れるメニューが欲しい(総理1年)

A. 食堂では「ほうれん草のごま和え」や「オクラのお浸し」などの小鉢メニュー、ポテトコーンサラダなどのサラダメニューなどをご用意しております。また現在、野菜を使った煮物メニューも開発していますのでお楽しみにしていってください。また、「こんな野菜メニューが食べたい」などを組合員の声や総代意見フォームでお寄せいただけると嬉しいです。



総代マガジン7月号

Presented by 北大生協学生組織委員会



書籍サマーセール

夏の恒例、文庫・新書・コミック
「10%ポイント還元」セール！
1冊からでもOK。夏の帰省のお供に、
本はいかがですか？
(既刊の商品に限ります。また一部
対象外商品があります。)

涼しいフェア開催！

7/16(火)～8/2(金)に「涼しいフ
エア」を北部・生協会館・工学部の
購買で開催します！

「見て・食べて・使って涼しい」商
品を販売！ぜひお越しください！



～試験に負けるな～やる気！ 元氣！パンケーキ！

7/29(月)～7/31(水)の11:45～
食堂企画「～試験に負けるな～や
る気！元氣！パンケーキ！」を北
部・中央食堂で実施します！試験
勉強のお供にパンケーキはいかが
ですか？



生協の活動に関する意見などがございましたら、ご意見募集フォームよりお寄せください。

お問い合わせ先 北大生協学生組織委員会 総代担当
メールアドレス：gispro2024@gmail.com

総代マガジン8月号

質問回答コーナー

Presented by
北大生協学生組織委員会

Q. メニューが見れるアプリに、北部食堂2階に売っているお弁当の種類ものせてほしいです！ (医学部保健学科1年)

A. 北部食堂のメニューが確認できる「CoMenu+」アプリですが、システムの都合上、1階の食堂で出食しているメニューしか掲載することが出来ません。申し訳ございませんがご了承ください。

Q. メインディッシュにチキン系を常設してほしい。 (総合理系1年)

A. 毎日飽きずに食堂を利用していただくため、メニューの編成を毎週変更しております。また、季節、フェア、北大オリジナル企画など様々ご用意しており、メインディッシュにチキン系のメニューがない週も発生してしまうのが現状です。



Q. 中央食堂2階は、他の食堂とは違い、なぜ食券制なのでしょう？ (法学部2年)

A. コロナ禍以前に中央食堂では注文されてから調理し提供するメニューがあり、その関係で先にお会計をするため食券制としておりました。他の食堂と同様、最後にお会計する方法も試しましたが、人の流れが食券制の方が良かったため、食券制としております！



Q. 大盛りのさらに上が欲しい (医学部保健学科1年)

A. 現状でも大盛 (L) サイズの需要があまり多くないこと、サイズ増加の際には作業や食器を増やす必要があることから、常設で大盛以上のサイズを提供することは難しいです。ですが、そのような声を受けて先月の77周年記念企画ではメガ盛りメニューの提供を行いました！食べてくださっていたら嬉しいですね。



総代マガジン8月号

Presented by 北大生協学生組織委員会



7月総代のつどい

7/8(月)に中央食堂にて総代のつどいを行いました！グリーンカレーを食べながら、総代同士で大学生生活のこじや生協に関する意見などを交流しました。



きぼうの虹 フォトコンテスト

「きぼうの虹 フォトコンテスト」開催中！
今年もフォトコンテストの季節がやってきます。「北大巨景」をテーマに、ぜひ応募してみてください。あなたのお気に入りの写真をお待ちしています。入選者には生協電子マネーポイントをおプレゼント！8/31(土)まで！
たくさんのご応募お待ちしております！



GI おすすめ本フェア

書籍部（北部店・クラーク店）に、私たちGIメンバー推薦図書を設置中！「書き置きノート」であなたのおすすめ本を思う存分語ってください！「読書マラソン」へのエントリーも忘れずに！参加された方はアンケートへのご回答もお願いいたします！

生協の活動に関する意見などがございましたら、ご意見募集フォームよりお寄せください。

お問い合わせ先 北大生協学生組織委員会 総代担当

メールアドレス：gispro2024@gmail.com

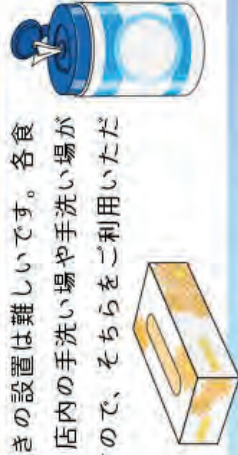
総代マガジン9月号

質問回答コーナー

Presented by
北大生協学生組織委員会

Q1. 食堂にお手拭きが欲しい。（法学部2年）

A1. 管理面・費用面を考慮すると、お手拭きの設置は難しいです。各食堂にティッシュの設置はございます。また、店内の手洗い場や手洗い場がない店舗にはお近くにお手洗いがございますので、そちらをご利用いただけますと幸いです。



Q2. 炊き込みご飯をやってほしいです。（総合理系1年）

A2. 食堂では炊飯の際に、炊飯ネットを使用しております。その関係から香りや着色の可能性があるような炊き込みご飯を調理することが難しいのが現状です。ただ、炊き上がったご飯に混ぜ込むことは可能ですので、企画などのメニューで検討したいと思います。ご要望ありがとうございます。



Q3. 食堂のメニューを生協アプリなどに配信してほしい。（総合理系1年）

A3. 現在は、生協アプリでメニューを配信する機能はありませんが、「CoMenu+」というアプリで北部食堂のその日のメニューを配信しています。北部食堂のポスターなどでご案内していますので、ぜひご利用ください。

Q4. 野菜メニューがキャベツやコーン、オクラばかりで、野菜の中にも偏りを感じる。ニンジンやカボチャなど緑黄色野菜を追加してほしい。（経済学部1年）

A4. 現在提供しているメニューに「パンブキンサラダ」や「ほうれん草のごま和え」などもご用意しておりますので、ご利用いただけたら幸いです。その他の野菜に関しては食材費と提供価格の関係で、定番メニューとしての提供は難しいです。ただ企画なども、北海道産アスパラ天ぷらなどのように提供できればと検討していますので、SNSや店内ポスターなどでご確認ください。



Presented by
北大生協學生組織委員會

メールアドレス: gispro2024@gmail.com

A. いつもご利用いただきありがとうございます！ペーグルサードですが、なるべく早めに店舗へお届けするよう、商品の調理、配送をしています。ただ、どうしても調理する際に時間がかかってしまうときや、北大構内の全購買を配送して回っているので、遅くなってしまうこともあります。ご了承ください。



総代マガジン11月号

Presented by 北大生協学生組織委員会

Flip the POKYU!
今年度前半一学期の振り返り

Day 1 (10/25) Day 2 (10/26) Day 3 (10/27)
北大生協 北大生協 北大生協
名義の保護者 上野の保護者 上野の保護者

10月25日(水)15時から17時30分まで
成成校に於いて、東洋の歴史を学ぶ1日です。
経験者も参加して、楽しく学びましょう。

参加条件
東洋の歴史を学ぶ1日です。
経験者も参加して、楽しく学びましょう。

【購買イベント】

「ポッキーの日企画」！
ポッキーorプリッツを2点、購入してペットボトルフリップにチャレンジ！
今年は、11/7(木)に会館店・保健店、11/8(金)に工学部店・薬学部店、11/11(月)に北部購買で行います！

北海道フェア
HOKKAIDO

ポッキーorプリッツを2点、購入してペットボトルフリップにチャレンジ！
今年は、11/7(木)に会館店・保健店、11/8(金)に工学部店・薬学部店、11/11(月)に北部購買で行います！

ポッキーorプリッツを2点、購入してペットボトルフリップにチャレンジ！
今年は、11/7(木)に会館店・保健店、11/8(金)に工学部店・薬学部店、11/11(月)に北部購買で行います！

【食堂企画】

「北海道フェア」札幌味噌ラーメンなど北海道をテーマにした企画や、寒い時期にピッタリで昨年も大人気だった「旨辛フェア」を予定しております！
11月も食堂でお待ちしています！

【10月総代のつどい報告】

10/29(火)に中央食堂2階にて「10月総代のつどい」を開催しました！日頃の生活について意見交流をしたり、新メニューの試食をしたりしました。また、野菜の摂取量を測る「ベジチェック®」や防災バッグ詰め体験会などを行いました！



生協の活動に関する意見などがございましたら、ご意見募集フォームよりお寄せください。
お問い合わせ先 北大生協学生組織委員会 総担当
メールアドレス: gispro2024@gmail.com

総代マガジン11月号

質問回答コーナー

Presented by
北大生協学生組織委員会

Q. 農学部食堂に朝ごはんが欲しいです。(農学院・修士1年)

A. 食堂での朝食提供は1時間当たりの利用者最低数が見込めない状況です。また朝の時間帯に勤務できる人員の確保も厳しいことから、現状では朝食営業を行うことは難しいです。ご理解いただけますと幸いです。



Q. 購買や書籍を朝にも営業してほしいです。(農学院・修士1年)

A. 購買、書籍についても食堂と同様に、現在の利用状況から1時間あたりの利用最低者数が見込めないため朝食営業を行うことは難しいです。ご理解いただけますと幸いです。



Q. 食堂でハラルメニューを少しでも出してもほしいです。(文学部1年)

A. 北部食堂、中央食堂、レストランポブラでは11時～14時で「7種の野菜カレー」などをハラル推奨メニューとして提供しております。是非ご利用ください！なお、北大生協で提供しているハラル推奨メニューはイスラム圏の組合員と共に作った自主基準で提供しています。「ハラル認証」を取得したメニューではありませんのでご了承ください。



総代マガジン12月号

Presented by 北大生協学生組織委員会



クリスマスフェア

12/9 (月) ~ 12/13 (金) はクリスマスフェアメニューを提供します。クリスマス気分を味わっていただけるメニューをご用意しております！



年末感謝フェア

12/16 (月) ~ 12/20 (金) は食堂の定番メニューの中で人気なメニューのセールを行います！12月も食堂でお待ちしております！



北大生と話そう 当日スタッフ募集

学生委員会では2/23(日)と2/24(月・祝)に受験生や保護者と話す「北大生と話そう」という企画のボランティアスタッフを募集しています！応募はお送りしたURL又はポスターの二次元コードからお申込みください！

生協の活動に関する意見などがございましたら、ご意見募集フォームよりお寄せください。
お問い合わせ先 北大生協学生組織委員会 総代担当
メールアドレス：gispro2024@gmail.com

総代マガジン12月号 質問回答コーナー

Presented by
北大生協学生組織委員会

Q. ミールプランに関して、長期休暇中はミール対象外にするなどの選択肢を作って欲しいです。長期休暇中は帰省や合宿など重なり食堂に行かないことが多い、そのせいで来年からミールをやめるという人を見かけます。自分も現在の制度のまま継続するのは消極的なので長期休暇中はミール対象外にできる制度などを作っていただきたいです。(総合系1年)

A. ご意見ありがとうございます。ミールプランは年間約242日まで利用可能で、授業がある日に食堂を利用すると、長期休暇を含めても申込金額分以上お食事をできる金額設定になっています。過去には長期休暇期間ミールプランを利用なしにするプランがありましたが、申込者が少なかったので廃止したこともございます。
ですが、今回のような声をいただくこともありまますので、26年度のミールプランで長期休暇期間に利用なしプランも含めて検討したいと思います。



Q. マイボトル用の給水所が欲しいです。(文学部1年)

A. 先日、北部食堂1階の食器返却口付近にウォーターステーションを設置しました！ぜひご利用ください！



総代・組合員の声で
実現しました！

Q. ライスの量が足りないのでは、各サイズの増量、もしくは値段が高くてもいいので特盛(1合くらい)を作ってほしいです。また、食堂の机の汚れが気になることがあるので定期的な清掃、もしくは布巾の設置をしてほしいです。(教育学部1年)

A. ライス特盛サイズの販売は現状厳しいため、ライス大+ライス中などでご利用いただけますと幸いです。試験的な販売については検討してみようかと思えます。お腹いっぱい食事をとることも大事ですが、栄養バランスも大切にしてくださいね！

また、机の清掃について、毎朝全席の拭き掃除とピーク後に汚れの目立つテーブルの重点的な清掃を行っています。すべての席に清掃が行き届いていないのが現状です。申し訳ございません。布巾の設置については、衛生面と管理面を考慮に入れた前向きに検討させていただきたいと思えます！



総代マガジン1月号

Presented by 北大生協学生組織委員会

テスト応援メニュー！

1/20(月)～1/24(金)

カツ丼 120円(税込)
1/20(月)～1/21(火)

ネギ塩鶏天 120円(税込)
1/22(水)～1/24(金)

揚げそば 120円(税込)
1/20(月)～1/24(金)

テスト応援メニュー！

1/20(月)～1/24(金)は試験応援企画として「ゲン担ぎメニュー」が登場します！「カツ丼」「ネギ塩鶏天」「たい焼き」を提供します！

10月の総代のつどいの試食会でも大好評！期末試験に向けてたくさん食べて張りましょう！

MANAVI当日スタッフ募集

学生委員会では、4月上旬に行われる「履修相談会MANAVI」において、ボランティアスタッフを募集しています。応募は送られたURLまたはポスターの二次元コードからお申し込みください！

STAFF募集

【履修相談会MANAVIとは？】
履修相談会MANAVIとは、1月10日(土)～11日(日)に開催される、学生委員会主催の履修相談会です。この機会に、履修に関する質問や、大学生活に関する相談など、お気軽にご相談ください。

【募集要項】
・募集人数：約20名
・募集期間：1月10日(土)～11日(日)
・募集場所：学生委員会 1F 101号室

【応募方法】
・応募フォームの提出
・面接：1月10日(土) 14:00～16:00

【応募資格】
・在学生
・志願書提出

【お問い合わせ】
・学生委員会 1F 101号室
・TEL: 011-835-8111

健康企画ベジエック

1/14(火) 11:00～14:30に北部購買にて、野菜摂取量を簡単に調べる「ベジエック」を実施します！参加してくださった方には、野菜ジュースを無料でプレゼント！野菜を食べて健康になりましょう！

2025 健康企画 ベジエック

1/14 11:30～14:00

福利厚生会館2F北館購買

ベジエックとは、野菜摂取量を簡単に調べる検査です。参加していただく方には、野菜ジュースを無料でプレゼントします。

【ベジエックの仕組み】
ベジエックは、野菜の摂取量を簡単に調べる検査です。参加していただく方には、野菜ジュースを無料でプレゼントします。

生協の活動に関する意見などがございましたら、ご意見募集フォームよりお寄せください。

お問い合わせ先 北大生協学生組織委員会 総代担当
メールアドレス: gispro2024@gmail.com

総代マガジン1月号

質問回答コーナー

Presented by 北大生協学生組織委員会

Q. 食堂において麦ご飯や雑穀米を導入してほしい。(総合理系1年)

A. 麦ご飯は過去に提供していたこともありましたが、利用が少なく廃棄が多くなってしまったため、通年での提供はしておりません。雑穀米は、通常の取り扱い食材がないため提供が難しいです。申し訳ございません。

今後、麦ご飯については北部食堂等で数量限定での提供を検討させていただきます。



Q. 食堂においてハラルのメニューが少なすぎるのではないかと。また、購買でもハラルの商品を置くべきではないかと。(理学部1年)

A. 食堂については取り扱いできるハラル推奨の食材が少なくことから限定的に提供を行っています。

また、ハラル商品については会館店購買、理学ミニショップ、ポプラ購買店にて販売を行っております。ぜひご利用ください！

Q. 食品ロスを減らす取り組みをしてほしい。(理学部1年)

A. 現在、各店舗の売上状況に合わせてなるべくロスが出ないように発注作業を行っています。また、生協で出た生ゴミなどは家畜肥料へとリサイクルしています。他にも取り組めることがないか検討させていただきます。



Q. 購買でサラダの種類を増やして欲しい。ツナのサラダは飽きてしまったのでサラダチキン等に変えてほしい。また、おにぎりをミールプラン対象にしてほしい。(総合理系1年)

A. サラダについては10月から食堂でも出しているサラダを2種類提供していますので、ぜひご利用ください！また、おにぎりについては次年度に向けてミールプラン対応にするかを検討させていただきます。



総代マガジン2月号

Presented by 北大生協学生組織委員会

生協電子マネー チャージ方法に注意！

2025年2月末をもって、生協電子マネーのクレジットチャージを終了いたします。
クレジットチャージに伴う手数料の負担が難しくなり、経費削減の観点から終了を決定しました。ご不便をおかけしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

今後は以下の方法でチャージをご利用ください。

- ・BankPayチャージ（銀行口座チャージ）
- ・現金チャージ（レジチャージ・ペイスポットチャージ）

また、BankPayチャージを対象とした、プリアムポイントキャンペーンを予定しております。ぜひ、ご利用ください。

北大生協もご利用のみなさまへ
生協電子マネー、クレジットチャージ終了と
BankPayチャージ（銀行口座チャージ）のご案内
2025年1月
2025年2月末をもって、生協電子マネーのクレジットチャージを終了いたします。
クレジットチャージに伴う手数料の負担が難しくなり、経費削減の観点から終了を決定いたしました。
今後は以下の方法でチャージをご利用ください。
・BankPayチャージ（銀行口座チャージ）
・現金チャージ（レジチャージ・ペイスポットチャージ）
なお、BankPayチャージを有効にした、ついでにポイントチャージを有効にしてください。



新規総代、募集開始！

2/3(月)から新規総代の募集が始まります！
組合員の代表として皆さんの要望を生協に伝えることができます！興味のある方は、2月上旬より生協各店舗にて掲載予定のポスター等からご応募ください！



お問い合わせ先 北大生協学生組織委員会 総代担当
メールアドレス：gispro2024@gmail.com

総代マガジン2月号

質問回答コーナー

Presented by
北大生協学生組織委員会

Q. 食堂が寒いです。（水産学部1年）

A. ご不便をおかけしてしまい申し訳ございません。学生支援課様に依頼し、昨年12月末に北部食堂ホールの暖房を修理していただいたため、寒さは改善されたと思います！



Q. チャージスポットが少なく、クレジットカードでチャージしがちなので、改善してほしい。（10月総代のつどいより）

A. 現在、チャージスポットは利用の多い店舗を中心に設置しております。設置経費がかなりかかりますので、すぐに増設することは厳しい現状です。ご了承ください。また、クレジットチャージですが、2月末にて終了することとなりましたので、今後はBankPayチャージ（銀行口座チャージ）をご利用ください！



Q. 移動販売をしてほしい。（10月総代のつどいより）

A. ご意見ありがとうございます。コロナ禍前には他業者様が移動販売を行っていたこともありますが、現在は全て終了しております。移動販売に必要な経費と利用者数の見込みを考えると、現状での実現は難しいと考えております。



総代マガジン3月号

Presented by 北大生協学生組織委員会

2025.3.17 Mon
北部ウコトイセ店
(購買・書籍)
RENEWAL
OPEN!

北部購買・書籍店舗
リニューアルオープン！

3/17(月)より北部購買と書籍を統合した新しいお店「北部ウコトイセ店」がリニューアルオープンします。「ウコトイセ」はアイヌ語で「集まる」という意味を持ちます。イベントスペースではポップアップストアの出版、エリアの還元企画、就職関係の相談会などを実施予定です。皆様がいややく、楽しくご利用ください。



56 北部食堂の座席にエリア名がきます！

昨年7月の総代ついでいただいた「北部食堂の座席位置を友人に伝えづらい」という声が多くなった取り組みです。エリア名には「キンニ」「アンパヤヤ」などq種類の動植物のアイヌ語名を選定しました。今年度中の実現を目指していますので、お楽しみに！

※画像は試作段階のイラストです。



1年間、ありがとうございました！

総代マガジンを読んでくださったみなさん、ありがとうございました！来年度も総代や組合員と積極的に関わられるように、学生委員一同頑張ります！



生協の活動に関する意見などがございましたら、ご意見募集フォームよりお寄せください。

お問い合わせ先 北大生協学生組織委員会 総代担当

メールアドレス：gispro2024@gmail.com

今年度最終号！

総代マガジン3月号

質問回答コーナー

Presented by
北大生協学生組織委員会

Q. 吃音の人が、食堂で注文しやすい方法を考えてほしい。(10月総代のつどいにて)

A. 実是指差して注文していただければスタッフにはわかる仕組みになっております。気軽にメニューカードを指差し注文できるよう、組合員にもわかりやすい案内POPを作成しました！北部食堂で試験的に張り出す予定です。



Q. 冬におでんを提供してほしい。(10月総代のつどいにて)

A. 来シーズンになってしまいかもしれませんが、おでんの提供ができるよう計画させていただきます！



Q. 野菜スティックやミニトマトなどの生野菜が欲しい。(10月総代のつどいにて)

A. 価格面、提供までの作業工程面を考慮して、一部店舗のみではありますが提供できるよう計画させていただきます！野菜スティックは作業面上難しいですが、生野菜類の提供ができるようにしたいと思います。



Q. 食堂メニューの大・中・小の基準が分らないです。具材が増えているのか、お米が増えているのでしょうか。(10月総代のつどいにて)

A. 基本的にカレーや辛みそ焼肉丼などは具材とご飯の量が増減しています。麺系のメニューでは麺の量のみ増加します。



第 2 号議案 2025 年度事業計画及び予算決定の件

【1】 事業活動に大きな影響がある環境変化

1. 社会・経済をめぐる情勢

- ・ マイナス金利政策の解除や円安ドル高等を要因とする物価上昇は、大学生のくらしにも大きな影響を与えています。
- ・ 「手取りを増やす」ことを目的とした税制・社会保障制度改革が進む可能性があります。
- ・ 2024 年度に引き続き、飲食業を中心に人材確保が困難な情勢が続くと想定されます。

2. 大学に関して

- ・ 電子購買システムの入替え検討時期となり、システム変更の可能性があります。
- ・ 2025 年度入学者から合格通知書の送付がなくなりました。
- ・ 工学部食堂でネーミングライツが決定しました。(NSSOL Dining) 他の施設もネーミングライツが進む可能性があります。
- ・ 七大学体育大会の主管校となります。

3. 北大生協に関して

- ・ 再生 3 ヶ年計画最終年度として、3 つの基本方針の実践を進める年度となります。また、次期中期計画の策定を進めます。
- ・ 北路店 2F の購買・書籍統合によるリニューアルを進めます。
- ・ クラーク書籍のリニューアルを計画します。
- ・ 国際協同組合年 2025 (IYC2025) となり、協同組合の価値を見直し広める機会となります。

【2】 2025 年度全体方針

1. 北大生協 3 つの使命 (2004 制定)

- 01 北大生協は、北大の勉学・教育・研究の発展に安心と信頼のサービスで貢献します。
 - 02 北大生協は、学生・院生の自立・成長と学内構成員の協力・協同の促進に寄与します。
 - 03 北大生協は、持続発展手可能な地域社会・国際社会の実現に向けて力をつくします。

2025 年度は北大生協 3 ヶ年再生計画の 3 年目となります。2 年間での準備や実践を活かし、北海道大学に無くてはならない北大生協としての存在価値を高めていく年度となります。物件費・人件費が高騰する中、効率化とサービス向上を両面から進めていきます。

また、特に学部を設置している店舗については店舗損益とサービスの最適なバランスを組合員との対話を大切にしながら各店舗運営について意見交換を進めます。

北大生協再生三ヶ年計画

■基本方針 1 組合員同士の「つながり」や北大生協と組合員との「つながり」を大切に、「身近」で「必要」とされる生協を目指します。	■基本方針 2 『北海道大学の発展と魅力ある大学づくり』に貢献し、大学に広く深く根付いた存在になることを目指します。	■基本方針 3 北大生協が大学に在り続けるために、事業構造の抜本的な見直しを行います。
●組織課題の4つの再生ポイント 1、組合員同士、組合員と生協のつながりを深める活動 2、組合員加入を推進する取り組み 3、大学との関係強化 4、全ての生協職員に再生計画の課題執行に関与してもらい、目標達成を目指し働き甲斐のある北大生協をつくります。	●事業課題の5つの再生ポイント 1、新学期事業の再生 2、フードサービス事業の再生 3、書籍損益構造の改善 4、学部店損益構造の改善 5、施設設備整備計画の構築	

【1】組織課題の4つの再生ポイント

1、組合員同士、組合員と生協のつながりを深める活動を進めます。

- 1-1. エリア別の店舗ミーティングを引き続き開催します。重点エリアは農学部店とします。
- 1-2. 留学生委員会の活動が継続できるように進めます。
- 1-3. 総代の集い等、組合員が集える場づくり、コミュニケーションの場づくりを進めます。
- 1-4. 共済活動を推進することで、組合員同士の助け合いの輪を広げます。

2、組合員加入を推進する取り組み

- 2-1. 新入生加入率 95%を目指します。
- 2-2. 教職員加入率 50%を目指します。加入の機会を作りため、学部店を中心に特設加入窓口を設置します。

3、大学との関係強化

- 3-1. 総長会談を継続し、大学生協の学生支援に関して協力関係を築きます。
- 3-2. 学生支援課長ミーティングを継続し、情報共有・意見交換を進めます。
- 3-3. 保健センター、学生相談室と、学生支援に対し協力関係を進め、24 時間対応の仕組みづくりを進めます。
- 3-4. 学科長・事務長訪問で店舗運営について意見交換を行い、協力関係を強めます。

4、生協職員が働き甲斐のある北大生協作り

- 4-1. 組合員との交流の機会を増やします。所属店舗で開催される店舗ミーティングへの参加を位置づけます。
- 4-2. 生協職員が自身の課題や役割発揮を主体的に取り組めるよう、研修・視察を推進します。

【2】事業課題の5つの再生ポイント

1. 新学期事業の再生 新入生の北大生活の基盤を整え、北大生活の可能性を広げる提案を行います。

- 1-1. シェア率「生協 95%、共済 75%、住まい 45%、ミール 40%、PC40%」を目指し、北大生の生活を

基にした商品・サービス提案を進めます。

1-2. 入学後の生活も支える新学期提案を行います。

2. フードサービス事業の再生 北大生の食生活を支える北大生協となります。

2-1. セントラルキッチンの機能を最大限に活用し、人手不足解消、人件費の効率化を進めます。

2-2. ミールプラン対応商品の開発を進めます。

2-3. 毎日3食利用できる・したいと思う北大生の「第二の食卓」を目指し、朝昼夜でメニューを変化させ、多くの食堂企画を行います。栄養バランスを摂ることのできる組合せメニュー提案で、食と健康面でサポートします。

3. 書籍損益構造の改善 北大生の学びを支える北大生協となります。

3-1. 効率的な運営体制を目指し、北部店では購買との一体運営を進めます。クラーク書籍は供給高に見合った在庫数・体制と業務内容の見直しを行います。教科書業務は省人化を進めます。

3-2. 新学期学修スタイル習得講座や公務員講座の拡大で、書籍だけではない北大生の学びを広く支えます。公務員講座については現講座に加え、早期講座の提案を進めます。また、入学から卒業まで、学生の学びを支える提案について部門を超えて行います。

4. 学部損益構造の改善

4-1. 無人営業による延長営業を進め営業機会の拡大と、運営効率化を進めます。ポプラ店、保健学科店、歯学部店、農学部店では上期にテスト運用、下期に本格稼働を目指します。

4-2. 購買本部の機能強化を進めます。

4-3. 校費対応、特に購買外売店舗の体制見直しを進めます。

4-4. 学部店の業務プロセスを効率化し、損益の改善を目指します

5. 施設設備整備計画の構築

5-1. 北部店 2F の一体運営を進めるため、店舗統合リニューアルを行います。

5-2. クラーク書籍の店舗効率化を進めるためリニューアルを検討します。

5-3. 北部福利厚生施設について、学生生活が充実するための設備・機能を備えた設備となる様な提案を進めます。就職・学びのサポート機能、コミュニケーションを促進する設備。

【3】 事業計画予算（損益予算）

科目名	22実績	23実績	24実績	25予算	前年差	前年比
供給高	2,989,513	2,937,391	2,915,167	2,942,338	27,171	0.9%
供給値引	20,545	34,835	27,100	32,407	5,307	19.6%
供給剰余金	580,396	600,470	608,761	662,485	53,724	8.8%
GRP	19.4%	20.4%	20.9%	22.5%	0	7.8%
共済手数料収入	20,909	18,663	17,789	18,035	246	1.4%
供給事業手数料収入	14,500	18,462	5,495	6,207	712	13.0%
不動産賃貸収入	112,281	112,538	95,670	89,771	-5,899	-6.2%
その他手数料収入	175,542	179,446	188,911	192,562	3,651	1.9%
事業総剰余金	903,628	929,601	916,698	969,060	52,362	5.7%
人件費合計	500,954	551,450	541,622	537,540	-4,082	-0.8%
物件費合計	431,561	445,474	459,410	452,757	-6,653	-1.4%
事業連合委託費	61,916	58,405	72,535	77,160	4,625	6.4%
事業経費合計	932,515	996,924	1,001,033	990,297	-10,736	-1.1%
事業剰余金	-28,887	-67,323	-84,334	-21,237	63,097	-74.8%
受取配当金	434	379	326	327	1	0.3%
雑収入	40,918	44,932	47,396	11,611	-35,785	-75.5%
事業外収益	41,352	56,525	57,898	23,738	-34,160	-59.0%
雑損失	512	3,484	1,370	0	-1,370	-100.0%
事業外費用	548	3,484	1,410	0	-1,410	-100.0%
経常剰余金	11,918	-14,282	-27,846	2,501	30,347	-109.0%

供給・供給剰余・その他手数料等、利用関連

・ 供給高

新入生対応は PC 台数、学修スタイル講座、英語講座等で前年比+18%の伸長予算としました。

食堂利用は2024年3月までに大幅な値上げがあったが、客数と取点数を維持する計画としました。
客単価の伸長を想定し+10%の伸長予算としています。

教科書利用は引き続き減少傾向が続くとみられ、七大会の北大開催により遠征が無くトラベルの利用も減少する見込みで予算としています。

全体としては、2024年度とほぼ同額の29億4,233万（前年比+0.9%）を予算としました。

・ 供給剰余

内製商品（弁当、ベーグルサンド、コップパン、おにぎり）の廃棄ロス、及び機会ロスのコントロールを行うことで供給剰余率及び供給剰余の確保を計画します。また、食堂供給比率が相対的に高くなるため、供給高を越える伸長計画（前年比+8.8%）としました。

・ 手数料収入

部屋紹介斡旋手数料を改定し、1.9%増の計画としました。

経費関連

・ 人件費

正規職員の再配置を行い、職員給与の削減により効率化をはかり前年比▲0.8%の計画としました。
なお、定時職員の給与（再雇用、パート、アルバイト）については営業時間の見直しで効率化を図りますが、10月の時給改定も見据え前年比+4.0%の計画としました。

・ 物件費

生協会館店及びエルムテラスの大規模修繕を行う必要があるため 2,000 万の修繕費を計画しています。前年度リニューアル店舗（セントラルキッチン店、水産 S B 店）の消耗品は今年度発生しないため削減となります。アプリクレジットチャージの制限による委託料を削減する計画です。

物件費全体では前年比▲1.4%の計画としました。

※参考資料 2025 年部門別損益予算

	供給	事業総剰余	人件費	物件費	経常剰余
購買	1,774,700	250,500	127,313	65,177	58,010
書籍	294,620	75,486	48,051	9,719	17,716
サービス	163,007	27,850	17,915	3,907	6,028
食堂	710,011	383,386	220,162	90,776	72,448
ルーム・住居	0	179,028	48,979	23,474	106,575
本部系	0	52,810	75,120	259,704	-258,276
合計	2,942,338	969,060	537,540	452,757	2,501

※参考資料 2025 年店舗別損益予算

	供給	事業総剰余	人件費	物件費	経常剰余
会館 S	323,459	56,146	36,681	8,395	11,070
北部S	417,538	40,646	21,311	12,790	6,545
工学購買	70,836	12,363	6,671	4,161	1,531
コパン	0	14,538	11,657	1,997	884
薬学購買	15,606	3,125	2,030	1,244	-149
保健購買	17,154	3,254	1,943	1,803	-492
獣医購買	6,547	1,319	0	480	839
歯学購買	6,931	1,380	1,402	1,234	-1,256
水産店	18,525	2,723	2,717	2,761	-2,755
特設店	243,347	52,293	8,200	15,861	28,232
文系売店	3,501	632	860	69	-297
理学売店	6,334	1,157	1,474	89	-406
自販機店	0	8,650	0	2,640	6,010
北部教科	89,330	18,911	2,967	406	15,538
クラ B	138,000	22,480	22,646	4,655	-4,821
キャリア	67,290	34,095	22,438	4,658	6,999
クラ旅行	61,000	17,320	0	1,838	15,482
北部旅行	102,007	10,530	17,915	2,069	-9,454
住居管理	0	58,975	24,897	4,237	29,841
ルーム G	0	120,053	24,082	19,237	76,734
北部食堂	274,832	145,923	72,441	31,072	42,410
C K 店	14,561	15,591	12,999	2,882	-290
工学食堂	54,393	29,446	18,654	9,023	1,769
中央食堂	170,712	89,927	52,443	17,959	19,525
クラ食堂	38,778	21,028	11,625	5,297	4,106
農学部店	37,897	15,012	11,663	4,953	-1,604
医学部店	38,515	18,031	9,505	7,611	915
ポプラ店	70,215	28,613	14,963	7,616	6,034
水産食堂	10,108	5,277	4,212	2,366	-1,301
共済 C	0	27,932	11,568	4,382	12,271
水産総務	0	1,800	0	3,289	-1,489
外S	644,922	66,812	44,024	13,650	9,138
本部	0	23,078	63,552	252,033	-269,058
合計	2,942,338	969,060	537,540	452,757	2,501

※注) 退職給付費用、システム費、連合委託費、諸会費、クレジット手数料等は全て本部へ計上

【4】 組織活動方針

1、学生組織委員会

25 年度 北大生協学生組織委員会 展望

1. 組合員の意見・要望に寄り添った活動・企画

活動や企画を行う際には過去の活動で得たフィードバックや、実際に組合員との交流で得られた意見をもとに現状分析を行い、より組合員のニーズに沿った企画を作り上げていきます。そのためにも企画を行った後のアンケートや、組合員が意見を出しやすい環境を作ることにも力を入れていきます。

2. 組合員が主体的に運営に参加する北大生協

学生委員や生協への意見で実際に生協に変化があったことをより多くの組合員に伝えることで、生協の運営により興味を持ってもらいます。そうすることで、組合員自身が主体的に生協を変えていくような運営の流れを作っていきます。

3. 日常的に利用したいと思ってもらえる店舗・企画づくり

組合員が最も関わりの深い事業であろう食堂や購買の企画などにも力をいれて活動します。組合員からフィードバックを集めて今後の活動に反映し、組合員が安心して楽しく利用できる店舗づくり、参加したくなる企画づくりを目指します。また、企画の際には学内外の団体と連携し、企画の幅や質を広げていきます。

4. 総代との一体感を持った活動

総代はともに生協をより良いものに作り上げていく仲間です。総代への活動を一方的なものにするのではなく、総代から得られる意見をしっかり汲み取り、総代とともに実現していくことでより良い大学生協を作っていきます。また総代自身に組合員の代表であるという意識をより持ってもらえるような働きかけを年間を通して大切にしていきます。

2、院生委員会

現在の委員数は2名（いずれも修士2年）です。

この現状を踏まえ、まずは院生委員会の存在意義や役割、存廃、活動の頻度などについて、幅広い層を巻き込んだ議論を行います。

その中で必要だと判断された場合は、北大の大学院生というターゲットを細分化したうえで、どのようにすれば有益な情報や思いを届ける（あるいは受け取る）ことができるのか考え、実行に移します。

3、教職員委員会

1. 「教職員総代会議」を毎月開催し、意見交換で出された声を理事会に伝え、ひとつでも実現できるように取り組みます。また、対面開催やテーマ設定を行う等、活発な議論が出来る総代会議を目指します。
2. 機関誌「きぼうの虹」を、引き続き定期的に発行し、学内の教職員からさまざまな寄稿をいただいて発信できる冊子にしていきます。
3. 「フォトコンテスト2025」を、6月から広報を開始して募集し、組合員の作品の発表の場を作ります。
4. 教職員の加入率アップのために何ができるか議論します。
5. 合同組織委員会の開催し、組織委員のつながり強化を目指します。

4、留学生委員会

1. 人手不足を補うため、学内の複数のチャネルを利用した採用活動を行います

2025 年度の新学期が始まるタイミングにて、留学生の多い、ISP, MJSP といったプログラムの学生にリーチできるように各部局に当委員会の採用活動への協力の呼びかけを行なっております。また、日本人学生に対しては、新渡戸カレッジでの宣伝や学内複数箇所にチラシを掲示することで、多くの人の目につくことを企図した採用のための施策を実施しています。

2. 多様な食文化を認め合い、その輪を広げていけるような提案を食堂・購買に対して行います

2024 年度ではイベント等の企画を行い、委員会の基礎を作ることを中心に行ってきました。ただ、留学生組織委員会の目的である留学生の声を生協の運営に活かすという点については未到達であると考えております。今年度は、留学生の生協に対する声を集められる仕組みづくりと、コミュニケーションの場を設け、留学生からの要請が多いベジタリアンフードの食堂での採用や、留学生の案をもとにした他国の料理を食堂で楽しむことができるような機会を増やして行きたいと考えております。

3. 新たなイベントを企画し、留学生の留学生組織委員会に対する認知を拡大します

コロナ禍以前にあった道内バスツアーをはじめとして、留学生間や日本人学生との交流をより図れるようなイベントを開催するための準備を行なっています。2025 年度初頭にメンバーの数を拡大させ、より大きな組織でメンバー全員に負担がかかりすぎないようにしながら、新イベントを 3 つ以上開催する予定です

5、環境委員会 2025 年度活動方針

1. 北大をよりサステナブルに

昨年度から継続してごみ分別に関する取り組みを行い、資源を最後まで有効活用できる環境作りに取り組めます。今年度の活動として、すでに現状分析のために高等教育推進機構においてごみの組成調査を行っています

2. 他団体との情報交換を通じた活動の改善

オンライン上・対面でフォーラム等に参加し、他の環境に関係した団体と意見交換を行います。交流の場においては、各大学生協や団体の取り組みを参照して我々の活動をより現状に則ったものとし、同時に北大生協環境委員会の取り組みが将来のモデルケースとなることを目指します。

3. 幅広い視点の確保

上記のような活動を行う前提として、委員の人数が継続的に確保されることが必要となります。そのために、昨年度よりも幅広い層から委員を募集し、様々な角度から環境について議論する場を、長期にわたって維持できる状態を整備します。

第 3 号議案 役員報酬限度額決定の件

役員の年間報酬（2025 年 6 月～2026 年 5 月）について、下記の総額の範囲で理事会が定める役員報酬規則にもとづいて支給すること、及び、各役員の報酬額・支給方法などについては、理事に関しては理事会に、監事に関しては監事の協議に委ねることを決定します。

（1）理事（25 名）の報酬（総額）

常勤理事（1 名）と非常勤理事（24 名）の報酬の限度額を 1,600 万円とします。

この金額は、前年の総代会で議決した金額と同じです。

1. 常勤理事の報酬は、北海道内の大学生協で統一し共通運用している給与・退職金制度に基づき、（「年齢給」＋「職能給（キャリア）」＋「役職給（ポスト）」）×（賞与）の合算で決められています。

尚、月額報酬はそれらの合算の 12 分の 1 を月額報酬としています。

また総額には、現専務理事齋藤真廣（2023 年 5 月から専務理事）の役員就任期間に対応する退職金相当額引当も含まれます。

役員報酬計上額の 25 年度予算 8,560,000 円（前年実績 8,204,000 円）

（2）監事（4 名）の報酬（総額）

1. 非常勤監事（4 名）に関する報酬の限度額を 60 万円とします。

この金額は、前年の総代会で議決した金額と同じです。

第 4 号議案 議案決議効力発生の特

議案の本旨に反しない範囲の字句の修正を理事会に一任します。総代会終了届け等の行政上の手続きの際、字句の間違い訂正や法律用語等が不正確な表記で訂正しなければならない場合があります。その場合には字句修正をして手続きを進めます。

役員選挙

- 1.役員定数は定款第 18 条にもとづき、第 8 回理事会（2025 年 1 月）にて理事 25 名・監事 4 名と決定しました。その半数以上は学生・院生となります。
- 2.役員選挙は、2025 年 4 月 1 日に公告され、4 月 1 日から 4 月 10 日の締切日までに理事会推薦の役員候補以外に立候補がありませんでした。つきましては、理事会推薦候補は定数内であるため、役員選挙規約第 12 条および第 13 条に基づき投票を省略し全員当選となります。
- 3.別紙にて役員候補の経歴をご紹介します。ご参照ください。

2025 年度 理事会・監事会 推薦名簿

理事会				
	役職	氏名	所属	
1	理事	坂爪 浩史	農学研究院 教員	
2	理事	齋藤 真廣	生協職員	
3	理事	金川 眞行	総務企画部総務課 職員	
4	理事	小川 美香子	薬学研究院 教員	
5	理事	林 忠一	北方生物圏フィールド科学センター 職員	
6	理事	今村 央	水産科学研究院 教員	
7	理事	渡部 典大	工学研究院 教員	
8	理事	石本 万象	文学院 修士 2 年	
9	理事	野呂 香綸	総合化学院 修士 2 年	
10	理事	田代 直也	工学院 修士 1 年	
11	理事	渡邊 稀羅	農学部 学生 4 年	
12	理事	寺垣 穂香	文学部 学生 4 年	
13	理事	櫛井 太智	法学部 学生 3 年	
14	理事	松田 和歩	農学部 学生 3 年	
15	理事	山下 匡隆	法学部 学生 3 年	
16	理事	栗栖 櫻蓮	工学部 学生 3 年	
17	理事	川上 あき	高等教育推進機構 教員	新任
18	理事	佐藤 哲生	工学系事務部 職員	新任
19	理事	里 眞理子	北キャンパス合同事務部 職員	新任
20	理事	中野 翔太郎	法科大学院 修士 1 年	新任
21	理事	田所 和廉	理学部 2 年	新任
22	理事	岡田 唯花	医学部保健学科 2 年	新任
23	理事	福嶋 柳之丞	教育学部 2 年	新任
24	理事	福田 梨瑛	教育学部 2 年	新任
25	理事	塩野谷咲希	法学部 3 年	新任
監事会				
	役職	氏名	所属	
1	監事	芳賀 永	先端生命科学研究院 教授	大学推薦
2	監事	岡野 泰樹	経済学研究院 准教授	
3	監事	山崎 瞳子	生命科学院 修士 2 年	
4	監事	戸松 陸	文学部 4 年	新任

順不同

2025 年度 役員選挙

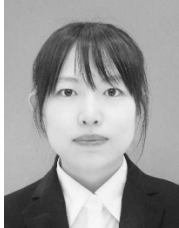
1. 役員定数は定款第 18 条にもとづき、第 8 回理事会（2025 年 1 月）にて理事 25 名・監事 5 名と決定しました。
2. 2025 年 4 月 1 日から 4 月 10 日までの役員立候補受付期間に立候補はありませんでした。
3. 理事会推薦役員候補は、下記の方々です。監事 1 名は北海道大学総長からの推薦です。
4. 役員選挙規約に基づき、投票を省略し、全員当選となります。

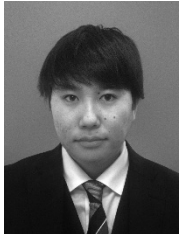
理事候補者

定数 25 名（うち学生・院生で半数以上） / 候補者 25 名（うち学生・院生で 15 名）

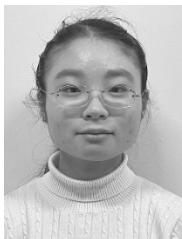
【理事会推薦候補 学生・院生】

	氏 名	所 属
	いしもと ばんしょう 石本 万象	文学院 修士 2 年
	生年月日	生協役員歴
	2001.12.3	22 年～理事
抱負		
大学院生という立場から、北大生協のあり方を俯瞰的に考え、行動に移していきます。		

	氏 名	所 属
	のろ かりん 野呂 香綸	総合化学院 修士 2 年
	生年月日	生協役員歴
	2001.1.5	22 年～理事
抱負		
理事会スタッフ 1 年、理事 3 年を経て理事会への出席は 5 年目になります。5 年目らしい発言を心掛けて残り 1 年も頑張ります。		

	氏 名	所 属
	たしろ なおや 田代 直也	工学院 修士 1 年
	生年月日	生協役員歴
	2003.3.10	22 年～理事
抱負		
これまでの経験を活かし、経常剰余の黒字化・経営状況の健全化に貢献します。		

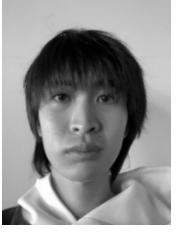
	氏 名	所 属
	わたなべ きら 渡邊 稀羅	農学部 4 年
	生年月日	生協役員歴
	2004.3.5	23 年～理事
抱負		
組合員がそれぞれの視点から自由に意見を出せる場を作っていきたいです。		

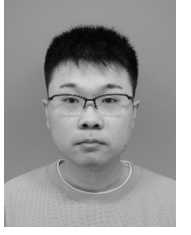
	氏 名	所 属
	てらがき ほのか 寺垣 穂香	文学部 4 年
	生年月日	生協役員歴
	2003.10.22	24 年～理事
抱負		
学生委員会での経験を活かし、日々利用者に寄り添っている生協がよりよいものになるよう尽力させていただきます。		

	氏 名	所 属
	くしい たいち 櫛井 太智	法学部 3 年
	生年月日	生協役員歴
	2004.11.7	24 年～理事
抱負		
前年度に引き続き理事を務めさせていただきます。学生委員会や理事の経験を活かし、北大生協をより良いものにできるよう尽力して参ります。		

	氏 名	所 属
	やました まさたか 山下 匡隆	法学部 3 年
	生年月日	生協役員歴
	2004.12.31	24 年～理事
抱負		
学生委員会で総代担当を務めた経験を活かして、総代や組合員の意見をもとに、理事として生協運営に臨みます。		

	氏 名	所 属
	まつだ かずほ 松田 和歩	農学部 3 年
	生年月日	生協役員歴
	2005.2.21	24 年～理事
抱負		
学生や組合員としての視点を大切にしながら、北大生協の力になることができるよう尽力します。よろしくお願いします。		

	氏 名	所 属
	くりす おうれん 栗栖 櫻蓮	工学部 3 年
	生年月日	生協役員歴
	2003.4.24	24 年～理事
抱負		
まだまだ至らない点も多いと思いますが、よりよい生活を届けられるよう精一杯努力してまいります。		

	氏 名	所 属
	なかの しょうたろう 中野 翔太郎	法科大学院 修士 1 年
	生年月日	生協役員歴
	2001.7.8	新任
抱負		
大学での学びや学生委員としての活動の経験を活かし、誰にとっても使いやすい生協づくりに貢献したいです。		

	氏 名	所 属
	たどころ かずゆき 田所 和廉	理学部 2 年
	生年月日	生協役員歴
	2005.12.20	新任
抱負		
大学生協に関する理解・経験をまだまだ未熟ですが、自分の出せる精いっぱいの努力で大学生協に携わって行きます。		

	氏 名	所 属
	おかだ ゆいか 岡田 唯花	医学部保健学科 2 年
	生年月日	生協役員歴
	2005.8.30	新任
抱負		
組合員のより良い生活を目指し、学生委員会での経験を活かしながら頑張ります。		

	氏 名	所 属
	ふくしま りゅうのすけ 福島 柳之丞	教育学部 2 年
	生年月日	生協役員歴
	2005.10.21	新任
抱負		
組合員の方々のよりよい生活のため、微力ながら尽くしてまいります。よろしくお願いします。		

	氏 名	所 属
	ふくだ りえ 福田 梨瑛	教育学部 2 年
	生年月日	生協役員歴
	2004.6.16	新任
抱負		
ISC（北大生協留学生委員会）は留学生をサポートするための活動を行っています。ISC から、大学生協に貢献できるよう精一杯頑張ります。		

	氏 名	所 属
	しおのや さき 塩野谷 咲希	法学部 3 年
	生年月日	生協役員歴
	2004.2.26	新任
抱負		
至らない点も多々あると思いますが、生協理事として精一杯務めさせていただきますのでどうぞ宜しくお願い致します。		

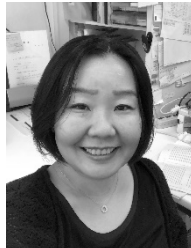
【理事会推薦候補 教職員・生協職員】

	氏 名	所 属
	さかづめ ひろし 坂爪 浩史	農学研究院 教員
	生年月日	生協役員歴
	1964.10.19	12 年～理事 15 年～監事会議長 21 年～理事長
抱負		
経営再建への道筋を何とかつけたいと思います。		

	氏 名	所 属
	さいとう まさひろ 齋藤 真廣	生協職員
	生年月日	生協役員歴
	1980.9.5	23 年～専務理事
抱負		
組合員同士のコミュニティ形成を大切に、大学内での「食」や「学び」を支え、生活基盤の「住」を支える北大生協となるよう尽力いたします。		

	氏 名	所 属
	かながわ まさゆき 金川 眞行	総務企画部総務課 職員
	生年月日	生協役員歴
	1963.1.9	20 年～理事
抱負		
教職員の代表として、北海道大学生協同組合が頼りがいのある存在となるよう微力ながら貢献したいと思います。		

	氏 名	所 属
	いまむら ひし 今村 央	水産科学研究院 教員
	生年月日	生協役員歴
	1965.10.8	21 年～理事
抱負		
生協と利用者のパイプ役として、微力ながら尽力させていただきます。よろしくお願いいたします。		

	氏 名	所 属
	おがわ みかこ 小川 美香子	薬学研究院 教員
	生年月日	生協役員歴
	1974.3.27	22 年～理事
抱負		
生協がより魅力的になるように考えていきたいと思っています。		

	氏 名	所 属
	はやし ただかず 林 忠一	北方生物圏フィール ド科学センター職員
	生年月日	生協役員歴
	1961.6.26	21 年～理事
抱負		
生協でなければ出来ないサービス、生協だからこそ出来るサービス。		

	氏 名	所 属
	わたなべ のりひろ 渡部 典大	工学研究院 教員
	生年月日	生協役員歴
	1986.9.28	24 年～理事
抱負		
学生時代からの北海道大学での経験と建築計画・都市計画専門の知見を活かしながら、お力になればと思います。よろしくお願いいたします。		

	氏 名	所 属
	かわかみ あき 川上 あき	高等教育推進機構 教員
	生年月日	生協役員歴
	1980.5.5	新任
抱負		
組合員のためのサービスや、学生へのより身近な支援体制について、大学と生協がより協働できるよう、取り組ませていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。		

	氏 名	所 属
	さとう てつお 佐藤 哲生	工学研究院 教員
	生年月日	生協役員歴
	1968.6.22	新任
抱負		
工学系事務部という大きな部局の代表として、微力ではありますが大学生協の運営の一助となるような活動を心がけたいと考えております。		

	氏 名	所 属
	さと まりこ 里 眞理子	北キャンパス合同 事務部 職員
	生年月日	生協役員歴
	1969.9.1	新任
抱負		
微力ながらお手伝いさせていただきます。		

監事候補者

定数 4 名/候補者 4 名（内 1 名は大学推薦）

【監事会推薦候補 学生・院生】

	氏 名	所 属
	やまざき とうこ 山崎 瞳子	生命科学院 修士 2 年
	生年月日	生協役員歴
	2002.2.22	23 年～監事
抱負		
前年度から引き続き監事を務めさせていただきます。まだまだ至らない点ばかりですが、精一杯励んで参ります。何卒よろしくお願い申し上げます。		

	氏 名	所 属
	とまつ りく 戸松 陸	文学部 4 年
	生年月日	生協役員歴
	2004.1.6	新任
抱負		
北大生協の運営が適切に行われているか監査し、北大生協が組合員の生活をより良くできるように進言して参ります。		

【監事会推薦候補 教職員】

	氏 名	所 属
	おかの たいき 岡野 泰樹	経済学研究院 教員
	生年月日	生協活動歴
	1989.4.25	21 年～監事
抱負		
監事として北大生協の健全で持続的な発展に向け活動して参ります。		

【大学総長推薦】

	氏 名	所 属
	はが ひさし 芳賀 永	先端生命科学研究院 教員
	生年月日	生協活動歴
	1967.1.14	21 年～監事
抱負		
昨年度に引き続き、監事として北大生協の業務執行状況を監査するとともに、北大生協の活動が発展するよう理事会等を通じて提言を行っていきます。		

令和7年4月21日

北海道大学生生活協同組合

理事長 坂爪 浩史 殿

北海道大学総長 寶 金 清 博

(公印省略)

北海道大学生生活協同組合監事の推薦について（回答）

令和7年3月25日付け文書で依頼のありました標記のことについて、下記の教員を推薦します。

記

先端生命科学研究院 教授 芳賀 永

担当	学務部学生支援課
	生活支援担当 係長 能代 久幸
連絡先	外線 011-706-7532
	内線 7532

2024 年度理事会議決事項-

第 1 回定例理事会

5 月 23 日（木）19：26～19:50

北海道大学クラーク会館講堂

出席理事：理事総数 25 名中 17 名出席

出席監事：監事総数 4 名中 4 名出席

1. 代表理事等互選、常務理事互選および代行順位決定の件

1. 顧問選任および幹部職員任命の件

1. 組織委員等任命の件

1. 理事会委員会設置の件

1. 役員報酬等決定の件

1. 委員手当等決定の件

1. 組織委員会等および監事の活動に要する費用上限決定の件

1. 短期借入金上限額決定の件

1. 代理押印承諾方式採用の件

1. 2024 年度理事会等の日程の件

第 2 回定例理事会

6 月 19 日（水）18：15～20:37

北大生協 北大生協会館 3 階会議室

web 会議方式を併用

出席理事：理事総数 25 名中 22 名出席

出席監事：監事総数 4 名中 3 名出席

1. 2024 年度 5 月営業総括および決算承認の件

1. 大学生協連経営支援金申請の件

1. 組織委員等任免の件

1. 日本コープ共済連通常総会代議員選出の件

1. 北海道生協連通常総会代議員選出の件

1. 設備投資承認の件

第 3 回定例理事会

7 月 24 日（水）18：15～20：23

北大生協会館店 3 階会議室

WEB 会議方式を併用

出席理事：理事総数 25 名中 21 名出席

出席監事：監事総数 4 名中 2 名出席

1. 2024 年 6 月期営業総括および決算承認の件

1. 総代会 PJ 委員手当決定及び支給の件

1. 理事会意思決定における設備投資等の相見積もり提出基準決定の件

1. 設備投資承認の件

1. 大学生協事業連合との新たな基本契約及び業務委託契約締結の件

1. 労組とのユニオンショップ協定書及び賃金控除に関する協定書締結の件

1. 組織委員等任免の件

第 4 回定例理事会

9 月 18 日（水）18：15～20：20

北大生協会館店 3 階会議室

WEB 会議方式を併用

出席理事：理事総数 25 名中 16 名出席

出席監事：監事総数 4 名中 2 名出席

1. 2024 年 8 月期営業総括および決算承認の件

1. サンタの館契約更新の件

1. 組織委員等任免の件

1. 設備投資承認の件

第 5 回定例理事会

10 月 23 日（水）18：15～20：25

北大生協会館店 3 階会議室

WEB 会議方式を併用

出席理事：理事総数 25 名中 20 名出席

出席監事：監事総数 4 名中 2 名出席

1. 2024 年 9 月期営業総括および決算承認の件

1. 2024 年 7 月期営業総括および決算承認の件

1. 食堂メニューの非組合員価格設定について

1. 通常総会代議員選出について

1. 通常総会役員選任・承認について

1. 2 項組合員承認について

1. 2 項組合員承認について

第 6 回定例理事会

11 月 20 日（水）18：15～20：30

北大生協会館店 3 階会議室

WEB 会議方式を併用

出席理事：理事総数 25 名中 19 名出席

出席監事：監事総数 4 名中 2 名出席

1. 2024 年 10 月期営業総括および決算承認の件

1. 広和学生会館借り上げ契約の件

1. 食堂メニュー値上げの件

1. 2 項組合員承認の件

1. 2 項組合員承認条件変更の件

1. 日本コープ共済連臨時総会代議員選出の件

第 7 回定例理事会

12 月 18 日（水）18：15～19：23

北大生協会館店 3 階会議室

WEB 会議方式を併用

出席理事：理事総数 25 名中 20 名出席

出席監事：監事総数 4 名中 1 名出席

1. 2024 年 11 月期営業総括および決算承認の件
1. 北部購買・書籍の店舗統合及びリニューアル設備投資の件
1. 大学生協アプリチャージ、クレジットチャージ中止の件
1. 2 項組合員承認の件
1. 全国制度「生協役員賠償責任保険」の加入申し込みの件
1. 組織委員等任免の件

第 8 回定例理事会

1 月 22 日（水）18：15～19：52

北大生協会館店 3 階会議室

WEB 会議方式を併用

出席理事：理事総数 25 名中 21 名出席

出席監事：監事総数 4 名中 2 名出席

1. 2024 年 12 月期営業総括および決算承認の件
1. 2025 年度通常総代会開催に係る件、及び総代会 PJ 委員（学生責任者）手当決定及び支給の件
1. 大学生協事業連合との関係覚書及び、個別契約締結の件
1. 2 項組合員承認の件

第 9 回定例理事会

2 月 19 日（水）18:15～20:20

北大生協会館店 3 階会議室

WEB 会議方式を併用

出席理事：理事総数 25 名中 16 名出席

出席監事：監事総数 4 名中 4 名出席

1. 2025 年 1 月期の営業総括と決算の件
1. 食堂メニュー改定の件
1. ミールプラン決算方針の件
1. 北大生協 2025 年度理事長、常務理事互選（方法）の件
1. 会館店及びエルムテラス修繕工事の件
1. 学生委員会の活動保障費追加の件
1. 24 年度資格喪失組合員の法廷脱退の件
1. 組織委員等任免の件



第 10 回定例理事会

3 月 19 日（水）18：15～19:45

北大生協会館店 3 階会議室

WEB 会議形式を併用

出席理事：理事総数 25 名中 19 名出席

出席監事：監事総数 4 名中 3 名出席

1. 2025 年 2 月期営業総括および決算承認の件
1. 受験フライト宿泊システム投資の件
1. 設備投資の件
1. 2 月期「2 項組合員」承認報告・申請の件
1. 理事・監事並びに組織委員等任免の件
1. 2025 年度北海道生活協同組合連合会の役員（理事）推薦の件

第 11 回定例理事会

4 月 23 日（水）18:15～20:20

北大生協会館店 3 階会議室

WEB 会議形式を併用

出席理事：理事総数 23 名中 17 名出席

出席監事：監事総数 3 名中 3 名出席

1. 2025 年 3 月期営業総括および決算承認の件
1. 2025 年度総代会日程変更及び、電磁的方法による総代会招集通知の件
1. 2025 年度総代会議案書承認の件
1. 2025 年度第 1 回理事会への送り事項決定の件
1. 3 月期「2 項組合員」承認報告・申請の件
1. 設備投資承認の件
1. 日本コープ共済連 第 17 回通常総会 代議員選出の件
1. 組織委員等任命の件
1. フレンドリー職員給与規定変更の件



理事会の様様（議案提案者が会場で実出席、理事監事は Zoom を利用してオンライン方式で議論に参加）

国立大学法人北海道大学における福利厚生業務に関する大学と 生協との業務委託契約書

国立大学法人北海道大学（以下「甲」という。）と北海道大学生協同組合（以下「乙」という。）は、甲の国立大学法人への移行に当たり、これまで積み重ねてきた甲乙間の従前の関係を尊重し、今後の大学の福利厚生を充実させていくために、甲の構成員である学生・教職員（以下「学生等」という。）の福利厚生に係る業務の一部を乙に委託することに関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、甲が行うべき、学生等のための福利厚生の充実を図る目的をもって、次の各号に掲げる福利厚生業務（以下「本件業務」という。）を乙（乙は、甲を職域とし、学生等が結成し、運営する生活協同組合である。）に委託し、乙はこれを受託する。とりわけ、学生支援のための福利厚生は、大学が行うべき正課外教育でもあり、正課教育では代替できない固有の意義があるものであって、この意味でも乙の行う本件業務は、甲にとって不可欠のものであり、乙は、この観点からも甲に協力し誠実に責任を持ってこれを遂行するものとする。

- (1) 食堂業務
- (2) 購買業務
- (3) 住居・旅行等の各種斡旋及びサービス業務

2 甲は上記の外、福利厚生に係る新たな業務を乙に委託する場合は、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

3 甲は、高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、学生等に対する福利厚生の充実を継続的に目指し、乙は、その組合員のための生活の文化的経済的改善向上を図る諸活動を通じて、学生等の福利厚生の充実を目指すものである。

（乙の責務）

第2条 乙は、本件業務の実施に当たり、関連する法令、規則等を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって誠実にこれを履行し、甲の品位並びに秩序の維持に努めるものとする。

2 乙は、いかなる事由によっても甲の社会的信用を消失させたり、学生等の不利益となる行為をしてはならない。

3 乙が行う本件業務は、良質で低廉な飲食物・商品・サービス等を提供するものとする。

4 乙は、本件業務を運営する際にトラブルが発生した場合は、原則として乙の責任において解決を図るものとする。

5 本件業務実施のために乙が行う商取引の一切は、乙自らの名義において行うものとし、甲の名義を使用しない。

（物件の利用）

第3条 甲は第1条の目的に向けた本件業務のために、甲と乙が別に締結する「使用貸借契約書」に定めた土地・建物（以下「固定資産等」という。）を無償で乙の利用に供する。

2 前項の定めに関わらず、甲が定めた別記「取扱要領」に掲げた諸条件を乙が具備しない場合は、貸付料を徴収することができるものとする。

3 乙は、甲からの便宜供与の目的を受け止め、本件業務を誠実に責任を持って行う。また、乙は、甲が高等教育機関としての社会的使命を達成することは、自らの組合員である学生等の願いでもあるという認識に立ち、甲の高等教育機関としての社会的使命達成に積極的に協力するものとする。

4 乙は、固定資産等の使用の変更等をしようとする場合は、事前に甲の許可を得なければならない。

5 乙が、臨時的に短期間において第1項の規定に定める以外の固定資産等を使用しようとする場合は、別途使用の許可を申請し、甲の許可を得なければならない。

(第三者の使用)

第4条 乙は、第三者に固定資産等の全部又は一部を貸与し、又は運営を委託することはできない。ただし、乙が直接運営することが当該業務の規模又は種類により困難であつて、第三者に委託する方が能率的であり、かつ安価であると認められる場合は、甲の許可を得て、その一部を第三者に委託することができる。

(施設等の管理)

第5条 乙は、善良な管理者の注意をもって固定資産等を維持管理しなければならない。

2 甲の指定する固定資産等には、乙はあらかじめ甲の承認を得て、業務に必要な諸設備・什器・備品等を乙の負担において備えることができる。ただし、事情や内容等により甲乙協議の上、甲の負担において備えることがある。

3 甲が乙に貸与している固定資産等に関する小規模の修繕は、原則として乙の負担とする。ただし、甲乙協議の上、甲の負担で行うことがある。

4 乙は、固定資産等の滅失、毀損を発見した時は、速やかにこれを甲に報告しなければならない。

(固定資産等の監督)

第6条 甲は、固定資産等について随時実地調査することができる。

2 乙は、前項の調査に必要な報告を甲から求められた場合、これに応じなければならない。

3 甲は、固定資産等の維持管理に関し適宜必要な指示をすることができ、乙は当該指示に従うものとする。

(業務日時等)

第7条 乙は、本件業務の種類・内容・業務日時等を日常的に甲に報告し、甲又は学生等に重要な影響を与える施策等を実施する場合には、事前に甲と協議し、乙が行う本件業務に甲の意向が反映するよう努めなければならない。

2 甲は、本件業務の種類・内容・業務日時等に関し甲が必要と認めた場合、その都度乙を指導することができるものとし、甲から乙への指導が行われた場合、乙はこれを真摯に受け止め誠実に対応するものとする。

(衛生管理等)

第8条 乙は、本件業務に従事する従業員の勤務態様、健康管理、就業並びに衛生管理等について関係法令を遵守すること。また、異常が判明したときは遅滞なく甲に報告するとともに、甲の管理運営及び本件業務の実施に支障を来さないよう万全を期するものとする。

(費用負担)

第9条 乙は、本件業務の運営に係る人件費、保健衛生費、被服費、光熱水料、原材費、通信費、その他本件業務に必要な経費を負担する。

(対価の不発生)

第10条 甲及び乙は、本件業務の実施に関し、本契約書に定める以外、名目の如何を問わず何らの金員も相手方に請求しない。

(報告等)

第11条 乙は、半年に1回ずつ、本件業務の内容、収支決算等を書面により甲に報告しなければならない。

2 甲は、乙の損益計算書等の決算に関する書類、その他の書類の提出を求めることができる。

(協議機関の設定)

第12条 甲及び乙は、学生等の福利厚生に関する事項及び関連する事項について、甲乙間で恒常的な協議の場を設定する。構成は、甲の総長又はこれに代わる者、乙の理事長又はこれに代わる者を含むものとする。また、必要に応じて、各レベルでの協議の場を設けるものとする。

(契約期間)

第13条 契約期間は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までとする。ただし、契約期間満了の6か月前までに、甲、乙いずれからも何らの意思表示をしない場合は、契約期間満了の日の翌日から向こう1か年の契約を更新したものとみなし、その後も同様とする。

(秘密保持)

第14条 甲及び乙は、契約期間中において知り得た互いの業務上の秘密について、これを第三者に漏洩してはならない。

2 前項の規定は、本契約の終了においても同様とする。

(解除)

第15条 甲は、次の各号に該当するときは、契約の解除又は契約の一部を変更することができるものとする。

(1) 乙に、本契約に違背する事実があったと甲が認めたとき

(2) 甲が、固定資産等を必要とすることになったとき

(契約終了時)

第16条 契約が終了した場合において、乙は甲に対し、固定資産等に改良のために投じた有益費その他の費用が現存している場合にあって、その費用等の償還の請求はしないものとする。

2 契約が終了した場合、乙は甲の指定する期日までに固定資産等を現状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が特に承認したときは、この限りでない。

3 前項の場合において、乙が、原状回復の義務を履行しないときは、甲は乙の負担においてこれを行うことができる。この場合、乙は甲に異議を申し立てることはできない。

(損害賠償)

第17条 乙は、その責に帰する事由により固定資産等に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、前条第2項による原状回復をした場合は、この限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、乙は、本契約書に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(協議)

第18条 この契約書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、甲乙双方でその都度誠実に協議するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ、各自その1通を保管するものとする。

平成16年4月1日

甲 札幌市北区北8条西5丁目
国立大学法人北海道大学
総長 中村睦男 印

乙 札幌市北区北8条西7丁目
北海道大学生生活協同組合
理事長 榎戸武揚 印

変更契約書

国立大学法人北海道大学（以下「甲」という。）と北海道大学生生活協同組合（以下「乙」という。）との間において、平成16年4月1日付けで締結した国立大学法人北海道大学における福利厚生業務に関する大学と生協との業務委託契約（以下「原契約」という。）について、原契約書第18条に基づき、次の条項とおりの変更契約を締結する。

第1条 原契約の一部を次のとおり変更する。

第3条 甲は、第1条の目的に向けた本件業務のために、別に定めた甲の所有する土地・建物（以下「固定資産等」という。）を無償で乙の使用に供する。

4 乙は、固定資産等の使用の変更等及び第1項の規定に定める以外の土地・建物等を使用する場合は、事前に甲の許可を得なければならない。

5 乙が、臨時的に短期間において第1項の規定に定める以外の土地・建物等を使用する場合は、別途使用の許可を申請し、甲の許可を得なければならない。

第5条

3 固定資産等に関する小規模の修繕は、原則として乙の負担とする。ただし、甲乙協議の上、甲の負担で行なうことがある。

別記（第3条第2項関係）取扱要領「3. その他」を削除する。

第2条 前条は、平成22年4月1日から適用するものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成22年3月31日

甲 札幌市北区北8条西5丁目
国立大学法人北海道大学
総長 佐伯 浩 印

乙 札幌市北区北8条西7丁目
北海道大学生生活協同組合
理事長 太田 幸雄 印

国立大学法人北海道大学と北海道大学生生活協同組合との災害時における相互協力に関する協定

国立大学法人北海道大学（以下「甲」という。）と北海道大学生生活協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における相互協力に関する協定を以下のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、火災その他による災害（以下「災害」という。）が発生し、またはその発生のおそれがある場合で、かつ、大学構成員並びに大学への避難住民に対する支援（以下「災害支援」という。）が必要な場合に、甲及び乙が相互に協力して災害支援を円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条に定める災害支援が必要であると認められる場合、乙に、以下に掲げる事項を要請することができる。

- 一 飲料、食料その他生活必需物資（以下「飲料及び食料等」という。）の提供
- 二 食堂等施設の災害対策への利用
- 三 食器の貸し出し
- 四 器具・運搬車両の提供
- 五 災害対策に必要な労務の提供

（緊急連絡網の構築）

第3条 甲及び乙は、災害時における相互協力を円滑に行うため、災害時緊急連絡網を構築するものとする。

（情報の提供）

第4条 甲は、乙に災害に関しての情報を提供するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、甲からの協力要請事項に対し、生活協同組合の理念に基づき全国の大学生協ネットワークの協力を得ながら、積極的に応えるものとする。

（甲の要請手続）

第6条 甲から乙への要請手続は、文書で行うものとする。ただし、緊急の場合は、第3条に規定する災害時緊急連絡網により電話等で要請できるものとし、その後速やかに文書を乙へ送付するものとする。

（乙の受諾手続）

第7条 乙は、甲からの要請に協力するときは、文書により受諾の報告をするものとする。ただし、緊急の場合は電話等で受諾を報告するものとし、その後速やかに文書を甲へ送付するものとする。

（費用の負担）

第8条 第2条第一号に掲げる飲料及び食料等の提供等に係る費用の負担については、甲の負担とする。ただし、特段の事情が発生した場合は、甲及び乙が協議の上、決定する。

（災害対策物資の管理）

第9条 乙は、第2条に規定する飲料及び食料等を乙の専有する食堂等において管理するものとする。

(在庫状況の報告)

第 10 条 この協定の万全な実行を期するため、甲は乙に対して、飲料及び食料等の在庫状況について報告を求めることができる。

(防災訓練等への参加)

第 11 条 乙は、甲の開催する防災訓練等に積極的に参加するものとする。

2 甲は、防災訓練等の実施に当たっては、事前に乙に文書で案内するものとする。

(協定の期間及び更新)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 1 ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも別段の申し出がないときは、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

(雑則)

第 13 条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議の上、決定する。

2 この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自その 1 通を所持するものとする。

令和元年 10 月 1 日

甲 札幌市北区北 8 条西 5 丁目
国立大学法人北海道大学
総長職務代理 笠 原 正 典

乙 札幌市北区北 8 条西 7 丁目
北海道大学生生活協同組合
理 事 長 柿 澤 宏 昭

※本協定書は原本にあらず。

原本は甲乙とも代表者の直筆署名となっています。

2019 年 10 月 1 日 北大生協 理事会室

北海道大学生生活協同組合 定 款

第1章 総則

(目 的)

第1条 この生活協同組合(以下「組合」という。)は、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この組合は、北海道大学生生活協同組合という。

(事業)

第3条 この組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の生活に必要な物資を購入し、これに加工し又は生産して組合員に供給する事業
- (2) 組合員の生活に有用な協同施設を設置し、組合員に利用させる事業
- (3) 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
- (4) 組合員の生活の共済を図る事業
- (5) 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
- (6) 組合員のための旅行業法に基づく旅行業に関する事業
- (7) 組合員のための宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業に関する事業
- (8) 前各号の事業に附帯する事業

(区域)

第4条 この組合の区域は、北海道大学の職域とする。

(事務所の所在地)

第5条 この組合は、事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 組合員及び出資金

(組合員の資格)

第6条 この組合の区域内に勤務又は通学する者は、この組合の組合員となることができる。

2 この組合の区域の付近に住所を有する者又は区域内に勤務していた者でこの組合の事業を利用することを適当とするものは、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

(加入の申込み)

第7条 前条第1項に規定する者は、組合員となろうとするときは、この組合の定める加入申込書に引き受けようとする出資口数に相当する出資金額を添え、これをこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、前項の申込みを拒んではならない。ただし、前項の申込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りでない。

3 この組合は、前条第1項に規定する者の加入について、現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付さないものとする。

4 第1項の申込みをした者は、第2項ただし書の規定により、その申込みを拒まれた場合を除き、この組合が第1項の申込みを受理したときに組合員となる。

5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(加入承認の申請)

第8条 第6条第2項に規定する者は、組合員となろうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この組合の定める加入承認申請書をこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、理事会において前項の申請を承認したときは、その旨を同項の申請をした者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、速やかに出資金の払込みをしなければならない。

4 第1項の申請をした者は、前項の規定により出資金の払込みをしたときに組合員となる。

5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(届出の義務)

第9条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

(自由脱退)

第10条 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりについて脱退することができる。

(法定脱退)

第11条 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

(除名)

第12条 この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。

- (1) 1年間この組合の事業を利用しないとき。
- (2) 供給物資の代金又は利用料の支払を怠り、催告を受けてもその義務を履行しないとき。
- (3) この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。

2 前項の場合において、この組合は、総代会の会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

3 この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

(脱退組合員の払戻し請求権)

第13条 脱退した組合員は、次の各号に定めるところにより、その払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

(1) 第10条の規定による脱退又は第11条第1号若しくは第2号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額に相当する額

(2) 第11条第3号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額の2分の1に相当する額

2 この組合は、脱退した組合員がこの組合に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができる。

3 この組合は、事業年度の終わりに当たり、この組合の財産をもってその債務を完済するに足りないときは、第1項の払戻しを行わない。

(出資)

第14条 組合員は、出資1口以上を有しなければならない。

2 1組合員の有することのできる出資口数の限度は、組合員の総出資口数の10分の1とする。

3 組合員は、出資金額の払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。

4 組合員の責任は、その出資金額を限度とする。

(出資1口の金額及びその払込み方法)

第15条 出資1口の金額は、1,000円とし、全額一時払込みとする。

(出資口数の増加)

第16条 組合員は、この組合の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

(出資口数の減少)

第17条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。

2 組合員は、その出資口数が組合員の総出資口数の10分の1を超えたときは、10分の1以下に達するまでその出資口数を減少しなければならない。

3 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に应ずる払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

4 第13条3項の規定は、出資口数を減少する場合について準用する。

第3章 役職員

(役員)

第18条 この組合に次の役員を置く。

(1) 理事 16人以上、25人以内

(2) 監事 3人以上、5人以内

(役員選挙)

第19条 役員は、役員選挙規約の定めるところにより、総代会において選挙する。

2 理事は、組合員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の3分の1以内のものを、組合員以外の者のうちから選挙することができる。

3 役員選挙は無記名投票によって行い、投票は、総代1につき1票とする。

(役員補充)

第20条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、役員選挙規約の定めるところにより、3箇月以内に補充しなければならない。

(役員任期)

第21条 理事の任期は1年、監事の任期は1年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再選を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、補充した総代会の日において現に在任する役員の任期が終了するときまでとする。

3 役員の任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総代会の終了のときと異なるときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、その総代会の終了のときまでとする。

4 役員が任期の満了又は辞任によって退任した場合において、役員の数とその定数を欠くに至ったときは、その役員は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。

(役員兼職禁止)

第22条 監事は、次の者と兼ねてはならない。

(1) この組合の理事又は使用人

(2) この組合の子会社等(子会社、子法人等及び関連法人等)の取締役又は使用人

(役員責任)

第23条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総代会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 役員は、その任務を怠ったときは、この組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

3 前項の任務を怠ってされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。

4 第2項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。

5 前項の規定にかかわらず、第2項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として、総代会の決議によって免除することができる。

6 前項の場合には、理事は、同項の総代会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

(1) 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額

(2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

(3) 責任を免除すべき理由及び免除額

7 理事は、第2項による理事の責任の免除(理事の責任の

免除に限る。)に関する議案を総代会に提出するときは、各監事の同意を得なければならない。

8 第5項の議決があった場合において、当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金(当該役員が使用人を兼ねていた期間の使用人としての退職手当を含む。)を支給するときは、総代会の承認を受けなければならない。

9 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

10 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様の扱いとする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

(1) 理事 次に掲げる行為

イ 法第31条の9第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

(2) 監事 監査報告に記載し、又は、記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

11 役員がこの組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(理事の自己契約等)

第24条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のためにこの組合と取引をしようとするとき。

(2) この組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

(3) 理事が自己又は第三者のためにこの組合の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

2 第1項各号の取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員の解任)

第25条 総代は、総総代の5分の1以上の連署をもって、役員の解任を請求することができるものとし、その請求につき総代会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面をこの組合に提出してしなければならない。

3 理事長は、前項の規定による書面の提出があったときは、その請求を総代会の議に付し、かつ、総代会の会日の10日前までにその役員にその書面を送付し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

4 第1項の請求があった場合は、理事会は、その請求が

あった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。なお、理事の職務を行う者がいないとき又理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続きをしないときは、監事は、総代会を招集しなければならない。

(役員の報酬)

第26条 理事及び監事に対する報酬は、総代会の議決をもって定める。この場合において、総代会に提出する議案は、理事に対する報酬と監事に対する報酬を区分して表示しなければならない。

2 監事は、総代会において、監事の報酬について意見を述べることができる。

3 第1項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。

(代表理事)

第27条 理事会は、理事の中からこの組合を代表する理事(以下、代表理事という。)を選任しなければならない。

2 代表理事は、この組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

(理事長、副理事長、専務理事及び常務理事)

第28条 理事は、理事長1人、副理事長2名以内、専務理事1人及び常務理事4人以上7人以内を理事会において互選する。

2 理事長は、理事会の決定に従ってこの組合の業務を統括する。

3 副理事長は、理事長を補佐してこの組合の業務の執行を分担し、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。

4 専務理事は、理事長を補佐してこの組合の業務を執行し、理事長・副理事長に事故があるときは、その職務を代行する。

5 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐してこの組合の業務の執行を分担し、理事長・副理事長及び専務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。

6 理事は、理事長・副理事長・専務理事及び常務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。

(理事会)

第29条 理事会は、理事をもって組織する。

2 理事会は、この組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

5 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

6 理事は3月に1回以上業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

7 その他理事会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(理事会招集手続)

第30条 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知(電磁的方法を含む)を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(理事会の議決事項)

第31条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) この組合の財産及び業務の執行に関する重要な事項
- (2) 総会及び総代会の招集並びに総会及び総代会に付議すべき事項
- (3) この組合の財産及び業務の執行のための手続その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止
- (4) 取引金融機関の決定
- (5) 前各号のほか、理事会において必要と認めた事項

(理事会の議決方法)

第32条 理事会の議決は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わる権利を有しない。
- 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該議案につき議決に加わることができる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該議案について異議を述べたときは除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(理事会の議事録)

第33条 理事会の議事については、法令の定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事はこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の議事録を電磁的記録をもって作成したときは、出席した理事及び監事はこれに電子署名をしなければならない。

(定款等の備置)

第34条 この組合は、法令に基づき、以下に掲げる書類を事務所に備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 規約
- (3) 理事会の議事録
- (4) 総代会の議事録
- (5) 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案(以下決算関係書類という。)及び事業報告書並びにこれ

らの附属明細書(監査報告書を含む。)

2 この組合は、法令の定める事項を記載した組合員名簿を作成し、事務所に備え置かなければならない。

3 この組合は、組合員又はこの組合の債権者(理事会の議事録については、裁判所の許可を得たこの組合の債権者)から、法令に基づき、業務取扱時間内において当該書面の閲覧又は謄写の請求等があったときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(監事の職務及び権限)

第35条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、法令で定めるところにより監査報告を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも、理事及びこの使用人に対して事業に関する報告を求め、又はこの組合の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この組合の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社等の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 4 前項の子会社は、正当な理由があるときは、前項の報告又は調査を拒むことができる。
- 5 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 6 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 7 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 8 第29条第5項の規定は、前項の請求をした監事についてこれを準用する。
- 9 監事は、総代会において、監事の解任又は辞任について意見を述べることができる。
- 10 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総代会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
- 11 理事長は、前項の者に対し、同項の総代会を招集する旨並びに総代会の日時及び場所を通知しなければならない。
- 12 監査についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総代会の承認を受けるものとする。

(理事の報告義務)

第36条 理事は、この組合に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差止め)

第37条 監事は、理事がこの組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の

理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(監事の代表権)

第38条 第27条第2項の規定にかかわらず、次の場合には、監事がこの組合を代表する。

- (1) この組合が、理事又は理事であった者(以下、この条において理事等という。)に対し、又理事等がこの組合に対して訴えを提起する場合
- (2) この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えの提起の請求を受ける場合
- (3) この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えに係る訴訟告知を受ける場合
- (4) この組合が、裁判所から、6箇月前から引き続き加入する組合員による理事等の責任を追及する訴えについて、和解の内容の通知及び異議の催告を受ける場合

(組合員による理事の不正行為等の差止め)

第39条 6箇月前から引き続き加入する組合員は、理事がこの組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって組合に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(組合員の調査請求)

第40条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、監事に対し、この組合の業務及び財産の状況の調査を請求することができる。

- 2 監事は、前項の請求があったときは、必要な調査を行わなければならない。

(顧問)

第41条 この組合に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会において選任する。
- 3 顧問は、この組合の業務の執行に関し、理事長の諮問に応ずるものとする。

(職員)

第42条 この組合の職員は、理事長が任免する。

- 2 職員の服務、給与その他職員に関し必要な事項は、規則で定める。

(委員)

第43条 この組合に組織委員を置くことができる。組織委員は組合員の中から理事長がこれを任免する。

- 2 組織委員は理事を補佐し、組合の業務に従事する。
- 3 組織委員の職務、任期等に関する必要な事項は別に規則で定める。

第4章 総代会及び総会

(総代会の設置)

第44条 この組合に、総会に代るべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第45条 総代の定数は、200人以上400人以内において総代選挙規約で定める。

(総代の選挙)

第46条 総代は、総代選挙規約の定めるところにより、組合員のうちから選挙する。

(総代の補充)

第47条 総代が欠けた場合におけるその補充については、総代選挙規約の定めるところによる。

(総代の職務執行)

第48条 総代は、組合員の代表として、組合員の意思を踏まえ、誠実にその職務を行わなければならない。

(総代の任期)

第49条 総代の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

- 2 補欠総代の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

- 3 総代は、任期満了後であっても後任者の就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(総代名簿)

第50条 理事は、総代の氏名及びその選挙区を記載した総代名簿を作成し、組合員に周知しなければならない。

(通常総代会の招集)

第51条 通常総代会は、毎事業年度終了の日から3箇月以内に招集しなければならない。

(臨時総代会の招集)

第52条 臨時総代会は、必要があるときはいつでも理事会の議決を経て招集できる。ただし、総代がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総代会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。

(総代会の招集者)

第53条 総代会は、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

- 2 理事長及びその職務を代行する理事がいないとき、又は前条の請求があった場合において、理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続をしないときは、監事は、総代会を招集しなければならない。

(総代会の招集手続)

第54条 総代会の招集者が総代会を招集する場合には、総代会の日時及び場所その他の法令で定める事項を定めなければならない。

- 2 前項の事項の決定は、次項の定める場合を除き、理事会の決議によらなければならない。
- 3 前条第2項の規定により監事が総代会を招集する場合には、第1項の事項の決定は、監事の全員の合議によらなければならない。
- 4 総代会を招集するには、総代会の招集者は、その総代

会の会日の10日前までに、総代に対して第1項の事項を記載した書面をもって、その通知を発しなければならない。

- 5 通常総代会の招集の通知に際しては、法令で定めるところにより、総代に対し、理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書(監査報告を含む。)を提供しなければならない。

(総代会提出議案及び書類の調査)

第55条 監事は、理事が総代会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総代会に報告しなければならない。

(総代会の会日の延期又は続行の決議)

第56条 総代会の会日は、総代会の議決により、続行し、又は延期することができる。この場合においては、第54条の規定は適用しない。

(総代会の議決事項)

第57条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は総代会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
 - (2) 規約の設定、変更及び廃止
 - (3) 解散及び合併
 - (4) 毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更
 - (5) 出資一口の金額の減少
 - (6) 事業報告書及び決算関係書類
 - (7) 連合会及び他の団体への加入又は脱退
- 2 この組合は、第3条各号に掲げる事業を行うため、必要と認められる他の団体への加入又は脱退であって、多額の出資若しくは加入金又は会費を要しないものについては、前項の規定にかかわらず、総代会の議決によりその範囲を定め、理事会の議決事項とすることができる。
- 3 総代会においては、第54条第4項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をするものとする。ただし、この定款により総代会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りでない。

(総代会の成立要件)

第58条 総代会は、総代の半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

- 2 前項に規定する数の総代の出席がないときは、理事会は、その総代会の会日から20日以内にさらに総代会を招集することを決定しなければならない。この場合には、前項の規定は適用しない。

(役員の説明義務)

第59条 役員は、総代会において、総代から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

- (1) 総代が説明を求めた事項が総代会の目的である事項に関しないものである場合

- (2) その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合

- (3) 総代が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合。ただし、当該総代が総代会の日より相当の期間前に当該事項をこの組合に対して通知した場合又は当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合はこの限りでない

- (4) 総代が説明を求めた事項について説明をすることによりこの組合その他の者(当該総代を除く。)の権利を侵害することとなる場合

- (5) 総代が当該総代会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

- (6) 前各号に掲げる場合のほか、総代が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(議決権及び選挙権)

第60条 総代は、その出資口数の多少にかかわらず、各1個の議決権及び選挙権を有する。

(総代会の議決方法)

第61条 総代会の議事は、出席した総代の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

- 2 総代会の議長は、総代会において、出席した総代のうちから、その都度選任する。

- 3 議長は、総代として総代会の議決に加わる権利を有しない。

- 4 総代会において議決をする場合には、議長は、その議決に関して出席した総代の数に算入しない。

(総代会の特別議決方法)

第62条 次の事項は、総代の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数で決しなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 組合員の除名
- (4) 事業の全部の譲渡
- (5) 第23条第5項に規定する役員の責任の免除

(議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使)

第63条 総代は、第54条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行うことができる。ただし、組合員でなければ代理人となることができない。

- 2 前項の規定により、議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

- 3 第1項の規定により書面をもって議決権又は選挙権を行う者は、第54条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、その賛否又は選挙しようとする役員の氏名を書面に明示して、第67条又は第19条第1項の規定による規約の定めるところにより、この組合に提出しなければならない。

- 4 代理人は、3人以上の総代を代理することができない。

- 5 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

(組合員の発言権)

第64条 組合員は、総代会に出席し、議長の許可を得て発言することができる。ただし、総代の代理人として総代会に出席する場合を除き、議決権及び選挙権を有しない。

(総代会の議事録)

第65条 総代会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、作成した理事および議長がこれに署名または記名押印するものとする。

(解散又は合併の議決)

第66条 総代会においてこの組合の解散又は合併の議決があったときは、理事長は、当該議決の日から10日以内に、組合員に当該議決の内容を通知しなければならない。

2 前項の議決があった場合において、組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から3週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の議決の日から1箇月以内にしなければならない。

3 前項の請求の日から2週間以内に理事長が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

4 前二項の総会において第1項の通知に係る事項を承認しなかった場合には、当該事項についての総代会の議決は、その効力を失う。

(総会及び総代会運営規約)

第67条 この定款に定めるもののほか、総会及び総代会の運営に関し必要な事項は、総会及び総代会運営規約で定める。

第5章 事業の執行

(事業の利用)

第68条 組合員と同一の世帯に属する者は、この組合の事業の利用については、組合員とみなす。

(事業の品目等)

第69条 第3条第1号に規定する生活に必要な物資の品目は、書籍、教育機器、学用品、文房具、電気製品、家具、衣料品、皮革製品、化粧品、日用雑貨品、運動用具品、楽器、写真用品、写真処理サービス、コピー、時計、飲料、食料品、葉書・切手類、煙草、酒、プレイガイド・斡旋物資、その他の組合員の日常生活に必要な物資とする。

2 第3条第2号に規定する生活に有用な協同施設の種類の、食堂及び喫茶、その他生活に必要な協同施設とする。

3 第3条第4号に規定する生活の共済を図る事業は、次に掲げるものとする。

(1)日本コープ共済生活協同組合連合会が行う学生総合共済事業、短期生命共済事業及び短期火災共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業

第6章 会計

(事業年度)

第70条 この組合の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(財務処理)

第71条 この組合は、法令及びこの組合の経理に関する規則の定めるところにより、この組合の財務の処理を行い、決算関係書類及びその附属明細表を作成するものとする。

(収支の明示)

第72条 この組合は、この組合が行う事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。

(法定準備金)

第73条 この組合は、出資総額の2分の1に相当する額に達するまで、毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。ただし、この場合において繰越欠損金があるときには、積み立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の剰余金からその欠損金のでん補に充てるべき金額を控除した額について行うものとする。

2 前項の規定による法定準備金は、欠損金のでん補に充てる場合を除き、取り崩すことができない。

(教育事業等繰越金)

第74条 この組合は、毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する額以上の金額を教育事業等繰越金として翌事業年度に繰り越し、繰り越された事業年度の第3条第5号に定める事業の費用に充てるために支出するものとする。なお、全部又は一部を組合員の相互の協力の下に地域及びこの組合の区域において行う福祉の向上に資する活動を助成する事業に充てることができる。

2 前条第1項ただし書の規定は、前項の規定による繰越金の額の計算について準用する。

(剰余金の割戻し)

第75条 この組合は、剰余金について、組合員の組合事業の利用分量又は払込んだ出資額に応じて組合員に割り戻すことができる。

(利用分量に応ずる割戻し)

第76条 組合事業の利用分量に応ずる剰余金の割戻し(以下「利用分量割戻し」という。)は、毎事業年度の剰余金について、繰越欠損金のでん補し、第73条第1項の規定による法定準備金として積み立てる金額及び第74条第1項の規定による教育事業等繰越金として繰り越す金額(以下「法定準備金等の金額」という。)を控除した後に、なお残余があるときに行うことができる。

2 利用分量割戻しは、各事業年度における組合員の組合事業の利用分量に応じて行う。

3 この組合は、組合事業を利用する組合員に対し、組合事業の利用の都度利用した事業の分量を証する領収書(利用高券・レシート等)を交付するものとする。

- 4 この組合は、組合員が利用した組合事業の利用分量の総額がこの組合の事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ、利用分量割戻しを行わない。
- 5 この組合は、利用分量割戻しを行うこと及び利用分量割戻金の額について総代会の議決があったときは、速やかに利用分量割戻金の利用分量に対する割合及び利用分量割戻金の請求方法を組合員に公告するものとする。
- 6 この組合は、利用分量割戻しを行うときは、その割り戻すべき金額に相当する額を利用分量割戻金として積み立てるものとする。
- 7 組合員は、第5項の公告に基づき利用分量割戻金をこの組合に請求しようとするときは、利用分量割戻しを行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までに、第3項の規定により交付を受けた領収書(利用高券・レシート等)を提出してこれをしなければならない。
- 8 この組合は、前項の請求があったときは、第6項の規定による利用分量割戻金の積立てを行った事業年度の翌々事業年度の末日までに、その利用分量割戻金を取り崩して、組合員ごとに前項の規定により提出された領収書(利用高券・レシート等)によって確認した事業の利用分量に応じ、利用分量割戻金を支払うものとする。
- 9 この組合は、各組合員ごとの利用分量があらかじめ明らかである場合には、第7項の規定にかかわらず、組合員からの利用分量割戻金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。
- 10 この組合が、前2項の規定により利用分量割戻しを行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により第8項に定める期間内に支払を行うことができなかったときは、当該組合員は、当該期間の末日をもって利用分量割戻金の請求権を放棄したものとみなす。
- 11 この組合は、各事業年度の利用分量割戻金のうち、第8項に定める期間内に割戻しを行うことができなかった額は、当該事業年度の翌々事業年度における事業の剰余金に算入するものとする。

(出資額に応ずる割戻し)

- 第77条** 払い込んだ出資額に応ずる剰余金の割戻し(以下「出資配当」という。)は、毎事業年度の剰余金から法定準備金等の金額を控除した額又は当該事業年度の欠損金に、繰越剰余金又は繰越欠損金を加減し、さらに任意積立金取崩額を加算した額について行うことができる。
- 2 出資配当は、各事業年度の終わりにおける組合員の払込済出資額に応じて行う。
- 3 出資配当金の額は、払込済出資額につき年1割以内の額とする。
- 4 この組合は、出資配当を行うこと及び出資配当金の額について総代会の議決があったときは、速やかに出資配当金の払込済出資額に対する割合及び出資配当金の請求方法を組合員に公告するものとする。
- 5 組合員は、前項の公告に基づき出資配当金をこの組合

に請求しようとするときは、出資配当を行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までにこれをしなければならない。

- 6 この組合は、前項の請求があったときは、遅滞なく出資配当金を支払うものとする。
- 7 この組合は、あらかじめ支払方法を明確に定めている場合には、第5項の規定にかかわらず、組合員からの出資配当金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。
- 8 この組合が、前2項の規定により出資配当金の支払を行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により支払を行えなかったときは、第4項に定める総代会の終了の日から2年を経過する日までの間に請求を行った場合を除き、当該組合員は、出資配当金の請求権を放棄したものとみなす。

(端数処理)

第78条 前2条の規定による割戻金の額を計算する場合において、組合員ごとの割戻金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他の剰余金処分)

第79条 この組合は、剰余金について、第75条の規定により組合員への割戻しを行った後になお剰余があるときは、その剰余を任意に積み立て又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(欠損金のてん補)

第80条 この組合は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積み立てた積立金、法定準備金の順に取り崩してそのてん補に充てるものとする。

(投機取引等の禁止)

第81条 この組合は、いかなる名義をもってするを問わず、この組合の資産について投機的運用及び投機取引を行ってはならない。

(組合員に対する情報開示)

第82条 この組合は、この組合が定める規則により、組合員に対して事業及び財務の状況に関する情報を開示するものとする。

第7章 解散

(解散)

第83条 この組合は、総代会の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる事業の成功の不能
- (2) 合併
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) 行政庁の解散命令

2 この組合は前項の事由によるほか、組合員(第6条第2項の規定による組合員及び第6条第1項の規定による通学するものを除く。)が20人未満になったときは、解散する。

3 理事は、この組合が解散(破産による場合を除く。)したと

きは、遅滞なく組合員に対してその旨を通知し、かつ、公告しなければならない。

(残余財産の処分)

第84条 この組合が解散(合併又は破産による場合を除く。)した場合の残余財産(解散のときにおけるこの組合の財産から、その債務を完済した後における残余の財産をいう。)は、払込済出資額に応じて組合員に配分する。ただし、残余財産の処分につき、総代会において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

第8章 雑則

(公告の方法)

第85条 この組合の公告は、この組合の事務所の店頭に掲示する方法により行う。

2 法令により官報に掲載する方法により公告しなければならないとされている事項に係る公告については、官報に掲載するほか、前項に規定する方法により行うものとする。

(組合の組合員に対する通知及び催告)

第86条 この組合が、組合員に対してする通知及び催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先をこの組合に通知したときは、その場所又は連絡先にあてて行う。

2 この組合は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常組合員に到達すべきときに組合員に到達したものとみなす。

(実施規則)

第87条 この定款及び規約に定めるもののほか、この組合の財産及び業務の執行のための手続、その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日) この定款は1957年11月30日より施行する。

1960年5月・61年5月・64年5月・64年11月・65年5月・67年5月・69年10月・76年11月・77年11月・78年5月・85年5月・86年5月・91年5月・92年5月・94年5月・2001年5月・06年6月・08年2月・08年5月・09年6月19日・11年7月・16年5月・20年6月・21年6月及び2022年6月8日一部改正施行し、2022年10月1日から適用する。

総会及び総代会運営規約

(総則)

第1条 この規約は、消費生活協同組合法及び定款に基づき、北海道大学生協同組合（以下、「組合」という。）の総会及び総代会の運営について定める。

2 法令、定款及びこの規約に定めがないときは、そのつど総代会で定める。

3 法令、定款、この規約及び総代会で定めた事項のほかは議長が決する。

(資格確認)

第2条 総代会に実出席する総代は、総代会会場の受付で、組合が定める方法によりその資格の確認を受け、総代証の交付を受けるものとする。

2 定款第63条の定めにより総代から委任を受けた代理人は、総代会会場の受付でその総代が署名又は記名押印した委任状を組合に提出し、資格の確認を受け、組合から代理人証の交付を受ける。ただし、代理人が代理できるのは総代2人までとする。

(議決権及び選挙権の書面による行使)

第3条 定款第63条の定めにより総代が書面により議決権及び選挙権を行使する場合には、次のものを総代会の開会までに組合に提出するものとする。

(1) あらかじめ通知のあった事項について賛否を明示し、総代が署名又は記名押印した書面（以下、「書面議決書」という。）

(2) 選挙しようとする役員の氏名を明示した無記名の書面を、総代が署名又は記名押印した封筒に入れたもの

2 第9条第2項に基づき退場する総代又は代理人が前項第1号又は第2号に定めるものを提出したときは、前項の定めにかかわらず、これを有効なものとして取り扱う。

(資格審査委員会)

第4条 理事長は前二条に関する確認を円滑に行うため、役職員若干名で構成する資格審査委員会を置くことができる。

(開会)

第5条 出席者が定款第58条に定める成立要件に達したとき、理事はその数を報告して開会を宣言する。ただし、監事が招集した総代会では、監事がこれを行う。

(議長)

第6条 理事は、総代会にはかつて、出席した総代の中から議長1人を選出する。

2 前項の選出に際し選挙を行う場合は、拍手、挙手又は投票による。

3 議長は、総代会の秩序を保ち円滑に運営する。

(書記)

第7条 議長は、議事の開始にあたり議場にはかつて

て書記若干名を指名する。

(議事運営委員)

第8条 議長は、役職員、総代の中から議事運営委員を指名し、議事日程の提案、発言通告の受理、その他議事運営に必要な助言と事務を行わせることができる。

(退場の制限等)

第9条 出席者は議長の定めた席につき、会議中みだりに席を離れてはならない。

2 出席した総代又は代理人が、総代会の終了前に退場するときは、議長又は議事運営委員の許可を得なければならない。

3 総代会の出席者が退場したことによって成立要件に欠けることになったときは、議長はこのことを総代会に報告する。

(発言)

第10条 議長は、発言方法と発言時間を総代会にはかつて定める。

2 発言者は、議長の許可を得て、所属及び氏名を告げてから発言する。

3 議長は、総代会にはかつて、関係者を出席させ発言を求めることができる。

4 議長は、総代会の運営上必要と判断したとき、発言を停止させることができる。

(質問に対する説明)

第11条 総代は、その議決権の行使に必要な範囲内において、議案について質問することができる。

2 総代の質問に対する説明は、理事会が提案した議案に関する質問については理事長又は理事長が指名した者が、監事が提案した議案又は監査に関する質問については監事又は監事が指名した者が行う。ただし、以下の場合には、その理由を告げて質問に対する説明を拒むことができる。

(1) 質問が総代会の目的である事項に関しないものである場合

(2) 説明により組合員の共同の利益を著しく害する場合

(3) 調査を要するため、直ちに説明することが困難である場合

(4) 説明により、組合又は第三者の権利を侵害することとなる場合

(5) 総代が実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

(6) その他正当な理由がある場合

(議事進行に関する動議)

第12条 総代は、討論の続行と終結、総代会の続行と延期、議長不信任など議事進行に関する事項について、総代10人以上（自分を含む。）の賛同を得て、文書又は口頭で議長に動議を提出することができる。

2 前項の動議の提出があったときは、議長は動議の提出者から総代会に対してその動議の趣旨を説明させたのち表決に付する。ただし、議長の不信任動議を除き、議事運営上適切でないと認められるときは、議長の判断により動議を却下することができる。

3 第1項の動議は、出席した総代の議決権（代理人による議決権を含み、書面による出席者及び議長は出席した総代の数に参入しない。）の過半数の賛成で議決する。

（修正動議）

第13条 総代が、付議された議案を修正する動議（以下、「修正動議」という。）を提出する場合には、総代10人以上（自分を含む。）の賛同を得て、総代会の会日の5日前までに、文書で理事長に届け出るものとする。

2 前項の要件を満たす修正動議の提出があった場合には、議長はその動議について審議に付さなければならない。

3 前二項の定めにかかわらず、総代は、総代10人以上（自分を含む。）の賛同を得て、総代会において文書で議長に修正動議を提出することができる。

4 前項の修正動議の提出があった場合、議長は総代会に議題としてとりあげるかどうかをはかり、その修正動議を提出した総代（賛同した者を含む。）のほかに総代10人以上が議題としてとりあげることを支持したとき、議長はその修正動議について審議に付すものとする。

5 議長は、修正動議を審議に付したときは、表決に当たりまず修正動議につきこれを決するものとし、2つ以上の修正動議があるときは、その趣旨が原案ともっとも異なるものから順次表決するものとする。

6 修正動議の提出者は、その修正動議が審議に付された後でも、これを修正又は撤回できる。ただし、議長が修正又は撤回を拒んだときはこの限りでない。

7 修正動議は、出席した総代の議決権（書面又は代理人による議決権を含み、議長は出席した総代の数に参入しない。）の過半数の賛成で議決する。

8 修正動議を表決する場合には、書面による議決権のうち、原案に対して賛成のものは修正動議に対して反対とみなし、原案に対して反対のものは棄権したものとみなす。

（緊急動議）

第14条 総代は、定款第57条に基づき、定款の定める総代会の議決事項以外の事項であって、軽微かつ緊急を要するものについて、動議を提出することができる。

2 前項に定める動議（以下、「緊急動議」という。）については、前条第3項及び第4項の定めを準用する。

3 緊急動議は、出席した総代の議決権（議長は出席した総代の数に参入しない。）の過半数の賛成で議決する。ただし、書面又は代理人による出席者はこの議決に関して欠席したものとみなす。

4 前項の場合において、その動議に関し出席した総代の人数が第5条に定める成立要件を満たさないときは、議長はその緊急動議を審議又は表決に付すことができない。

（一事不再議）

第15条 否決又は撤回された議案及び動議は、同じ総代会で再び提案できない。

（特別委員会）

第16条 総代会で特に必要と認めたときは、特別委員会を設けて、議案その他の事項の審議を行わせることができる。

2 前項の委員は総代会で選任し、委員は委員長を互選する。

3 委員長は、審議の経過及び結果を総代会に報告する。

4 議長は、特別委員会の報告を受けて必要があるときは、表決に付さなければならない。

（総代会の打ち切り、延期及び続行）

第17条 総代会は、総代会の議決により打ち切り、延期し、又は続行することができる。

（討論の終結）

第18条 議長が議案の表決を行うことを宣言した後は、議案についての発言をすることができない。

（表決の方法）

第19条 表決は挙手、起立、投票のいずれかの方法によるものとし、そのつど議長が定める。

2 議長は、表決にあたって議場の閉鎖を宣言し、総代会の成立の状況を確認するものとする。

3 総代及び代理人は、総代証又は代理人証を明示して議長の採決に応じなければならない。

4 棄権した者の数及び表示された議決権行使の意思内容が不明である者の数は、出席した総代の議決権数に算入する。

（表決結果の宣言）

第20条 議長は、前条第3項による賛否等に書面議決書による賛否等を加えて、表決の結果を宣言しなければならない。

2 前項の場合において、議長はその議題の議決に必要な賛成数を充足していること又は充足していないことを宣言すれば足り、賛否等の数を宣言することを要しない。

（傍聴）

第21条 組合員は、議長の許可を得て総代会を傍聴することができる。

2 総代会を傍聴する組合員は、議事運営に支障を生じない範囲で、議長の許可を得て発言することができる。

（秩序の保持）

第22条 総代会の議事運営は、すべて議長が指示する。

2 議長は、無断で発言した者又は議事妨害になる

行為をした者に、退場を命じることができる。

3 議長は、議事運営のために必要と判断したときは、議場を閉鎖できる。

(総会)

第23条 総会の運営にあたっては、この規約の各条を準用する。この場合において、第2条中「総代2人まで」とあるのは「組合員9人まで」と、第12条及び第13条中「総代10人以上」とあるのは「組合員30人以上」と読み替えるものとする。

(改廃)

第24条 この規約の改廃は、総代会の議決による。

(施行期日)

1 この規約は、組合成立の日から施行する。

1 2008年5月24日一部改正・施行する。

1 2015年5月27日一部改正・施行する。

総代選挙規約

（目的）

第1条 この規約は、消費生活協同組合法及び定款に基づき、北海道大学生生活協同組合（以下、「組合」という。）の総代の選挙と補充について定める。

（選挙区と定数）

第2条 総代の選挙区及び選挙区ごとの定数は、定款第45条の定める範囲内において理事会で定める。

（総代選挙管理委員会）

第3条 理事長は、総代選挙を管理運営するために、理事会の承認を得て、組合員（役職員である者を含む、以下同じ。）の中から3人以上5人以内の総代選挙管理委員会（以下、この条において「委員」という。）を任命する。

2 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

3 委員は、総代選挙管理委員会（以下、この条において「委員会」という。）を構成し、委員会は委員の中から総代選挙管理委員長1人を互選する。

4 委員会は委員の半数以上の出席により成立し、委員会の議事は出席した委員の3分の2以上の多数で決する。

5 委員会は、この規約の定めるところにより総代選挙を管理運営し、その結果等を公告するほか、理事会に報告する。

（選挙権及び被選挙権）

第4条 選挙権及び被選挙権を有する組合員は、投票を行う日の前日までに組合員名簿に登録されている者とする。ただし、役員及び総代選挙管理委員は被選挙権を有しない。

（選挙の手順）

第5条 任期満了に伴う総代選挙は、通常総代会の会日の28日前までに選挙実施の公告を行ない、21日前までに投票を行い16日前までに当選者決定の公告をおこなうものとし、具体的な日程については総代選挙管理委員会が定める。

（選挙実施の公告）

第6条 選挙実施の公告には次の事項を記載する。

- （1） 選挙区及び選挙区ごとの定数
- （2） 候補者の受付期間と手続き方法
- （3） 投票を行う場合の投票の期日と場所及び投票の方法
- （4） 候補者が定数内である選挙区については、投票によらないで、その選挙区の候補者全員を当選とする旨
- （5） その他必要な事項

（候補者の届け出）

第7条 総代に立候補しようとする組合員は、公告された受付期間中に、総代選挙管理委員会が作成した用紙（以下、「所定の用紙」という。）に必要事項を記入し、総代選挙管理委員長に届け出なければならない。

2 組合員が総代候補者を推薦しようとするときは、組合員の中から本人の承諾を得て、前項の期間中に、所定の用紙に必要事項を記入し、総代選挙管理委員長に推薦を届け出る事ができる。

（投票に関する公告と周知）

第8条 総代選挙管理委員長は、候補者が定数を超えたために投票を行うことになる選挙区について、その投票日の4日前までに候補者の氏名、投票の期日と場所及び投票の方法を公告するとともに、その選挙区の組合員に周知を図るものとする。

2 すべての選挙区で候補者が定数内であるため投票を行わないときは、前項による公告を行わない。

（選挙運動）

第9条 選挙運動は、総代選挙管理委員会の指示に従って行うことを要する。

2 選挙運動を行うにあたり、前項による総代選挙管理委員会の指示との関係について疑義があるときは、総代選挙管理委員会の裁定に従わなければならない。

（投票の方法）

第10条 候補者が定員を超えた選挙区は、組合員一人一票の無記名連記制による投票を行う。

（当選者）

第11条 当選の決定は有効投票の多数の順による。ただし、当選最下位者の得票数が同数のときは抽選により当選者を決定する。

2 前項の定めにかかわらず、候補者がその選挙区の定数以内であるときは投票によらないで当選とする。

（無効投票）

第12条 次の投票は無効とする。

- （1） 総代選挙管理委員会が作成した投票用紙を用いないもの
 - （2） 定められた投票方法に違反したもの
- （立会人）

第13条 総代選挙管理委員長は、投票及び開票の際必要に応じて、選挙権を持つ組合員の中から立会人を選任する。

（当選の通知と公告）

第14条 総代選挙管理委員長は、当選者が確定したときは当選者にその旨を通知し、かつ、当選者の

選挙区、氏名を公告する。

(就任)

第 15 条 当選者は、前条による公告がされたときに総代に就任する。

2 就任した総代が辞任したとき又はその資格を失ったときは、次点の者を順に繰り上げ当選とする。

(異議申し立て)

第 16 条 選挙に関する異議は、当選の公告をした日の 3 日後の日までに総代選挙管理委員会に対して書面をもって行う。

2 異議の裁定は総代選挙管理委員会において決する。

3 総代選挙管理委員長は裁定の結果を異議申し立ての日から 3 日以内に異議申立人に通知する。

4 裁定の結果が特定の候補者の当選を無効とすべきものであるときは、総代選挙管理委員会はその当選を無効とし、次点者を順次繰り上げて当選者とする。

5 裁定の結果が当該選挙区又は全選挙区の選挙を無効とすべきものであるときは、総代選挙管理委員会は当該選挙区又は全選挙区の選挙を無効とし、その選挙区について再選挙を行う。

(追加選挙)

第 17 条 就任する総代総数が定款に定める定数の下限に達しないときは、通常総代会までの間に、定員割れとなったすべての選挙区で追加選挙を行い、総代総数が定款に定める定数の下限以上となるよう努めるものとする。

(定款に定める定数の下限から欠いている場合の措置)

第 18 条 現に就任している総代総数が定款に定める定数の下限を欠いているときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当選各号に定める取り扱いをするものとする。

(1) 総代会の成立の確認 定款に定める定数の下限の人数の半数以上の出席で総代会が成立するものとする。

(2) 役員の解任請求又は臨時総代会招集請求の成立の確認 現に就任している総代 5 分の 1 以上の同意でその請求が成立するものとする。

(補充)

第 19 条 現に就任している総代の人数が定款に定める定数の下限の人数の 5 分の 1 を超えて欠けている場合において臨時総代会を招集しようとするときは、定員割れのすべての選挙区で補充選挙を実施しなければならない。

2 前項の規定は、監事が総代会を招集するとき又は総代の 5 分の 1 以上の同意を得た請求に基づき理事長が総代会を招集するときには適用しない。

3 第 1 項以外の場合で理事会が必要であると議決したときは、補充選挙を実施する。

4 補充選挙については、前各条を準用する。

(細目等)

第 20 条 総代選挙に関する細目並びに法令、定款及びこの規約に定めがない事項の取扱いは、総代選挙管理委員会が決する。

(改廃)

第 21 条 この規約の改廃は、総代会の議決による。

(施行期日)

1 この規約は、組合の成立の日から施行する。

1 この規約は 1965 年 4 月 1 日より施行する。
1968 年 11 月・1991 年 5 月・1994 年 5 月・2000 年 5 月・2001 年 5 月・2006 年 6 月・2008 年 6 月 9 日及び 2015 年 5 月 27 日一部改正施行する。

役員選挙規約

(目的)

第1条 この規約は、消費生活協同組合法(以下、「生協法」という。)及び定款に基づき、北海道大学生生活協同組合(以下、「組合」という。)の選挙と補充について定める。

(選挙区と定数)

第2条 役員の選挙区及び選挙区ごとの定数は、定款第18条の定める範囲内において理事会で定める。

(不適格者)

第3条 生協法の規定により役員となることができない者のほか、破産手続開始の決定を受け、復権していない者は役員としての被選挙権を有しない。

(役員選挙管理委員会)

第4条 理事長は、役員選挙を管理運営するために、理事会の承認を得て、組合員(役員である者を含む、以下同じ。)の中から3人以上5人以内の役員選挙管理委員(以下、この条において「委員」という。)を任命する。

2 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

3 委員は、役員選挙管理委員会(以下、この条において「委員会」という。)を構成し、委員会は委員の中から役員選挙管理委員長1人を互選する。

4 委員会は委員の半数以上の出席により成立し、委員会の議事は出席した委員の3分の2以上の多数で決する。

5 委員会は、この規約の定めるところにより役員選挙を管理運営し、その経過及び結果等を理事会及び総代会に報告するほか、必要な公告を行う。

(被選挙権)

第5条 役員の被選挙権を持ち立候補できる者は、第7条による公告がされた日に組合員である者とする。ただし、生協職員として採用されたことにより組合員資格を持って組合員となっている者は、理事会の推薦を得た場合を除き、立候補者となることができない。

2 役員選挙管理委員は、候補者となることができない。ただし、役員選挙管理委員を辞任したときはこの限りでない。

(選挙の手順)

第6条 任期満了に伴う役員選挙は、その選挙を行う通常総代会の会日の28日前までに選挙実施の公告を行い、総代会において選挙し、総代会にお

いて当選を確認するものとし、具体的な日程については役員選挙管理委員会が定める。

(選挙実施の公告)

第7条 選挙実施の公告には次の事項を記載する。

(1) 役員の選挙区及び選挙区ごとの定数

(2) 候補者の受付期間と手続き方法

(3) その他必要な事項

2 前項第2号の受付期間の最終日は、前項の公告の日から7日(ただし、土・日・祝日は含まない。)以上経過した日であることを要する。

(立候補の届け出)

第8条 理事又は監事に立候補しようとする組合員は、公告された受付期間中に、役員選挙管理委員会が作成した用紙(以下、「所定の用紙」という。)に必要な事項を記入し、役員選挙管理委員長に届け出なければならない。

(重複立候補の禁止)

第9条 組合員は、理事と監事に同時に立候補し、又は異なる選挙区で同時に立候補することができない。

(理事会による推薦)

第10条 理事会は、組合員または組合員以外の者のうちから、役員の候補者を、本人の同意を得て、第2条により定めた定数の範囲内で推薦することができる。ただし、理事については、定款に定める理事の定数の下限の3分の1を超えて組合員以外の者を推薦することはできない。

2 理事会は、第8条により立候補した組合員を、その組合員の同意を得て推薦することができる。

3 前二項の推薦は、理事会の議決により決する。ただし、理事会が監事候補者の推薦をするときは、監事の意見を聞いて行うよう努めるものとする。

4 第1項の推薦を得て候補となる者は、公告された受付期間中に所定の用紙に必要な事項を記入し、推薦受諾の旨を役員選挙管理委員長に届けるものとする。ただし、その届け出が遅れることにつき正当な理由があるときは、役員選挙管理委員長の承認を得て、受付期間終了後速やかに届け出ることができる。

(選挙運動)

第11条 選挙運動は、役員選挙管理委員会の指示に従って行うことを要する。

2 選挙運動を行うにあたり、前項による役員選挙管理委員会の指示との関係について疑義がある

ときは、役員選挙管理委員会の裁定に従わなければならない。

(選挙)

第12条 選挙は、総代会において行う。

2 総代会に出席した総代(第14条の書面投票により参加する総代及び委任により参加する総代を含む、以下同じ。)は、すべての選挙区の選挙に投票するものとし、投票は総代1人につき1票とする。

3 投票は、選挙区ごとに、無記名連記制により行う。

4 前2項の定めにかかわらず、その選挙区の候補者が定数内であるときは、投票を省略する。

(当選者の決定)

第13条 候補者が定数を上回る選挙区については、当選の決定は有効投票の多数の順による。ただし、当選最下位者の得票数が同数の時は、抽選により当選者を決定する。

2 前条第4項の場合は、その選挙区の候補者全員を当選者とする。

(書面投票)

第14条 定款第63条に定める書面による選挙権の行使は、選挙しようとする役員の氏名を明示した書面(ただし、役員選挙管理委員会が作成した投票用紙であることを要する。)を封筒に封入し、封筒に署名又は記名押印して、総代会の開会までに役員選挙管理委員長に提出して行う。

2 前項の定めにかかわらず、総代会の途中で退席する総代(総代から委任を受けた者を含む。)は、退席後に行使すべき選挙権について書面をもって行うことができる。

(無効投票)

第15条 次の投票は、無効とする。

(1) 役員選挙管理委員会が作成した投票用紙を用いないもの

(2) 定められた投票方法に違反したもの

(立候補又は推薦受諾の取消し)

第16条 候補者となった者は、当選者が確定するまでの間、役員選挙管理委員長に通知することにより、いつでも立候補又は推薦受諾を取消することができる。

2 前項の取消しがされた場合、すでに行われた書面投票の準備・投票等は、その者に関する部分のみ行われなかったものとみなす。

(総代会への報告と公告)

第17条 役員選挙管理委員長は、役員選挙の結果を総代会に報告し、公告する。

(就任辞退)

第18条 当選した役員が就任を辞退したとき、又

は役員の資格喪失等により役員に就任しなかったときは、役員選挙管理委員会の決定により次点者を当選者とし、この旨を役員選挙管理委員長が公告する。

(就任)

第19条 通常総代会で当選した者は、その通常総代会が終了したときに役員に就任する。

(総代が役員に就任した場合の措置)

第20条 総代が役員に就任したときは、その就任のときに総代を退任するものとする。

(異議申し立て)

第21条 選挙に関する異議は、その総代会が終了するときまでの間に、役員選挙管理委員長に対して書面又は口頭で行う。

2 異議の裁定は役員選挙管理委員会において決し、総代会が終了するときまでに異議申立人に通知する。

3 裁定の結果が特定の候補者の当選を無効とすべきものであるときは、役員選挙管理委員会はその当選を無効とし、次点者を順次繰り上げて当選者とする。

(補充選挙)

第22条 補充選挙を行うときは、前各条を準用する。

(細目)

第23条 役員選挙に関する細目並びに法令、定款及びこの規約に定めがない事項の取り扱いは、役員選挙管理委員会が決する。

(改廃)

第24条 この規約の改廃は、総代会の議決による。

(施行期日)

1 この規約は、組合成立の日から施行する。

1 この規約は1966年11月28日より施行する。

1 1994年5月・2002年5月・2004年5月・2006年6月・2008年6月9日・2015年5月27日・2020年5月26日及び2022年5月27日一部改正施行する。

理事会規則

（総則）

第1条 この規則は消費生活協同組合法及び北海道大学生協同組合（以下「組合」という）の定款の規定にもとづき、理事会の運営に関する基本事項について定める。

（任務）

第2条 理事会は、この組合の業務執行を決し、理事の職務執行を監督する。

（構成及び出席）

第3条 理事会は、理事の全員をもって構成する。
2 監事は理事会に出席する義務を有し、意見を述べなければならない。ただし、議決及び選挙に加わることはできない。
3 理事会または理事長が必要と認めるときは、理事及び監事以外の者を出席させ、意見または説明を求めることができる。

（開催）

第4条 理事会は、理事会で確認する年間開催計画に基づき、3ヶ月に1回以上開催する。ただし、理事長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

（招集者）

第5条 理事会は理事長が招集する。ただし、理事長に事故あるときは、定款第28条に定めるところにより、理事長の職務を代行する者が招集する。（以下、理事長に事故あるときの措置についてはこれと同様とする。）
2 定款の定めるところにより、理事または監事が理事会の招集を請求したときは、理事長は、請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内を会日とする理事会を招集しなければならない。
3 理事長が前項の招集のための通知を発しないときは、その請求をした理事または監事は、理事会を招集することができる。

（招集手続き）

第6条 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。
2 前項による通知は、電子メール・ファックス等により行なうことができる。
3 理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、第1項の規定に関わらず、招集の手続きを省略することができる。

（議長）

第7条 理事会の議長は、理事会において、出席した理事のうちから、そのつど選任する。

（成立要件及び議決要件）

第8条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席で成立し、その過半数をもって議決を行う。
2 理事は書面または代理人により議決権または選挙権を行使することができない。
3 第1項の議決に特別の利害関係を有する理事は、理事会の議決に加わる権利を有しない。
4 第1項の議決には、議長も議決権を行使する。
5 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、理事の全員が書面等において同意を意思表示し、監事からも異議が出されなかったときには、全ての理事から提案に同意する旨の書面が到達した日をもって、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

（代表理事による議案の提出と議案の付議）

第9条 理事会への議案の提出は、代表理事が行う。
2 代表理事が議案を提出した場合、議長は議案の内容を説明させ、質疑・討論・採決を行う。（以上を「議案を付議する」と呼ぶ。）
3 代表理事が提出した議案の内容の説明・質問への回答は、代表理事または代表理事が指名した者が行う。

（代表理事以外の理事による議案の提出）

第10条 代表理事以外の理事は、次のいずれかの方法により議案を提出することができる。
（1）理事会の会日の8日前までに議案を文書で1部理事長に提出する（生協会館3階理事会室への到着をもって議案が提出されたものとする。）
（2）理事会当日に議案を30部文書で議長に提出するか、口頭で簡潔明瞭に議案の内容を述べる
2 前項の提出があった場合、議長は議案を提出した理事に簡潔に議案の目的とする事項を述べさせ、議案を付議することに賛同者がいるかどうか確認し、議案を提出した理事のほかに1名以上の理事が賛同した場合、付議することにつき採決を行う。出席理事の過半数の理事が付議することにつき賛成した場合、議長は議案を付議する。

（議案の質疑）

第11条 理事及び監事は、付議された議案に質問することができる。

（議案の討論）

第12条 理事及び監事は、付議された議案への意見・賛否を述べるができる。

（議案の修正）

第13条 議案を提出した理事は、採決に至る前にいつでも議案の内容を修正し、あるいは撤回することができる。

2 理事は、議案への修正案を発議することができる。議案の修正案が発議された場合、議長はこの修正案を支持する理事がいるかどうか確認し、発議した理事のほかに2名の理事が支持した場合、議長はこの修正案を付議する。

（議案の採決）

第14条 採決は、修正案・原案の順に、かつ、修正案が複数ある場合にはその趣旨が最も原案と異なると議長が認めるものから順に行なう。

2 採決は、反対・賛成の順に挙手で行い、賛否の議決件数及び採決結果に異議をとどめた理事の氏名を確認する。ただし、討論の際に異議が出されなかった議案については、議長は全員一致で議決した旨宣言することができる。

3 前項の定めに関わらず、議長は任意に別の採決方法を選択することができる。

（動議）

第15条 理事は、いつでも次の動議を提案することができる。

（1）議長を解任し新議長を選任する動議

（2）報告・議案説明・質疑・討論を打ち

切り、必要な場合直ちに採決を行う動議

2 前項の動議が提案された場合、議長は直ちにこの動議を支持する理事がいるかどうか確認し、提案した理事のほかに2名の理事が支持した場合、議長はこの動議の採決を行う。

3 動議は、実出席理事の過半数の賛成で決する。

（代表理事・理事長・副理事長・専務理事・常務理事の選任・互選・解任）

第16条 代表理事・理事長・副理事長・専務理事・常務理事の選任・互選・解任については、理事長が議案として提出する。

2 理事長以外の理事が前項を議案にしようとするときは、第10条の定めによる。

3 前項の議案は、定款が定める理事長・副理事長・専務理事・常務理事の定数との整合性を確保する内容でなければならない。

（議決事項）

第17条 理事会の議決を経なければならない事項については、定款及び他の規約または規則により、「理事会の議決を要する」と定められた事項及び意思決定基準で定める。

（報告）

第18条 代表理事は、理事会において次の事項を報告しなければならない。

（1）事業の執行状況に関する事項

（2）理事会において決定した案件の執行状況に関する事項

（3）理事会が特に報告を求めた事項

（4）その他特に必要と認めた事項

2 前項の報告を行なうにあたり、代表理事は他の

理事または他の者にこれを行なわせることができる。

3 理事及び監事は、自らが必要と考える事項を理事会に報告することができる。

4 前項の報告を行う場合は、第10条第1項の規定を準用する。

（役員を選出した総代会の直後に行う理事会）

第19条 役員を選出した総代会の直後に行う理事会については、第6条第3項に定める理事及び監事全員の同意があったものとして開催する。

2 第9条の定めに関わらず、前項の理事会への議案の提出は、総代会を招集した理事長が行うこととし、この理事長が次期の理事会が円滑に活動を開始する上で必要と認めたときは、総代会終了前に、理事・監事に就任する可能性がある者全員にあてて、前項の理事会に提案する議題をあらかじめ通知することができる。

（常務理事会）

第20条 理事会は、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事によって構成する常務理事会を設置する。

2 常務理事会は、日常の業務執行及び理事会で決定した事項の執行について、代表理事を補佐する。

3 代表理事が理事会に報告・提案する議案については、事前に常務理事会で協議することを原則とするが、緊急な場合はこの限りでない。

4 理事会が特に必要と認めたときは、理事会で議決すべき事項の決定を常務理事会に委任することができる。ただし、定款で理事会が議決する旨定めている事項は必ず理事会が議決しなければならない。

5 前項による決定を行なう場合には、その常務理事会に、理事長・副理事長・専務理事・常務理事の過半数が実出席し、出席者の過半数の賛成で決しなければならない。

6 常務理事会で第4項による議決をするときは、第7条～第9条・第11条～第15条の規定を準用する。

（理事会委員会）

第21条 理事会は、特定の案件に関する検討を付託したり、判断を委ねたりするために理事会委員会を設置することができる。

2 理事会委員会の委員長及び委員は理事会において選任する。ただし、理事会の議決により委員のみを選任し、委員長を委員による互選に委ねることができる。

3 理事会は理事以外の者を委員長または委員に選任することができる。

4 委員長は、付託された案件に関する検討または判断の結果について、理事会に報告しなければならない。

（水産支部委員会）

第22条 理事会は、函館キャンパスに設置する生協店舗の運営や組合員活動の推進等のために、水産支部委員会を設置し、理事会の議決事項の一部を水産

支部委員会の議決事項とすることができる。

2 水産支部委員会の設置・廃止は理事会が決し、設置する場合は生協職員の中から水産支部長を選任する。

3 水産支部委員会の構成は水産支部長が決する。

4 水産支部長は、活動の状況、議決の結果等について、理事会に報告しなければならない。

(組織委員)

第 23 条 定款第 43 条に基づき、この組合に組織委員若干名を置く。

2 組織委員は理事を補佐し、業務に従事する。

3 組織委員は、次のいずれかの区分で、理事会の議決にもとづき理事長が任免する。

(1) 学生委員会

(2) 院生委員会

(3) 教職員委員会

(4) 留学生委員会

4 理事会はそれぞれの委員会の委員長を任免することができる。

5 理事会は、必要に応じて委員長を補佐する者(副委員長・企画会議委員等と呼ぶ。)を任免することができる。

6 各組織委員は、総代会・理事会の政策の枠内で、委員長(委員長を置いていないときは代表理事)の指示に基づいて業務に従事する。各委員会の委員長は、各組織委員の創意と自発性を最大限生かして活動をすすめるよう留意しなければならない。

7 各組織委員の手当の額は理事会で定める。

8 各委員会の活動に要する費用の総額は理事会で定め、常務理事会が統制を図り、細部は各委員長が決する。

9 委員の任期は、理事長に任命されたときから任を解かれるときまでとする。

(理事会スタッフ)

第 24 条 理事会は、組合員の中から理事会スタッフ若干名を任免することができる。

2 理事会スタッフは、理事会に出席し、理事会の協議に加わる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

3 理事長が特に必要と認めたときは、理事会スタッフは常務理事会の協議にも加わる。

4 理事会スタッフには原則として手当を支給しない。ただし、組織委員でない者を理事会スタッフにするとき等で特に必要と認めるときは理事会の議決により手当を支給することができる。

(専決)

第 25 条 理事会の議決事項であっても、緊急の処理を要するため理事会を招集する猶予がないときは、理事長がこれを専決する。

2 理事長が前項により専決したときは、次の理事会にその内容を報告し、承認を受けなければならない。

3 理事会が前項の承認をしなかった場合、理事長が行なった専決処分は将来に向かってその効力を失

う。

(議事録)

第 26 条 専務理事は、理事会の議事について議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、出席した理事及び監事の全員の署名または記名押印を得なければならない。

(傍聴)

第 27 条 理事会は、必要と認めたときは傍聴を認めることができる。

(改廃)

第 28 条 この規則の改廃は、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の多数の議決で決する。

附則

(施行期日) この規則は、2002 年 6 月 25 日に制定し、2008 年 5 月 19 日、2016 年 4 月 20 日、2019 年 7 月 17 日に一部改正施行する。

北海道大学生生活協同組合 殿

メッセージ

貴生活協同組合の総会・総代会のご盛會を心よりお祝い申し上げます。また、組合員・役職員のみならず、方々の日頃のご努力に深く敬意を表しますとともに、当会ならびに大学生協運動の発展に多大なるご尽力をいただき、改めて感謝申し上げます。

さて、2024 年 10 月に全国大学生協連が行った第 60 回学生生活実態調査では、学生生活の充実度は過去最高を記録し、「大学が好き」と回答した学生の割合も過去最高となりました。また、「勉学・研究」を学生生活の重点とする学生が増えてきており、正課の授業や学外での活動に勤しむことで大学生活に充実感を感じている姿が見られます。一方で、物価高の影響を受け、自分の生活費や食費を確保するために長時間のアルバイトをせざるを得ない学生や食費を切り詰める工夫をする学生の姿も見られました。組合員一人ひとりが生活実態を語りあうことで、自分たちのよりよい生活をつくっていくことの重要性を改めて感じています。

2025 年度の全国の大学生協の活動テーマを「つながる元気、ときめきキャンパス～組合員との対話を大切に、みんなでつくる大学生協に～」と設定しました。一人ひとりの願いの背景を知り、大学生活を送る組合員の期待や不安を、組合員自身の生活実感や経験から解決できるよう、学部生・院生・留学生・教職員全ての構成員で「対話」をし、「みんな」でつくる大学生協にしていきたいと思います。時代とともに組合員を取り巻く環境や生活が変わろうとも、大学生協を通して行われる様々な協同は、必ず組合員のよりよい生活と平和の実現につながるものと確信しております。協同の力を信じ、組合員のくらしの向上を目指していきたいと思います。

また、2025 年は国連が定めた国際協同組合年(IYC2025)です。協同組合が持つ力が世界的に注目されるこの機会に、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた具体的な行動が求められています。大学生協としても地域社会と協力しながら、協同組合の理念や魅力を広めていけることを願っています。

さらに、本年は戦後・被爆から 80 年、阪神淡路大震災から 30 年という節目の年でもあります。世界情勢を見ても社会は複雑さを増しています。こうした中、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞したことは大変喜ばしいニュースです。「被爆者を再び生み出さない」「核兵器を廃絶する」という想いを引継ぎ、大学生協の平和活動においても語り継ぐ取り組みをさらに広げていきたいと思います。

この総会・総代会を機に組合員の参加が益々活発になること、そして貴生活協同組合の益々のご発展を、全国 156 万人の組合員とともに心から祈念し、メッセージとさせていただきます。

2025 年 4 月吉日
全国大学生生活協同組合連合会

祝辞

貴生活協同組合の通常総（代）会の開催にあたり、生協運動発展への日頃のご努力に深く敬意を表し、日本生協連を代表して連帯の挨拶を申し上げます。

かつてないほど消費者・組合員のくらしは厳しい状況に直面しています。食料品を中心とした物価高騰に値上げが追いつかない状況の中、追い打ちをかけるように昨夏の需給逼迫に端を発した米の価格高騰の影響もあり、家計に占める食費の割合はこれまでになく高水準となつています。気候変動や国際情勢の不透明感を背景とした世界的な原料・エネルギー価格の高騰や、国内の人手不足による人件費上昇で、生活に欠かせない費目で負担が増加しています。このことは生活が苦しい層の家計を直撃しており、貧困・格差の拡大が懸念されます。生協は地域に根差し、くらしを守るための消費者組織として、全国各地でフードバンク・フードドライブや子ども食堂への支援など、多彩な活動を展開してきました。厳しい経営環境下でも全国の生協で力を合わせ、商品と品揃えの競争力を高めキャンペーンへの取り組みなど事業を通じた普段のくらしへの貢献を進めましょう。

過去の教訓から学び、対話を重ねて構築されてきた国際秩序が今、大きく揺らぎ混乱が広がっています。自国主義的な傾向が強まり、弱者・少数者が抑圧される事例が続発し、分断が更に拡大しています。核兵器の使用の緊張が高まる中で、日本被団協が昨年ノーベル平和賞を受賞しました。私たちは「平和とよりよい生活のために」を掲げ、戦争も核兵器もない世界を目指し、創設以来様々な活動に取り組んできました。被爆・戦後八十年の節目に、戦争や被爆体験の実相を継承し、戦争も核兵器もない世界へのねがいを次世代へつないでいくことがより一層重要になっています。六月の日本生協連総会では、平和宣言を採択することとし、その検討を進めています。私たちひとり一人がくらしの中から平和を考え語り合うことを大切に、ともにアクションを起こしていきましょう。

昨年発生した能登半島地震・奥能登豪雨災害については、復旧・復興への長い道のりに「どこよりも長く、そしてどこよりもきめ細かくよりそつて」を合言葉に支援を続けています。地球温暖化を背景として、異常気象や大規模災害が全国各地で発生する傾向は今後も続くと思込まれます。災害時でも事業継続と地域支援が維持できるよう、全国生協の連帯と、地域の諸団体との日常的連携を強め、防災・減災の備えを進めましょう。

協同組合のSDGsへの貢献が評価され、今年二〇二五年は二回目の「国際協同組合年」を迎えています。全国の生協は「生協の二〇三〇環境・サステナビリティ政策」を見直し、温室効果ガス排出量削減目標の意欲的な引き上げを公表し、人権尊重の取り組みも進めているところであります。組合員とともに、エシカル消費への理解を広げ、引き続き連帯して着実に実行していきましょう。

少子化、過疎地域における生活インフラの衰退など、様々な課題が各地で顕在化してきています。助け合いの活動、子育て支援や地域見守り活動など、これまで以上に各地域で行政・諸団体とネットワークを広げ、解決につなげていきましょう。

二〇二五年度は、「日本の生協の二〇三〇年ビジョン」の第二期中期方針の最終年度であり、ビジョンの実現に向けて第三期中期方針の論議を本格的に進める年でもあります。全国の生協で知恵を寄せ合い、総合力を発揮してこの厳しい局面を乗り越え、ビジョンで掲げた「つなげる力で未来をつくる」を具現化していきましょう。

貴生活協同組合の通常総（代）会が実りあるものとなり、これからの一年が皆さまにとって価値あるものとなることを心より祈念申し上げます。

二〇二五年四月吉日

日本生活協同組合連合会

代表理事会長 土屋敏夫

大学生協学業継続奨学制度（たすけあい奨学制度）のご報告

2024年度は、全国156大学 393名の学生に4,397万円の奨学金を給付しました

大学生協では、扶養者を亡くした学生の学業継続をみんなで応援する
大学生協学業継続奨学制度（愛称:たすけあい奨学制度）に取り組んでいます

■2024年度における状況■

*本ページ表記の年度は、たすけあい奨学制度運営者である大学生協奨学財団の事業年度(毎年10月～翌年9月末)です

	組合員の皆様等 からの寄付(円)	賛助会費(円)	寄付・賛助会費 合計金額(円)	給付人数(名)	給付金額(円)
本学	233,800	100,000	333,800	4	440,000

本学では4名審査を行い、4名が奨学金の給付を受けました

※審査・給付の人数は、2024年度(2023年10月～2024年9月)の期間における集計値です（給付金額は10万円と12万円が混在します）

1992年度の勉学援助制度開始以降、本学では合計62名が給付を受けました

2024年度は1月から給付金額を10万円から12万円へと引き上げました

給付金額を増やして欲しいという多く学生の声にこたえるため、2024年1月より給付金額を10万円から12万円へと引き上げました。2024年度の応募人数は518名で昨年度より61名増加し、給付率も84%と7%ほど増加しています。当制度を多くの学生に知ってもらうために、さらに広報活動に力を入れてまいります。

寄付・賛助会費について、多くの生協からご協力いただいています

2024年度は、全国で約2,640万円のご寄付、2,383万円の賛助会費を賜りました。
寄付に関しては、145生協にご協力いただき、特に卒業生への寄付呼びかけや募金箱による寄付呼びかけについて、大変ご尽力をいただいております。また、大学団体賛助会員Ⅱには新たに12生協がご加入くださいました。

本学では、学生をはじめとする皆様より、233,800円の寄付等のご協力を賜りました

2024年度は91名の方々に新たに個人賛助会員に加入いただきました。

1口500円から加入でき、年1回賛助会費をいただいております。

いつでも個人賛助会員の加入、寄付を受け付けています。

[こちらから⇒](#)



奨学金給付を受けた学生からのメッセージ

たすけあい奨学金を贈ってくださる、みなさんのおかげで大学で学び続けられます。本当にありがとうございます。大学での学びを生かし、将来は訪問看護師として活躍したいです。（全国で給付を受けた学生より）

この度は、たすけあい奨学金を贈ってくださり、ありがとうございます。より一層、勉学に励み、皆様に恩返しできる人間になろうと思います。（全国で給付を受けた学生より）

大学生協学業継続奨学制度（たすけあい奨学制度）とは

◇たすけあい奨学制度とは、扶養者を亡くして経済的に困窮する学生へ

奨学金12万円(返還不要)を贈り、学業継続を応援する制度です。

◇この奨学制度の財源は、寄付や賛助会費によって支えられています。

当生協は賛助会員に加入し、制度普及と財政安定のため

寄付活動に取り組んでいます。

◇応募対象者は、本学に在籍中かつ1年以内に扶養者を亡くした学生全員です。

当生協組合員以外の学生も応募可能です。（留学生は組合員のみ）



検索

たすけあい奨学制度

Web サイトで情報を発信しています。

【北大生協 Web サイト】



【生協営業時間・各店連絡先】



【北部食堂出食メニュー情報(Comenu)】



このほか、Twitter、公式 LINE などでも情報発信しています。



北海道大学生生活協同組合

〒060-0808 北海道札幌市北区北 8 条西 7 丁目

TEL 011-746-6218 FAX 011-746-2341

<https://www.hokkaido-univcoop.jp/hokudai/>

seikyou@coop.hokudai.ac.jp